

第六章 明治時代の舟形

- 第一節 新しい時代へ
- 第二節 道路開削と舟形橋
- 第三節 学校教育の発足と普及
- 第四節 日清・日露戦争
- 第五節 通信・運輸・鉄道の開通
- 第六節 舟形駅開設と新しい産業
- 第七節 自治の発達

第六章 明治時代の舟形

第一節 新しい時代へ

1 戊辰戦争と舟形

慶応四年（二八六八）一月、鳥羽・伏見戦に始まる戊辰戦争は、三〇〇年に及ぶ徳川幕府を崩壊せしめ、薩長土肥の各藩を中心とする新政権の誕生をもたらした。同年四月、新政府奥羽鎮撫軍の一軍は、早くも笹谷峠を越して山形に入り、天童を経て、二十三日、新庄に至った。副総督府沢三位為暲、参謀大山格之助等の一行である。政府軍はその晩のうちに、新庄藩兵をも併せて最上川を下り、庄内領への侵入を開始した。両軍は藩境清川口において激しい銃撃戦を交えたが、庄内藩の守りは固く、数時間の激戦の後、官軍側は兵を引揚げた。この戦いの折、官軍進撃のために堀内村から七助・才兵衛・嘉兵衛の三人が御道具持として徴集された。この他、村人三〇人が舟人足として集められた（石井家文書）。舟形町庄屋沼沢清五郎はこの折、人馬調達に尽力したとて、後に新庄藩から表彰された（同氏履歴書）。

この後、米沢・仙台両藩は、目下の政府軍と交戦中の会津藩の降伏をあっせんし、あわせて奥羽の地方に戦火



戊辰戦争 舟形口合戦図

の広まるのを防ぐことを目的に、奥羽の各藩に呼びかけ、奥羽（後に越も参加）列藩同盟を結成した。仙台・庄内の佐幕派大藩に狭まれた新庄藩も当然これに加盟したが、一方城下に駐留する政府軍の圧力もあり、新庄藩は微妙な立場に立たされた。閏四月二十九日、沢三位の一行は秋田に去った。彼の地で本隊九条総督の軍と合流、

たくみに秋田藩を味方にひき入れて勢をもちかえし、七月初め、新庄奪還を目ざして反撃に移った。

庄内・仙台・山形・新庄等の同盟軍は主寝坂峠の峻嶮でこれを迎撃したが、兼ねて秋田藩と密約を交わしていた新庄勢は、戦いの最中、軍師笹新右衛門の指揮により、突如銃口を同盟軍に向けた。このため、同盟軍は散々に敗れ、南に走った。仙台藩隊長梁川播磨は部下三〇余名とともに、金山森合峠の激戦で壮絶な戦死を遂げた。ここにおいて、新庄藩は奥羽越列藩同盟を事実上離脱した。これによって、政府軍は新庄に入ったが、庄内勢・山形勢はすぐに備えをたてなおし、舟形口と福田・仁間の二方から城下に迫った。舟形口攻撃の庄内勢は、加勢のために、急扨楯岡から馳せ参じた酒井吉之丞を隊長とする二番隊である。七月十一日、二番隊は舟形町に入り、山形・岩手山藩とともに小国川南岸に布陣した。酒井隊

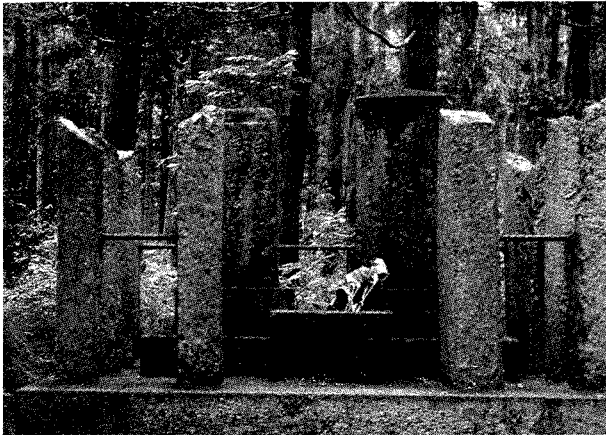
長は村の南東八幡山に日章旗を掲げさせ、自らは問屋大泉にあって、後から川端の諸隊を指揮した。一方、官軍側は大砲隊などを含め、続々と新庄を発し、鳥越・四ツ屋・柏木台・樺坂等に陣を構えた。

本格的な戦闘は十三日に開始された。即ち、この朝、庄内勢の一隊が一の関の下手で小国川を越え、屋敷野から山の神・樺坂に向かい、官軍を急襲した。不意をつかれた官軍は大いに驚き、白刃を振ってこれを迎えうった。この乱戦の中で、新庄藩の堀隊長・小屋春五郎・伊藤亀助等が山の神の山上附近で、激しい斬合いの後に戦死した。この間に、庄内勢は続々と渡河、樺坂辺の官軍を攻撃した。この勢に押されて、柏木台の方に退く官兵もあった。山の神の麓附近の銃砲撃戦では、新庄藩齋藤竹蔵・大野坂次郎・白塚藤吾・川上雅右衛門などが戦死した。この他、加々尾台次郎・岡田作太郎、佐藤友治・齋藤勘左衛門が負傷、舟生源右衛門の従者中鉢多吉は銃丸に当たり、二十五日関屋村で亡くなった。薩・長二藩もそれぞれ七人の負傷者を出した。

右の山の神山上附近で戦死した堀・小屋・伊藤三人の遺体は舟形に運ばれ、首を晒された後、定泉寺境内に埋葬された。また、銃撃戦でうたれた白塚・川上・齋藤・大野の四人は、首を刎ねられて柏木台上る旧道上り口附近に埋められた。それぞれの勇士の墓が、いまも右の二ヶ所に残っている(川上の墓は後舟形に移された)。

一方、四ツ屋村端れに陣をとり対岸の庄内勢を砲撃していた新庄兵は、山の神の山上から襲ってきた庄内勢を味方の薩摩兵と見誤り、散々に打ち破られた。川端の薩摩兵も背後の急変に驚き浮き足立った。敵将酒井吉之丞はこれを見て一斉に渡河を命じた。薩摩勢は一たまりもなく、小倉・肥州兵等とともに鳥越方面に逃れ新庄に入った。この夜、酒井隊は柏木原(今の沖の原集落)に宿営した。

また、肥州藩は鳥越庚申塚から沖の原村を通り、小国川北岸段丘上に布陣した庄内勢と打ち合ったが、四ツ屋の官軍が敗れたのをみて二つ屋方面に引揚げた。



沖ノ原柏木台にある官軍基地

長沢・大平方面においては、十三日、瀬川内匠の率いる新庄勢約五〇人が大平道より内山に進み、一部は川を越えて長沢村に入ったが、間もなく引揚げ、二つ屋附近の激戦に参加した。また、鳥越にいた肥州兵も、十二日夜、大砲二門をひいて大平から内山に至り、十三日長沢村に入ったが、同村権現山にあった庄内勢に銃撃されて間もなく逃げ帰った。

十四日、庄内藩は新庄総攻撃を開始した。官軍はこれを鳥越庚申塚に迎え、一時は作戦に成功し敵を退けたが、庄内勢の一手（二番隊）が長者原・福寿野を迂回して角沢村を攻略したのを知り、激戦数刻の後に新庄に退却した。かくして、庄内勢は鳥越方面と仁間・福田、飛田の三方から雪崩を打って新庄に迫った。この攻撃によって、新庄の城は街もろとも黒煙を噴いて焼け落ちた。焼失した建物は靱蔵一四棟（一二万六千三百俵）・侍屋敷五一六戸・足軽屋敷百戸・町家七八一戸・土蔵納屋四二三棟・村方民家四五〇戸・土蔵納屋四〇棟と記録されている。藩主は家族とともに秋田に逃れた。官軍の大部分もこれと前後して秋田領に入った。官軍がここで再び勢をもりかえし反撃を開始するのは九月初旬、藩主の帰国は十月一日のことである。

新庄城落城により当地方は庄内藩によって治められることとなった。七月十五日、酒井吉之丞は陣営を西山桂岳等に移し、早速次の告諭を発して新庄落城後の秩序回復をはかった。（『新庄藩

『戊辰戦史』三七五頁。

- 一 兵火に羅り難儀に及びぬる者は官の山林を伐ることを許すべし。
- 一 当藩老若婦女民間に隠れて衣食に窮し、病にかかれる等其手当行届く様厚注意すへし。
- 一 敵対せし者と難も主の為に戦死せるは之を葬り其墓標を建へし。
- 一 非常の困難に有へきなれハ当年の租税は半を免すべし。

また、焼残つた新庄藩土蔵の枳を郷村に給付するとの命を發した。

枳御土蔵焼失の処、明日より人足一人に枳一斗五升つゝ被下候ニ付、龍吐水手明き俵二俵づつ持參、同所江相詰候様致度趣庄内様御人数より御迎聞候間宣御取計可被下候、以上。(七月十五日、新庄割元庄屋からの達し。前掲書)

さらに、十六日夜、宿陣新庄観音寺に町役人等呼び出し、酒井吉之丞の名をもって次の布告を言い渡した。

左町中布告

一 隣領江人数差加へ様之儀者素より不好所ニ候得共、戸沢家之儀者奥羽同盟之諸大名江対惣而表裏の振舞而已在之、殊ニ方今奸賊之意ニ随ひ、当月二十三日人数迄被差向候ニ付、無止一戦ニ及討平ヶ候条、武家之習ひ、無扨儀与可在事。

一戸沢家并同家中之武器預り置候者ハ一切隠置不申早速可差出、若隠置後日於相顕者急度可申付候条、心得違無之早々差出可申事。

一家中家内并老若之者、多く出入之ものへ立退世越忍ひ候者も可有之候得共、右様之もの決而無慈悲之取扱等致不申候間、心配不致様可申通候、追而模様次第望之所江送届け可申事。

一残賊之輩潜伏致し、探索之上召取候ニおゐてハ申付方も有之候得共、降伏ニ及自分ら訴出候ニおゐてハ一命を助け、戦功ニ人材ニ依而夫々可取立もの也。

一残賊之居所を存候ハハ褒美を為取候ニ付、早速訴出可申、若し是を隠置、外より於相顕者可処嚴科もの也。

一法令之儀者是迄之通相心得可申事。乍去庶民の難儀ニ相成候儀者追て取捨可致もの也。

一庄内之者威光にほこり、威勝々間敷儀ハ勿論、不依何事庶民之難儀ニ不相成様申渡置候得共、万一心得違之者有之候節者聊無遠慮訴出可申事。

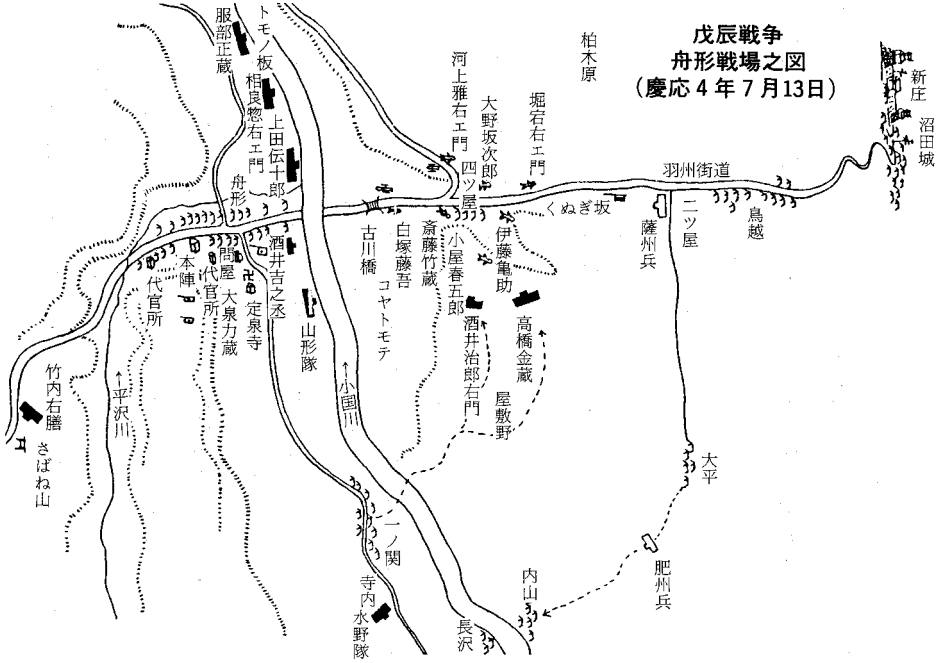
右之通新庄町在庶民相心得可申もの也。

辰七月

奉行

これは翌十七日の日付で村々に回達された。

舟形村においても、庄内掛役人が来て様々な通達を出した如くで、堀内村庄屋等が八月二日に舟形御役屋に呼び集められた。即ち、堀内石井家文書「留書」に、



一八月十二日 庄内(勢)舟形御役屋ニ而役所立色々のゆ(言渡し)いわだし。

一同十七日、親方ニ而沢内一流寄合ニ而庄屋(勢)わゆへわだし。此度庄内方は常葉丁御屋敷へ仮居致候ニ付て御触之殊(事)、是も庄内領ニ相成候迄は諸万事何儀皆々庄内様ニ随ひ、御物成も半取立、猶又色々の殊(事)ハ御触之通守るべしト定いたし。

とある。

右の焼酎貰いについて「石井家文書」は、

一廿一日(七月)親父ハ村方せげん今だ焼酎もらいある(目)くに時分も行と馬引参り四斗入儀式儀持てまへり、内ニ而右焼酎あらひテ致候処、式儀は只粃三斗二而なり、皆々悪(灰)のよふニ而ながれ申候。

と記している。堀内あたりでは、さぞ喜んで城下まで行ったことであろうが、貰った粃は期待した程で

はなかつたようである。

庄内藩の布令の中で「御物成半取立」がとくに注目されるが、これは以前進駐してきた政府軍も同様の布令に出していたことに對抗して、人心の収攬をはかったものであろう。新庄領内では、指首鍋村がこの趣旨によって、庄内藩役所に年貢減免の願いを出し悶着を起こしたことが『鶴岡市史』に記されている。年貢半減のことは、九月十九日庄内勢引揚げにより結局実施されなかつた。

戦争によって苦しんだのは武士のみではなかつた。むしろ、このためにあるいは軍夫として徴発され、あるいは敵味方にかぎらず兵隊の旅宿をつとめ、かごや草鞋をさし出さねばならず、さらには戦いの度毎に家財道具をもつて、山中に逃げまどわねばならぬ庶民こそが真の被害者であつた。この年の春、庄内藩は六十里を越して村山地方に侵入してきたが、この折、下谷地郷代官が手代を連れて逃げ帰つたことがあつた。この姿をみて、堀内村は大恐慌に陥つた。この様子を「石井家文書」は次のように記している。

一五日（七月）上郷の幸文治（左沢の博徒小文治のことであろう）先達ニ而庄内調額百人斗リニ而色々々わざ致し、其上
続々庄内方人々参リ、又ハ上郷の者手ニ付都合九百人斗リ也。

一同六日晚、下谷地御代官門谷様手代老人召つれ余々にげ参るを見て、西ノ又の者先ふれ致、上郷そふど^(騒動)うの者共ト郷へ、
村方一度ニさわき、夜六つ半時^(ま)方家の諸道いだし、猶又幸作内ニ而私しのうらニいだし、大さわぎ也。次ニ五つ半時
頃、右御代官様ニ而大安法、次ニ其夜之内押掛共大石田方大舟ニ而下るといふて村方野宿也。

一翌日七日、金毘羅様のうらニ而小屋掛、家さらへ引越、家中之内老人つつ泊り、外ニ人足老人出、猶又道乗様の御組
十人私しまがなへいだし、昼飯ト夜飯共ニ親方^(よ)方にぎり飯^(送り)をぐり、味噌共ニ、次ニ其夜之御用ニ而六ツ時出立。



戊辰戦争出動令

実際には戦いの場とならなかった堀内村においてすら、この騒ぎであつた。これが舟形村・長沢村・樺坂・沖の原辺にあつては如何ばかりであつたであろうか。「石井家文書」はさらに「私も当年いくさのためには人足あるいへ親方の前二番七十日斗いたし。」と記している。

庄内勢の猛攻により秋田に逃げた官軍は、海路応援にかけつけた九州勢等の加勢によつて勢をもちかえし、九月十七日ごろより総反撃を開始、同月二十三日、その先鋒は新庄に入った。これより先、新庄警備の任にあつた庄内勢は、事態の急変を知り、九月十九日、次の達しを郷村に示したまま、本合海を経て、庄内に引揚げてしまった。また、秋田方面から退却中の酒井吉之丞は横手辺から浅舞を通つて庄内に退いた。

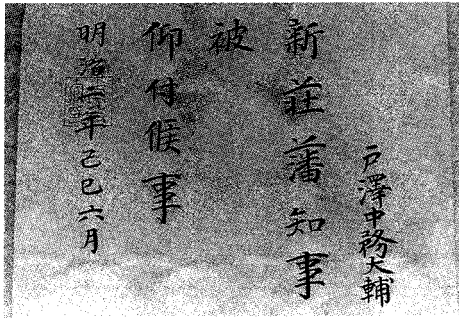
申達

今度模様柄も有之に付、一同古口為固罷越候儀ニ付、収納取納方重て当所江罷越、夫々可申達候、一同動揺不致、郷倉江取納置候様可致候、此段為心得申達候。

九月

新庄十二郷 庄屋

庄内仮役所



新莊藩知事辞令

庄内勢・山形勢などの総引揚げをめぐって、なお舟形村附近で少しのいざこざがあったが、ここでは省略する。十月一日、新庄藩主戸沢実は四ヶ月ぶりに故国の土をふんだ。庄内藩はすでに九月二十七日政府軍に降伏し、この地方における戦いは終わっていた。

2 行政区画の変遷

明治二年の版籍奉還によって当地方の土地・人民は新政府のものとなった。しかし、藩主戸沢氏は改めて新庄藩の藩知事に任命され、依然として当地方の支配に当たった。代官・庄屋を通して村々を支配する組織は依然として従来のままであり、年貢なども昔のままに徴収された。この限りでは、御一新といいつながら、村々の政治は全く変化はなかった。

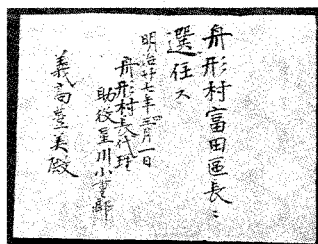
因みに、現在の舟形町に属する諸村の幕末元治元年から明治二年までの六ヶ年の年貢納入高は第一表の如くであった（「羽前国^{最上郡}村山^郡之高帳」による）。なお、これは明治六年以後に実施された地租改正の基礎作業として行われたものと思われる。

このような状況では、新政府の本来のねらいである中央集権の実が挙がら

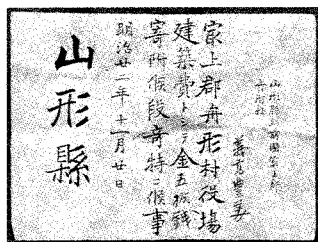
第6-1表 元治元～明治2年各村年貢納入高

村名・村高	年	本田物成	新田物成	そ の 他
舟形町村	元治1	188石92267	107石41760	本田口米2石69161
本田	慶応1	同 上	同 上	新田口米1.70699
796石575	// 2	88.77360	62.72675	山還上銀123匁9分7厘
新田	// 3	172.17588	107.41760	染屋運上錢732文
379.163	明治1	90.76436	同 上	諸職人運上銀24匁
	// 2	89.72051	56.89980	
長沢村	元治1	547.18589	49.65282	本田口米0.82109
本田	慶応1	同 上	同 上	新田口米1.16585
1564.056	// 2	392.55812	39.24724	山運上銀20匁8分2厘
新田	// 3	547.18589	49.65282	山運上錢279文
303.826	明治1	380.49733	同 上	糶屋運上銀12匁
	// 2	294.30659	38.86197	威鉄砲運上錢300文諸職人運上銀31匁
長者原村	元治1	83.3163	14.62027	本田口米1.17916
本田	慶応1	同 上	同 上	新田口米
355.389	// 2	39.34005	同 上	山運上銀63匁8分3厘
新田	// 3	76.87041	19.85172	諸職人運上銀7匁
153.940	明治1	52.57305	同 上	川運上錢12匁242文
	// 2	39.30540	11.52260	
富田村	元治1	319.73897	20.01144	本田口米5.92776
本田	慶応1	321.63535	同 上	新田口米0.43493
1131.674	// 2	234.78754	同 上	山運上銀121匁1分3厘1毛
新田	// 3	288.31850	同 上	染屋運上銀30匁
223.524	明治1	220.11769	同 上	諸職人運上銀17文
	// 2	197.58546	14.49768	川運上銀3匁3分1厘
				川運上錢1匁515文
堀内村	元治1	291.75451	54.42244	本田口米3.73768
本田	慶応1	300.35243	同 上	新田口米0.81450
1155.846	// 2	68.43838	30.22444	山運上銀182匁6厘, 錢745文
新田	// 3	248.92613	54.67914	染屋運上銀12匁
450.755	明治1	183.75473	同 上	諸職人運上銀35匁
	// 2	124.58949	27.15001	川運上銀14匁5分

注 「羽前国最上郡村山郡之高帳」(『郷土資料叢書』第13集所収)による。



富田区長辞令



役場建築寄付金証書



明治初年の最上郡役所

ない。これを貫徹するために、政府は思い切つて廃藩置県を断行した(明治四年)。これによって、旧藩主戸沢氏は東京に去り、当地方は政府から派遣された役人によって治められることとなった。当地方は明治四年七月、新庄県となったが、間もなく十一月山形県に編入された。

同五年、大区小区制施行により、舟形町地方は第七大区小二区となり、同九年の現山形県成立後は第四大区小一区に編入された。その後、明治二十二年、市制・町村制の施行により、従来の長者原・富田・堀内・長沢の四か村が舟形町村に合併し、舟形村と称した。(但し、昭和二年『堀内村村勢要覧』はこれを明治十七年としている。)各旧村は大字となった。

この後、立地条件の違いからであろうか、堀内地区に分村運動がおこり、明治二十三年、同地区は分離独立して堀内村となった。両村が再び合併し、舟形町となるのは昭和二十九年のことである。

3 地租改正と地価修正

(1) 最上地方における地租改正の意義

この地方において地租改正がどのように実施されたかを見る前に、地租改正とは何かということと、舟形町を含まれた最上地方の歴史の上で、それがどういう意義を有しているのかという点について、はじめにごく簡単に述べておきたい。

地租改正は、明治新政府が全国規模で実施した土地制度及び税制上の根本改革であった。この改革によって、封建制を脱却したばかりのわが国の経済的発展の基盤が形成されたのである。地租改正の主眼は、旧来の農民保有地に私的土地所有権を設定し、その所有地に一筆ごとの地価を定めて、その地価を基準にして、従来まちまちであった現物貢租に代って、地価の三パーセントの金納定額地租（明治十年からは二・五パーセント）を全国一律に課することにあつた。したがって、旧幕藩時代には全く欠如していた地価を決定することが、地租改正の最も重要でかつ困難な仕事であつた。

地租改正の事業は、明治五年二月の田畑売買の解禁、同年七月の地券交付布告（壬申地券）などの準備過程を経た後、六年七月二十八日の地租改正法（上諭を付した太政官布告、地租改正条例、地租改正施行規則、地方官心得書からなる）の公布をもって全国一斉に着手された。そして、耕宅地の改租はごく一部を除いて十二年中には終了し、林野の改租は十五年から十六年までかかった所もあるが、公式には十四年六月の地租改正事務局の閉鎖をもって終局した（福島正夫『地租改正』）。

この過程を全国的な地価決定方式の点で見ると、三つの段階に区切ることができるという（永井秀夫『地租改正と寄生地主制』）。つまり、土地の売買価を基準に地価を決定するとした壬申地券の交付から地租改正法公布までと、一年の収穫・作益から一定率で還元して地価を決定するとした六年七月の地租改正法の公布から八年七月までの時期、それとそれ以後の村位・地位の査定を中心として地価を決定した時期の三段階である。このようにめまぐるしく変わるほどに地価決定は困難を伴ったが、最後の村位・地位査定方式によって、ようやく全国的な地価決定が可能になったという。

しかし、これはあくまでも全国的な過程であって、山形県の地価決定方式は、これとは別の独自の形がとられた。詳しくは後述するが、壬申地券の交付の際に立付米（小作米）を基準にした地価決定の方式がとられ、その方法が八年七月段階まで続けられて、それ以降に村位・地位等級編成方式がとられるようになったのである。最終的には放棄されたのであるが、立付米を基準にした地価決定方式をとったのは、全国でも山形県のみであったという。

後に見るように、わが最上郡内でも山形県の方式によって地価決定が行われ、改租事業が進められたことは疑いない。

地租改正は、最上郡の歴史に大きな刻印を残し、今日まで取り返しのつかないほどの影響を及ぼしている歴史的出来事であったと見られる。このことは、明治十年前後に山形県第四大区（最上郡）の区長であった朝比奈泰吉の口述書、「山形県最上郡景況」によく表現されている（国学院大学佐々木高行文書「山形県事情陳述書類」の一部、大友義助氏が『最上地域史』第四号に史料紹介）。

朝比奈は、明治九年十月から翌十年十二月までの区長奉職中に実見した最上郡の景況を口述した中で、「該郡

人民ノ貧困筆紙ノ能ク尽ス処ニアラス」と、郡内の貧困度についてふれ、そのような状況をもたらした原因について、つぎのように述べている。

右貧困ノ原ヲ需ヌルニ、元ヨリ人民未開愚鈍懶惰、毎朝早く起テ稼業ヲ欲セス、悪衣悪食足レリトシ、汗流力田ノ性気ナク、耕耘培養ノ法ヲ知ラス、加之土地悪ク、水利乏シク、水アルモ山間冷水ノ多キニ由ルト雖、吾ヲ以之ヲ觀ルニ、其貧寒今日之景況ニ至ル者ハ、全ク旧山形県地租改正ノ法其当ヲ得サルニ依ナラン、其改正ノ時ニ当テ、如是人民如是ノ土地タルヲ実視熟察シテ改正ヲ要セハ、決シテ今日ノ景況ニ至ル事無ラン、然ルニ其改正ノ時ニ当テ仕様ヲ探訪スルニ、下愚ノ小民ヲ嫌制シ、唯成規ヲ以庄シ、実地ノ測量ヲ廢ニシ、土地ノ便否ヲ察セス、米価ノ平均ヲ問ワス、收穫ノ実得ヲ札サス、唯他郡ト同一視シテ容易ノ改正ヲ要スルヲ以テ今日ノ景況ニ至ル事、実ニ以官員ノ不体裁、小民ノ困難皇恩仁恤ノ意ニ背リ、実ニ二郡ノ不幸惘然ニタエサルナリ

このように述べて、さらに郡内に数多かつた鹿ノ畑（焼畑）と冷水がかりの田も、本田畑と同様の地租が課せられたこと、かく地租改正が不当だったために、とるよりも費やす方が多いと上地を願う者が少なくなかったこと、しかし、上地が認められずに致し方なく耕作する者、耕作をしないで、荒地にして地租を出している者もあつたことを指摘している。そして、彼はある戸長から必要な人があれば無代で畑を進上するという者がいると聞き不信に思い、ある村に出張した際ひとりの民にそのことを問うと、酒をつけて畑を進上するという答であつた。これはまことにあわれな話で、さ程のことを言うのであれば、上地を願うのも無理はないと合点がいった、という意味の逸話を述べ、最後に旧小国郷内では、三四名の身代限り者が出て、その所有地を公売したが誰も買う者

が無く、村預りに成つたことをあげ、「其改正ノ不当貧区ノ模様察スヘキナリ」と言っている。

地租改正直後に区長を務めた朝比奈泰吉が実見した最上郡の景況と、その時彼が見た郡内貧困の原因はこのよ
うなものであつた。もちろん、彼の主張は、今日のわれわれが考えて必ずしも首肯できない点もあるが、最上郡
の歴史において地租改正が持つ意義は十分に言い当てているように思われる。

少なくとも最上郡においては、地租改正は地域性が十分に考慮されないまま、他地域と画一的にしかも強制的
に実施されたと言えよう。そのことと郡民の認識不足も加わつて、土地の所有関係において後々まで「軒先三寸
まで官有地」と言われるほどの不利な状況が現出したのである。特に林野についての地租改正の意義は大きく、
林野に依存する度合の高い山間地域の最上郡では、膨大な官有（国有）林野を設定するとともに、大規模な山林
地主を出現させることになつた地租改正が、その後の一般の林野利用に大きな桎梏を与える結果になつてしまつ
たことは否めない。その影響は、今日にまで及んでいると言えよう。

このように、地租改正は今日のわれわれにも密接な係わりを持つほどの、看過してはならない問題である。だ
が、この地域の地租改正についての研究はほとんどなされていない。史料不足ということもあつて、わずかに小
山義雄氏の「最上地域の地租改正と減租運動の実態」（『最上地域史』創刊号所収）と、『真室川町史』の林野の地
租改正である官民有区分についての記述があるのみである。以下でもやはり、充分な関係史料が得られないため
に、地租改正の過程をくわしく跡付けることはできないが、舟形地方でどのように地租改正が実施され、その結
果として村々にどのような動きが生じたか、その概要について述べてみたい。

(2) 改租過程と地租の徴収

明治五年七月の地券交付布告によつて、壬申地券の交付が命ぜられたのであつたが、その地券面に記載すべき地価の決定について、山形県(第二次山形県)は同年九月に、立付米額を基準とした地券調べを県下に指令し(前掲永井論文)、翌々十一月にそのことの是非を租税寮改正局に伺つてゐる。壬申地券面の地価は、「其(売買)代価ハ田畑ノ位付ニ拘ラス、方今適當ノ代価ヲ開申セシメ券面ヘ書載スヘシ。」(五年七月四日大蔵省第八三号達) (『明治財政經濟史料集成』第七卷) という達に基づき、売買代価を基準にするよう命じられていたのであつた。だが、山形県は独自に立付米を基準にすることを伺ひ願つたのである。

その理由は、旧来の検地帳・反別帳は有名無実化して、一村の高反別は割付等で知ることができるとはできるが、一筆限りについてもは不分明である。もしそれを明らかにするとなると、実地の丈量をしなければならぬ。そうすれば人民の疑懼(ぎく)を生じ、余計な時間を費やすことにもなるので、元来当地方で質地または譲渡の際に基準となつてゐる立付米で地価を定め、それをもとに反別を逆算する方法を取りたいというものであつた。この伺ひに対して、地租改正当局は「立付米ヲ根拠トシ地価取調候ハ尤之事ニ候得共、之ヲ以反別ヲ算出候儀ハ不都合ニ有之」、「立付米之内貢租ヲ除キ全ノ作徳米ヲ標準トシ代価ヲ仕出し券状可相定事」と指令してゐる(『明治初年地租改正基礎資料』上巻)。つまり、立付米から貢租分を控除した純作徳米を基準にして地価を算出するよう命じ、立付米を基準に反別を逆算することは不許可としたのであつた。ともあれ、県のもくろんだ立付米高による地価の算出方式は認められたのである。

この地券交付のための立付米調査が最上郡内でも行われたことは、つぎの通達で明らかである。この文書は一

度反古にされたものなので、破損部分はあるが、その大意は知られる。

此度御田畑屋敷山林共地主 [] 小作人共銘々立付米取調、来ル十月晦日限り [] 被仰付、承知奉畏候、依之日々精々取調方取掛罷在候得共、何分当月中 [] 無御座、何共恐多奉存候得共、来十一月下旬迄御日延奉願上候間、出格之御憐愍願之通御叶被成下度此段奉願上候、以上

壬申十月

第二区

山形県新庄御出張所

元舟形郷 副戸長惣代 沼沢清五郎

(定泉寺襖の下張り文書)

これによると、元舟形郷の各村にも田畑宅地山林の全ての地目について、地主と小作人に対し立付米を調査し、明治五年の十月末日まで取調書を提出するよう通達されていたことが知られる。この願書は、その取調書の提出を十一月下旬まで延期して欲しいと願ったものである。だが、この願いを出してしばらくしてから、またつぎの通達が出されている。

地券発行ニ付、田畑立付米取調十月晦日迄可差出旨先般触達及置候処、爾今不差出不都合之至候間、依之早々取調、来ル十五日迄無相違可差出旨区内村々へ通達可致もの也

壬申十一月四日

(定泉寺襖の下張り文書)

このように、取調書の提出を促す通達が再度出されたのであるが、これに対し第二区(元舟形郷)では再び延期願いを出したようである。願書の冒頭部分しか残っていないが、調査遅延の理由が記されている。なお、この願書は原帳簿の控え順序から推察して、十一月五日付のものと思われる。おそらく、前出の通達をうけてすぐ願い出たのであろう。

乍恐奉願上候

先般御田畑等立付米取調奉書上候様被 仰出奉畏候、右ニ付精々調方取掛候得共、一ヶ村ニ而茂御田畑数千筆ニ而容易調方行届兼、殊ニ当節御貢米取立猶石代上納(以下欠)

(定泉寺襖の下張り文書)

この願書では、できるだけ立付米の取調べに取りかかっているが、一村だけでも田畑の筆数が数千筆に及び、なかなか調査がはかどらなないと、遅延の理由を述べている。はたしてこの願書がどのように処理されたか、知るすべもないが、いずれにしろ、立付米調査はその後も続行されたと推察される。残念ながら、この調査の結果作成された「田畑地引帳」とか、「田畑立付米地主名前外取調書上帳」などは、今のところ町内では発見されていない。以上のように、山形県は明治五年九月以来、立付米調査に基づく地価決定を進めていたのであったが、新たに八年秋から調査方針を変更し、村位・地位の等級査定に基づく地価決定を行っている。これは、八年の七月に地租改正事務局(八年三月設置)が等級編成による検査方針を打ち出し、八月に改租期限を翌年の九月と期限づけ

たことに対応したものであった。

最上郡でも明治八年の秋から、村位・地位を定めて地価決定を行ったことは疑いない。このことは、鮭川村中渡の荒木家あるいは最上町月楯の菅家に伝存する「七大区等級表」によつて知られる。菅家に残る等級表は、「明治八乙亥年十一月廿四日新庄於 御支庁地租改正被仰出七大区等級表」となっており、七大区の場合、村位・地位査定に基づく改租は、八年の十一月二十四日に区内に申し付けられたものである。

前記の二家に残る等級表の内容は若干異なっているのであるが、ここでは菅家の等級表によつて見ると、田畑宅地の場合は区内の村々の収穫高によつて一から一〇等までに区分し、山林原野も一から一〇等までに区分している。等級ごとの収穫高は、田宅地は米、畑は大豆の量で示され、山林原野は銭高が記されている。

この等級表では富田・長沢が二等級、舟形が三等級、長者原が六等級、そして堀内が七等級となっている。富田・長沢は区内でも高い等級づけとなっていた。

これが村位の等級であるが、さらに各村ごとの地位の等級付けが行われた。後出する「改正地租帳」（長尾市助文書、舟形町史編集資料No.2所収）によると、田畑はそれぞれ上・中・下・下々に区分されていたようである。第七大区（最上郡）の場合、村位・地位ごとの収穫量決定は、村位等級に主眼を置き、各村の収穫量を算定し、それを各地位に配分するという方法をとつたという（『府県地租改正紀要』下）。したがって、地価算定の基礎となった収穫量は、実情に則したものとは言い難かった。

地価は、このように定められた収穫量に米価（明治三〇七年の五か年平均）をかけて収穫額を出し、それから種籾・肥料代と村費分を差引いて、その差を利子率で割つて算出された。山形県の場合、米価は二円七三銭（石当たり）に統一され、利子率は村位ごとに決められた。七大区では利子率は六分から七分まで四つに区分されていた。



地券（長沢・伊藤家）

以上のような地価算定方式に基づいて、実際の改租が行われたのであった。一筆ごとの地価を確定するためには、まず土地の丈量を実施し一筆ごとの面積を明らかにしておかなければならないが、その丈量は立付米調査の段階で実施されていたと思われる（最上町月楯・菅家「田畑地引帳」類）。前記の新庄支庁において、八年十一月二十四日に地租改正が仰せ出されたというのは、おそらくその時に、区内の総地価・地租を各村に配賦した「仮仕出」（仮検状）が令達されたということであつたらう。この「仮仕出」に基づいて地租が賦課されたと思われる。県は「仮仕出」の結果を地租改正事務局に報告し、明治八年度よりの地租賦課の認可を得ている。

しかし、「仮仕出」は等級編成方式に変わった後に厳密な土地丈量を行つて作成されたとは思われない。おそらく、一筆ごとの丈量は厳密には行わず、以前の地引帳類と等級表をもとに一筆ごとの地価が決定されたと推察される。丈量が実施されても粗雑にしか行われず、しかも県吏が強行したのであつた。このことは前掲「山形県最上郡景況」からも知られるが、「郡内明治八年度地租改正之儀ハ人民ニ於テ地質を検査シ、地価地租ノ額ヲ可定筭之処、多クハ当時県官之指揮ニ任セ遂テ不当之改正ニ相成」（富田・高橋家「御達書綴」という文面からも窺われる。なにしろ、県吏の調査は一小区を一日で片付けるという性急であつたという（永井前掲課文）。

このように性急で、粗雑な調査に基づき、しかも実情にそぐわない地価を基礎に、田畑宅地については、明治八年度から地券が交付され

て地租が賦課されたのであった。「予テ申達置候明治八年地租金納不足之分」(高橋家「御布令留帳」という文面から見ても、この地方においても八年度から地租が徴収されたことは間違いない。

地租改正によって実際に賦課された地租額を村単位で見ると、第一表のようであった。なお、これは田畑宅地の合計額である。

この表の最下段の地租額は、明治十年一月に地租率が当初の三パーセントから二・五パーセントに変更されてからのものである。このうち長沢村の地別別の反別・地価・地租を示すと、次ページの第三表のようである。この等級と反当たり地価の決定方法を見ると、旧藩時代の位付けがそのまま踏襲されていたようにも思われる。

以上に示した改租の結果は田畑宅地についてである。林野については後に詳しくふれるが、林野の改租は、「山林原野昨年改正之分地価取調之儀ニ付」(高橋家「御布令留帳」とあるように、明治九年から着手されたようである。「沢ハ明治九年中調俣綴こみ、山林モ有リ」と記し、官有地の総地目の反別が書上げられている(「堀内風土記」)ことからすると、堀内村では九年中に林野の官民有区分は一応終わったようであるが、完結したわけではなかったろう。「過般相達置候山林原野民有地ニ相定メ候分地価地租取調、改正懸りへ可伺出旨御達有之候ニ付、六月十五日限り取調差出候様相達置候得共、

第6-2表 地租改正による各村の反別・地価・地租

	富田村	舟形町村	長者原村	堀内村	長沢村
総反別(田畑宅)	142町6321	146町5910	85町0201	250町2217	240町9708
総地価額	30894円803	29787円099	13652円403	37134円559	53759円599
総地租額(3%)	926円844	893円634	409円572	1114円037	1612円788
総地租額(2.5%)	772円370	744円695	341円310	928円364	1343円99
村位等級	2等	3等	6等	7等	2等

○島越・松田家文書(新庄図書館所蔵)。この文書は表題がなく、年月日も不明であるが、明治十年1月の地租率変更数か月後のものと推定される。

(中略) 本月(七月) 十六日迄悉皆差出候様嚴重相違候事」(高橋家「御布令留帳」とあるように、林野の改租は十年六月十五日までとされていたが、長沢・舟形・長者原は書類の提出が済んでいなかったらしく、八月十五日になって「其村々山林地価帳之清帳未差出不都合ニ付」(同上) 速やかに差出すよう区務所から通達されている。おそらく、林野の改租ははやくとも十年末頃まではかかったものであろう。

前述のように、田畑宅地の地租は明治八年度から賦課されたが、農民にとってその負担は重く、しかもその徴収は厳しかった。作柄に関係なく、年々地価の一定率で課せられた地租は、作柄による減免措置を講じていた旧藩時代の年貢よりも過重に感じられたかも知れない。

地租の負担が容易でなかったことは、「正租二分通り未納ニ付本県ヨリ厳促ニ預り(堀内・富田などの村に対し)」とか「其村(長者原・富田) 明治十一年地租其他諸課出未納ニ付」といった事態に対する督促が、高橋家の布達留類に散見されることから言える。明治八年度の未納地租が、十年の九月に督促されている例も見られる(高橋家「御布令留帳」)。

第6-3表 長沢村地位等級別反別・地価・地租

	反	別	取	穫	量	地	価	地	租	反	当	た	り	地	価
上	田	5町	8725	}	米 1877石499		2,451円	}	1,307円		42円	~	39円		
中	田	20,	7815				7,761				38円	~	36円		
下	田	8,	5119				6,036				34円	~	30円		
下	々	田	112,			9527				27,321		29円	~	16円	
宅	地	12,	2911		米 199,	249	2,767		83		23円	~	22円		
中	畑	4,	3316	}	大豆260,	943	737	}	176		17円				
下	畑	4,	7300				758				16円				
下	々	畑	35,			9217				4,384		12円	~	6円	
新	開	未	定	田	5,	8404		米 34,	998	805	24				
新	開	未	定	畑	11,	3209		大豆 32,	943	742	22				
荒	所	草	生	田	0,	8329									
同	上	畑	0,	4216											
新	荒	田	畑	7,	1810										
総	計	240,	9708				53,762		1,612						

○「改正地租帳」(長尾市助文書、舟形町史編集資料No.2所収)による。

このような未納者に対する地租の徴収は厳しかった。つぎのような通達まで出されていた。

昨明治九年分公租本月三十日限上納未納之者ハ、畢竟平日心得方等閑ヨリ右之始末至リ候義、甚不埒之至リニ付、本県警察署ヨリ巡査出張ニ相成候間、本月三十日限り未納之者ハ、来ル五月一日該署同道出頭可致、此段相達候也

明治十年四月廿八日

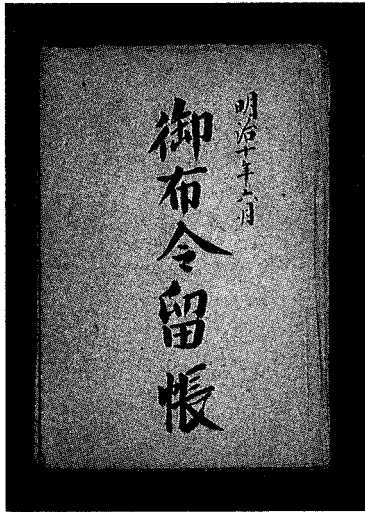
尾花沢警察署 新庄分署

一 小区富田村

里保正中

追テ五月一日出頭無之者ハ、巡査出張拘引ニ可及候間、此段も心得ノため申達候也

(高橋家「御布達扣帳」)



御布令留帳 (高橋家文書)

未納者には警察権力をもつて恫喝し、上納を促したのである。しかし、苦しい者はそれでも納めることはできなかった。その場合は、財産取調の上身代限りが通告され、所有財産は公売処分につされた。明治十二年に、富田村と長者原村の両村で、明治十一年度地租と諸課出金が未納のために、一六名の者が公売処分をうけている(高橋家「御達書綴」)。このような事態が生じたのがこの両村だけでないことは、前掲の「山形県最上郡景況」からも明らかなことである。

地租の未納者が続出した最大の原因は、課せられた地租が不当に重く、改租の仕方に問題があったということである。当然、地租改正の実施に伴い全国各地で不満の動きが起こった。この地方もその例外ではなかった。

(3) 減租の動きと地価修正

地租改正に対する各地での農民闘争と、一般的な社会情勢の悪化を配慮して、政府は明治十年一月四日の詔勅に基づき、当初の地価三パーセントの地租を二・五パーセントに引き下げたが、最上地方での減租運動はその後も続いた。騒擾の形はとらなかつたが、地租率の引き下げに承服せず十年以降も減租運動が最も執拗に行われたのは、愛知県の春日井郡と山形県の北村山・最上の両郡だったという(有尾敬重談『本邦地租の沿革』及び福島正夫『地租改正』)。

「一昨十一年中地価引下ケ願元小区務所ヲ經由本県エ出願ノ村方ハ(堀内・富田・長者原など五か村への達) (高橋家『布達留』)とあるように、郡内各村より地価引下げ(地価修正)による減租の願が出された。この運動は県段階でとどまらず、「改正以来一般困却ヲ極メ無止数度地価引下ケ願ヒ或ハ主務省マテモ願出候」(高橋家『御達書綴』)と、主務省(大蔵省)までも直接願に及んだことが知られる。特に激しかったという金山・及位・大滝等をはじめ、これら最上郡内の減租運動は時期を一つにしていることから、板垣董五郎が指導した北村山郡の減租運動に強く影響されていたものと推察されている(小山義雄「最上地域の地租改正と減租運動」)。板垣は二年間にわたり大隈重信御用掛と減租陳情交渉を行い、明治十四年からの八分八厘余の減租をかちとった(前掲論文)ということであるが、その交渉の執拗さについては、最初から最後まで地租改正にかかわった改正局の課員も、「山形県の総代板垣董五郎と云ふのも中々剛情な男で」と回顧している(有尾敬重談前掲書)。

このように地価引下げによる減租願が繰り返される一方で、「山形県最上郡景況」でも述べているように、郡内

各村の農民から上地（国への土地返還）願が出された。上地願は、所有地の減租にとどまらず、自己の所有地を減らしてまでも地租の負担を回避しようとする発想から生じた、言わば農民の困難さがより切実に表現された地租改正への抵抗であった。この願が少なくなかったことは、最上郡役所が明治十三年八月二十七日に出した後掲で、「追テ弥上地出願之村ニ限り十一年十二月地稅未納ニ付、公売所分相成候分有之」と付記し、特に厳格な処分を申し渡していることから窺い知られる。

地価引下げ願、上地願という方法で、減租運動と地租改正への抵抗が続けられたが、明治十三年に最上郡の町村にも地価修正の機会がめぐってきた。地価は、明治七年五月の太政官布告第五三号で、五年間すえおきその後改正するとされていたが、十三年五月の第二五号布告によってさらに明治十八年まですえ置かれることになった。しかしこの際、「但し府県知事に於て当初定めたる地価不適當なりと思慮し其事由を具申する時は大藏省は検査員を派遣し実地調査の上一町村又は一郡区限り特別修正することあるべし」とされたのであった。

この特例をうけた県は、改租の方法が不適當だったことを認め、つぎのような通達を出している。

各村戸長

明治八年地租改正の際定メタル地価不適當之町村モ有之、右等之向者令般太政官第二十五号公布ニヨリ詮議之次第モ有之ニ付、猶更ニ篤ト審査之上、弥不適當ト見認ル町村ハ、其不適之趣旨（仮令ハ該地々価ニ当ル収利ヲ獲ル能ハサルカ又ハ豊年ニハ十分ニ益アルモ水旱損等ノ為メ幾年カ平均スレハ其利ナキカ、何郡又ハ何町村ニ比較スレハ公平ナラサル等ノ類）明瞭記載シ、及ヒ最初獲ヲ定メタル原因ヨリ地価算出之方法等モ詳細取調、来ル十五日限り無相違可申出、此旨相違候事

明治十三年六月五日

最上郡長 野間政寿

(高橋家「布達留」)

このように、地価が不適當な理由とその地価を算出した方法を調査して申し出るよう各町村へ通達しているのである。県はこの特別地価修正の特例を盾に、それまでの減租願と土地願を鎮めようとする動きに出ている。右の達と同じ月の二十六日に、郡役所は堀内・富田・長者原等の五か村に、「一昨十一年中地価引下ケ願元小区務所ヲ經由本県工出願ノ村方ハ該願扣書類持參可致」(高橋家「布達留」)と命じている。おそらくこれは、地価引下げ願者を集めて、特別地価修正が実施される旨を言つて、願の却下を説諭したものと推察される。また、土地願者にはつぎの達で下戻しを迫っている。

第三本部

各村戸長

其村明治十一年四月中土地出願候付、其筋へ上申相成居候処、当今地稅修正之際ニ臨ミテモ土地請願之義ニ候哉、事情取札可申趣云々本県租稅課ヨリ照会越候条、弥以前々出願ノ意ヲ變セサル義ニ候ハ、同年十一月十六日付御達相成候通廉限至急取調可差出、又該地持續キ度義ニモ候ハ、土地願下戻方早々出願可致、此段相達候事
但土地出願無之村ハ其旨至急可届出事

明治十三年八月廿七日

最上郡役所

追テ弥土地出願之村ニ限り、十一年十二年地稅未納ニ付公売所分相成候分有之、土地出願之内込入候ハ、右筆之所詳細

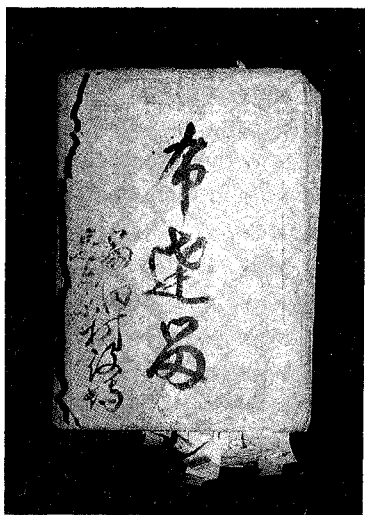
取調可差出事

(高橋家「布達留」)

地稅修正(特別地価修正)を理由に、上地願の却下を迫っていることは明らかであり、もしそれに従わない村があれば、未納地を公売に処す時まで脅迫している。

實際、この通達があつて、富田村では上地願の下戻しを行つてゐる。明治十年十月中に、富田村の石山作助他九名が「所有耕地之内極薄地ニテ熟作不相成分上地仕度」と願つていたのであつたが、十三年九月三日に長沼藤左衛門が地主総代人となつて、その願書の却下を県令あてに申し出たのである。

時間はおかかっているが、もちろんこの願は翌年の三月三日に、「書面願之趣先願取消候旨」と聞き届けられている(高橋家「御指令付人民諸願伺届綴」)。



布達留(高橋家文書)

このように、十三年の特別地価修正は減租運動を封じようとする県の思惑もあつたのであるが、その願はおそらく郡内のほとんどの町村から出されたと思われる。富田村と長者原村の場合は、差出した願書に計算違い等があるというので、十三年九月二十四日の達で、郡役所で訂正作業をするので担当者二名が出頭するよう命ぜられている(高橋家「布達留」そう入文書)。

県内各町村からの願をうけて、県は大蔵省に係官の派遣

を具申したものである。十三年十月十五日に、最上郡にも大蔵省の出張官員と県吏が、「地価修正ノ儀ニ付……談示之義有之」ということで出張している。この時は、地価修正願の村々から戸長と願人総代三名ずつが郡役所へ出頭を命ぜられている（高橋家「布達留」）。

具体的には分らないが、郡内町村の特別地価修正願は大蔵省より裁可されたのであろう。十四年に入ってその作業が進められたようである。十四年の六月には、検査のために翌月二日頃に郡吏が出張するので、田畑宅地に地番・反別・所有者などを明記した建札を設置しておくよう申し渡している。六月二十四日の郡役所達によると、七月二日には大蔵省の検査係官も出張したようで、長者原・富田村の戸長に対し、申し出た願書では田だけの修正を願っているので、田畑宅地のすべてについて取調べて提出するよう再度命じている（高橋家「騰（贍）写布達綴」）。

こうして実施された最上郡の特別地価修正は、つぎの達に見られるように、地価決定の基礎となつた村位等級の見直しを中心に行われたようである。

富田村

長者原村

戸長

当郡下村々地稅修正出願ニ付調査之都合有之、全部^{地稅修正出願}_{有無ニ拘ラス}田畑宅地之村位等級ヲ議定セシメ、地主一同連署之書面（該件委託ヲ受ケタルモノアルニ於テハ該者ノミ連署ラスヘシ）可差出旨本県と達相成候ニ付、一ヶ村も地主惣代人名名ツ、撰定之上、本月廿七日午前第八時戸長同道出頭可致、尤出頭前別紙甲号按之通村内一同も委任状取之持參可致、且委任

状差出候上ハ、後日ニ至リ異論等無之者無論之儀ニ候得共、小前末々ニ至リ若心得違之者有之候而ハ不相濟儀ニ候条、為念尚乙号按之通一同連署之証書を指出持參可致、此旨相違候事

明治十四年八月廿日

最上郡長 野間政寿

それまでの減租運動によほど難渋したものか、県が実に周到な態度で特別地価修正を実施しようとしていたことが知られる。村内一同よりの委任状の他に、その委任についての「後日ニ至り決て異論不平等申問敷」という連署の念書までとっていた（高橋家「騰（騰）写布達綴」）。

十三年から十四年にかけての特別地価修正の実施についても、県の強固な姿勢はありありと窺われるが、おそらくそれまでの減租の動きはこれによってひとまず収まったものである。しかし、それでこの地方の地租の公平がはかられたわけではなかった。地租改正の不完全さが是正されるには、明治十八年から二十一年にかけて全国的に実施され、「第二回の改租」（有尾敬重談前掲書）と言われた地押調査と、二十年の特別地価修正を経なければならなかった。

十八年からの地押調査と二十年の特別地価修正は、最上郡内の各町村では積極的に実施された事業であった。厳密な実地丈量と地図の作成が行われ、それに基づいて地価修正が実施されたのであった。この二つの事業によって、ようやくにして地租改正の不備がほとんど解消されたと言えよう。

地押調査と特別地価修正の実態は明らかにできないが、各村内の農民が一丸となって取り組んだことは知られる。堀内村では、地押の地図調製にあたっては村内でつぎのような約定証を取り交わし、また特別地価修正の際も盟約書を結んでその成功を期していた（いずれも堀内・伊藤家「約定証綴」）。

約定証

今般地図調製之儀御達相成候ニ付テハ、貴殿ヲ以テ取調惣代人ト相定メ候処、其費用之儀御問合相成候ニ付、一同協議ヲ遂ケ概略之予算左之項目之通り決定ス

第壹項 金百貳拾四円五錢五厘

内反別貳百八拾九町五反七畝拾歩当り金五拾七円九拾壹錢七厘ナリ、同筆数三千三百拾貳筆当り金六拾六円貳拾四錢、合テ如斯

第貳項 前項之支出ハ左之方法ニ依ル

一取調惣代手当金、一日ニ付金拾貳錢五厘

一技手雇料金 一日ニ付金四拾錢以下トス

一調製筆工雇料ハ、等級一日分賄トモ左ニ

壹等 金貳拾錢

貳等 金拾五錢

三等 金拾貳錢五厘

四等 金拾錢

五等 金七錢

第三項 出金方法ハ地所壹反歩ニ付金貳錢、壹錢ニ付金貳錢トス

第四項 前項出金期限ハ左之如シ

第壹期 廿年十月十五(日) 限り

第貳期 廿一年二月廿日 限り

第五項 調製済之上ハ、決算シ不足ヲ生ジタル時ハ追加出金スヘシ、残余アル時ハ之ヲ返戻ヘス

最上郡堀内村

石井義膳[㊦]

(他百二名署名捺印略)

最上郡堀内村地図調製取調惣代人

伊藤懋吉殿

(他十五名略)

盟約書

第一条 今般特別地価修正ノ恩典を被リタル上ハ、向後租税上納方意^{マコ}ヲサラザルベカラルハ勿論ナリト雖トモ、貧窮ニ

シテ万一不慮ノ災禍ニ罹リ、為メニ納期ヲ誤ル様ノ事アルトキハ、各自其親族ニ於テ弁納スベキ事

第貳条 前条ノ不納者、若シ親族及ヒ他ニ弁納者ナク、納期ヲ誤リ公売処分セラレタルモ、是又他ニ望ミ人ナキトキハ、

必ス一村協議費ヲ以テ買受、共有地ト為ス者トス

但シ此場合ニ於テハ、不納人実否ヲ調査シ、相違ナキ者ニ限り之ヲ為スヘシ

第三条 前条ノ協議費ハ村会議員、及ヒ面立ノモノ等会議ノ上、之ヲ決スル者トス

第四条 前条ノ收支ハ、毎年末ニ於テ村会議員及面立ノ者等集合決算シ、村内へ報告スル者トス

右後日ノ証トシテ、俱ニ茲ニ署名捺印シ置く者也

最上郡堀内村

加藤留吉

(他一三八名略)

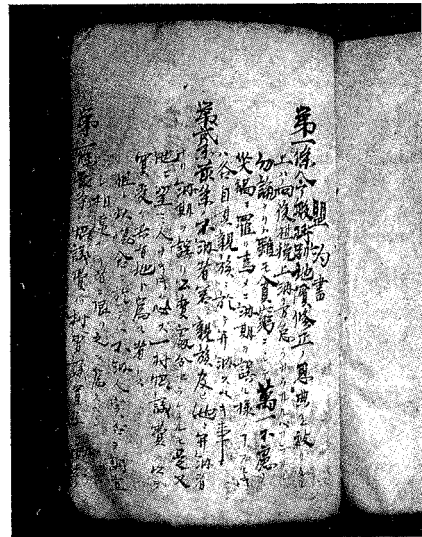
右の盟約書と同様の部分もあるが、つぎのような誓約書も結ばれていた。これによると、堀内村では村内が六組に区分されていた。

誓約書

今般当最上郡各町村特典ヲ以テ地価修正御聞届被成下候ニ付、地主一同協議ノ上国恩ヲ報ゼンカ為、公売取分等之者無之様誓約ヲ定ムル、左之如シ

第一条 当堀内村ハ御達ニ依リ村内ヲ六組ニ分チ、第一番組ハ本村ヨリ本堀内迄、第二番組ハ瀬脇村、第三番組ハ州崎村、第四番組ハ横沢村ヨリ沢内村山家村真木野原村迄、第五番組ハ西又村ヨリ円明村中野村松橋村迄、第六番組ハ実栗屋村トス

第二条 各地主ニ於テ公租未納者ニシテ公売取分等相成候時ハ、其組内ニ於テ則チ組合共有地ト相定メ、買場クヘシ但シ他エ書入質入等有之地所ハ、其ノ未納金高丈ヲ以テ買場、本人ヨリ直ニ登記ヲ受ケ、其組共有ニ券状書換ヲ受クベシ、又他エ書入質入等無之地所ハ、其ノ時ノ相場ヨリ三割ノ代価ヲ減シ買上クベシ



盟約書

第三条 公売取分相成^(地)ヘク地所買揚ノ資本金ハ、十四年十一月中発起之村内永統頼母子資本金ヲ以テ、其組金預リ主ノ内

ヨリ直ニ出金シ、組長ニ於テ直出金シ、組長ニ於テ役場工納済スベシ

第四条 公売取分相成ルヘクニ付買揚ケタルハ、後年ニ至ルモ異論等無之様親族並ニ組合者連署之証書ヲ指出サシムヘシ

第五条 買揚ケタル共有地ハ、時宜ニ依リ他ニ買入有之時ハ売却スル有ヘシ

右之條々村内地主一同協議之上、記名調印シ此ニ誓約ヲ証スル者ナリ

最上郡堀内村

明治廿年七月

加藤角^(外)吉外九九名連署
(堀内・伊藤家「諸願達控」、母形町史編資料」No.2所取)

4 「山岳原野官民有区別願」について

田畑屋敷地については、右のような形で所有地の私有権が確定されたが、山林原野については明治九年に実施された「山岳原野官民有区別願」によつて官有・民有の別が確定された。

藩政時代における山林原野の所有関係は、先に見たように、原則的には藩有としながらも、利用の実際においては、特定の場所・樹種を除いては、殆ど農民の自由な利用が慣習的に認められていた。

これが明治の時代に入ると、従来の複雑な保有・所有関係が画然と官有・民有の別を明らかにし、地租を課するようになった。当地方では、この過程は「山岳原野官民有区別願」によつて行われたのであるが、この場合、民有と認定される基準は、全国的には、その土地について、従来売買の事実があつたことおよびこれを村役人が公認して



山岳原野官民有區別願

いることが必要であったといわれるが（福島正夫『地租改正の研究』）、この地方では秣場・御判紙場の如く、村方の書上げに従来農民の手により植栽し、手入れを加えてきた実績が記してあれば民有地として認定されたようである。県庁の指令書にも、「苗木植立或ハ手入ヲ加ヒ置候成蹟ニ依リ民有地ニ編入候」と記してある。

しかし、富田村・長者原の資料などにもみる如く、秣場・御判紙場のすべてが民有地に認定されているのではなく、民有地として認められるからには、かなり厳しい条件が必要であったようである。これを欠く場合は一様に官有地に編入された。一方農民側からするならば、従来殆ど無税で利用していた山林原野を事実に基づいて民有地と申請すれば、新たに税金を課されることを恐れ、従来村持乃至個人所有の林野を故意に藩有として申請した例が多かったといわれる。また、このように申請するよう各村里正・戸長が農民を指導したともいわれる。これが、最上郡において国有林の比率が圧倒的に大きい理由であると考えられる。この転換期の問題を長者原村と富田村の場合について考えてみたい。

明治九年の長者原村（第四大区一小区）里正高橋徳次郎、戸長須崎三郎、区长朝比奈泰吉（後の最上郡長）の三名が、当村の「山林原野原由実際取調」を行った上で提出した「山岳原野官民有區別願」は次の如くであった（富田・高橋家文書）。

長者原村山岳原野官民有區別願

宇福寿野

一原野六七町九反三畝二四歩

村持

前々方村持株場与唱無稅ニテ年々株苅取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候
内一反三畝二〇歩

同所

曾根田弱右工門高橋熊吉合兩人旧領主方拝借之上杉苗木植立置、年々手入ヲ加置候ニ付更ニ奉願置候分

一雜木山二〇町八反八畝二〇歩

当村水源ニ付水林与唱前々方伐木ハ勿論芝草等一切伐採不仕候
字七折沢

一原野二六町二反四畝二四歩

村持

前々方村持株場与唱無稅ニテ年々株苅取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候
字打田

一原野四町八反六畝二三歩

村持

前々方村持株場与唱年々無稅ニテ株苅取申候、尤民有之確証迎モ無御座候
字原田

一雜木山一七町歩

村持

当村水原ニ付水林与唱前々方伐木ハ勿論芝草等一切伐採不仕候
字同所

一雜木山八一町九反二畝二三歩

村持

前々々御割付面ニ記載有之、薪脱金一円三錢五厘年々上納薪伐採来申候、尤別段民有之確証迎モ無御座候

内訳

字原田

雜木山七七町二反八畝一九号 一ヶ所

内八反二畝二五歩

前々々村持私有地与唱杉植立成木之為年々手入ヲ加、尤民有之確証迎モ無御座候得共積年ニ至伐木之節ハ御定メ之通り百才ニ付税金三錢五厘ツツ上納仕信夫四兵衛外三二名所有仕来申候

字長者原

雜木山四町六反四畝四歩 一ヶ所

内二反一畝一〇歩

鈴木長三郎外二名旧領主方拝借之上杉苗木植立置年々手入ヲ加置候ニ付、更ニ奉願置候分

字長者原

一原野二八町八反二畝一〇歩

村持

前々々村持秣場与唱ヒ無税ニテ年々秣苳取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候

字同所

一雜木山四町二反七畝一五歩

当村水原ニ付水林与唱ヒ前々々伐木ハ勿論芝草第一切伐採不仕候

總計反別二五一町九反六畝二〇歩

内

山反別二四町八畝二八歩、原野一二七町八反七畝二二歩

外

溜井一町九反五畝二九歩 道路三町一反三畝七歩 堰五反五畝七歩 堂宇三反二三歩

即ち同村の山岳原野の総計は八筆二五一町九反余、うち山林一二四町歩余、原野一二七町八反余であるが、審査の結果、山形県が民有地として認定したのは僅かに一町一反七畝二五歩、全体に対する比率は〇・四六パーセントに過ぎない。民有地として認められたのは御判紙場三ヶ所のみで、他の村持株場・水林などはすべて官有地とされた。県の認定は次の如くである。

字福寿野之内杉立一反三畝二〇歩、字原田山之内八反二畝二五歩、字長者原山之内二反一畝一〇歩、右者苗木植立手入ヲ加へ置候成蹟ニ依り民有地ニ編入候条、地価地租取調早々地租改正係へ可差出、其他民有ニ可定成蹟無之付、官有地与可相心得候事

明治十年五月七日

(山形県印)

明治十年の長者原村の戸数は五二戸、人口は三七六人であるので、一戸当たりの民有山林原野は二畝八歩余となる。

富田村(第四大区一小区、里正・戸長・区長長者原村と同じ)の場合は、山岳原野総反別三四六町余、うち山

岳二八一町九反余、原野六四町一反余、このうち民有地として認められたのはわずかに三一町三反余、全体の九・〇六パーセントに過ぎない。これを同村の戸数六七戸（明治十年）で除すれば、一戸当たりの民有山岳原野は四反六畝二歩余となる。同村の「山岳原野官民有区別願」は、

富田村山岳原野官民有区別願

一 雑木山二一八町二反一七歩

村持

前々も御割付面ニ記載有之薪税金老円六二銭年々上納薪伐採来申候、尤別段民有之確証無御座候

内訳

字野崎山

雑木山五町四反二〇歩

内一町五反九畝二〇歩

是ハ八畝新兵衛齋藤与右エ門右兩人旧領主と拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加へ置候ニ付、猶更ニ奉願置候分

字我坊沢

雑木山二三町五反一畝二〇歩、内一町七反六畝二〇歩

齋藤与右衛門外八名旧領主と拝借之上、杉苗木植立置候ニ付、更ニ奉願上候分

字アケヒ沢

雑木山一一町一畝二六歩

内二町四反一畝二六歩

高橋与八外九名旧領主と拝借之上、杉漆苗木植立置年々手入ヲ加へ置候ニ付、猶更ニ奉願上候分

反別五畝歩 是ハ小玉与助私有地之分

反別三町三反歩 是ハ還録之土族松田栄吉エ御払下ケ

宇高倉山

雑木山二四町四反三畝拾九歩

内七町九反七畝二四歩

曾根田甚蔵外二〇名旧領主と拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加へ置候ニ付、更ニ奉願置候分

字湯ノ入

雑木山一一町一反八畝五歩

内二反歩 還録之土族神沼勝蔵エ御払下ケ

六反四畝二五歩 石山作助外八名旧領主と拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加へ置候ニ付、更ニ奉願置候分

字南沢

雑木山六町五反五畝二歩

内壹畝二二歩 平向長作旧領主と拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加エ置候ニ付、更ニ奉願置候分

一町五反三畝 加藤八兵衛私有地之分

字鬼沢

雑木山反別一二町歩

字葉ノ木沢

雑木山三町五反歩

内四畝歩 曾根田辰平旧領主に拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加工置候ニ付、更ニ奉願置候分

二反六畝歩 高橋庄八私有地之分

字絹縫

雑木山四二町五反二畝二〇歩

内藪四町二反六畝歩

字ホウヤ沢

雑木山四町二反六畝二〇歩

字檢原沢

雑木山二五町歩

字小屋坪沢

雑木山三二町歩

字太郎野

雑木山五町九反九畝一五歩

内五畝五歩 是ハ庄司三平外四名旧領主に拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加工置候ニ付、更ニ奉願置候分

字折渡

雑木山一〇町八反二〇歩

内六反六畝佐藤長太郎外式拾名旧領主に拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加工置候ニ付、更ニ奉願置候分

字我坊沢

一、雑木山一〇町五反歩

官有地

旧領主を拝借御判紙頂戴之上、水林ニ立置候水源ニ付、伐木ハ勿論芝草等一切伐採不仕候

高倉山

一、雑木山三町三反三畝一〇歩

同 右同断

字楯山

山反別七町一反七畝一六歩

官有地 是ハ前々方立地一切無御座候

内一町六反四畝六歩

山科小作外九名旧領主を拝借之上、杉苗木植立置年々手入ヲ加へ置候ニ付、更ニ奉願置候分

漆立二反歩 還録之士族三上民弥エ御払下ケ

字南瀬

一、雑木山四町二反一畝二〇歩

官有地

旧領主を拝借御判紙頂戴之上、水林ニ立置候水源ニ付、伐木ハ勿論芝草等一切伐採不仕候

字兔沢

一、雑木山反別七町四反六畝二〇歩

同 右同断

字葉ノ木沢

一、萱生六町六反六畝二〇歩

村持

前々方村持萱場与唱工年々焼払手入等ヲ加無稅ニテ萱苳取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候

字絹縫

一、雑木山四町壹反貳拾歩

官有地

旧領主に拝借御判紙頂戴之上、水林に立置候水源に付伐木ハ勿論芝草等一切伐採不仕候

字ホウヤ沢

一、雑木山一三町二反一畝六歩

同 是八右同断

太郎野

一、雑木山一町六反歩

同 是八右同断

字同所

一、原野八反八畝歩

村持

前々より村持と唱へ無税にて年々秣刈取来申候、尤民有之確証逆モ無御座候

字太郎野

村持

前々より村持与唱へ無税にて年々秣刈取来申候、尤民有之確証逆無御座候

字同所

一、原野一町四反歩

同 是八右同断

字同所

一、原野五町五反三畝歩

同 是八右同断

字折渡

一、雑木山一二町一反三畝一〇歩

官有地

旧領主より拝借御判紙頂戴之上水林ニ立置候水源ニ付伐木ハ勿論芝草等一切伐取不仕候

字福寿野

一、原野五町八反五畝歩

村持

前々より村持与唱へ無税ニテ年々株刈取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候

字同所

一、原野七町七反歩

同 是ハ右同断

字同所

一、原野一五町歩

同 是ハ右同断

字福寿野

一、原野六町六反六畝廿歩

同

前々より村持株場与唱へ年々無税ニテ株刈取来申候、尤民有之確証迎モ無御座候

字同所

一、原野一三町三反三畝一〇歩

同 是ハ右同断

合反別三四六町七畝九歩

内沢山反別二八一町九反四畝二九歩

原野六四町一反二四歩

これに対する三島県令の認定は次の如くである。

書面字野崎山之内松立二町六反九畝二〇歩、字我坊沢山之内一町七反六畝二〇歩、字アケヒ沢山之内杉漆立二町四反一畝二六歩、同五畝歩、字高倉山之内杉立七町九反七畝二四歩、字湯ノ入山之内杉立六反四畝二五歩、字南沢山之内同一畝二二歩、同一町五反三畝一〇歩、字葉ノ木沢山之内杉立四畝歩、同二反六畝歩、字太郎野山之内杉立五畝五歩、字折渡山之内同六反六畝歩、字楯山之内同一町六反四畝六歩、字葉ノ木沢養生六町六反六畝二〇歩、右者苗木植立或ハ手入等加ヘ置候成跡ニ依リ民有地ニ編入候条、地価地租取調早々地租改正係江可差出、其他払山地ヲ除キ民有可定成蹟無之ニ付、官有地与可相心得候事

明治十年五月七日

(山形県印)

官有・民有の区別は年とともに厳格となり、従来の如き官有地の自由な利用は嚴罰をもつて禁ぜられた。明治九年段階における農民の見通しは甘かっていたことが、今更のように悔まれたが、すでに時機を失っていた。明治三十年代、各地に官有林の払下げ運動が行われたが、殆んど成功しなかった。

5 徴兵制初期の徴兵と従軍

徴兵制は、明治六年一月十日の徴兵令制定から、太平洋戦争の敗戦によって、わが国が武装解除するまで七〇余年にわたつて続いた国民の義務兵役制度であった。本項では、徴兵制施行の初期にこの地方でどのように徴兵が行われていたか、その概要にふれてみたい。

徴兵令は、満二〇歳の男子を徴兵相当者と定めていた。その該当者を各町村が年ごとに調査し、県に報告したが、その取調べ手続について、明治十年九月二十二日に県が出した布達が、富田・高橋家文書の「御布令留帳」に控えられている。明治十一年徴兵の取調べ手続であるが、その内容を要約して示すつぎのようである。

一安政四年三月一日から同五年二月末日まで出生の者で、身長四尺九寸以上の者を連名簿に記載すること。

一免役簿の記載方法が不統一で、不都合なので、一家の主人は戸主として、跡継ぎは長次男にかかわらず総て嗣子とすること。身長四尺九寸未満の者についても、必ず何尺何寸何分と記すこと。一人子孫については貫い孫、又は他へ縁付いた兄弟姉妹の子供で、現在親の実家にいる者でも、その家の一人子孫と見なして免役することはできないので、取調べの時に注意すること。

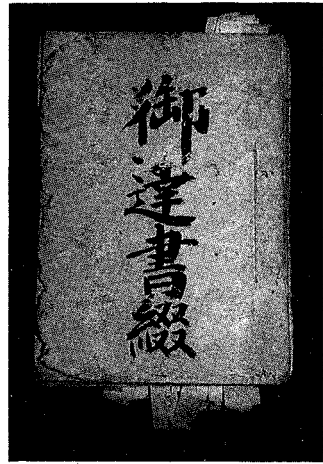
一学校の教員と生徒は、九年四月改正の参考第二十条に照らして調べること。

一他よりの寄留者も、適齢の者は本籍者と同じように漏れなく調べること。但し单身寄留者は、本籍地で検査することになつていたので記入しなくともいいが、どうしても寄留地での徴募を望む者については、本年一月改正事項のとおりと心得ること。

一本籍人で他へ寄留している者は、連名簿に加えないで別紙に記載すること。

一徴兵適齢者で寄留あるいは旅行などで他府県へ行っている者については、帰郷についてその出先官庁に交渉するので、取調べの上、県に申し出ること。

一連名簿・免役簿とも、規則に従つて各区長が取りまとめ、本年十一月三十日まで二通県へ差出すこと。



御達書綴（高橋家文書）

このような点に留意して各町村は徴兵適齢者を取調べ、適齢者の連名簿と免役簿を毎年県に提出しなければならなかったのである。右の布達で、四尺九寸以上という身長制限の他に、二項目で免役事項にふれているのは、徴兵令制定後の社会事情を考へてのことであつたらう。

明治六年制定の徴兵令は、免役制を大幅に採用し、代人制をも採用した点に大きな特徴があつたと言われている（大江志乃夫著「徴兵制」）。当初の徴兵令では肉体的条件を欠くもの他に、官吏、陸海軍生徒、官立専門学校以上の生徒、洋行修行中の者、医術・馬術を学ぶ者、それと一家の主人とその後継者に免役特権が与えられていた。代人制は、代人料二七〇円を納めれば免役にするという制度であつた。後継者として認められたのは、嗣子、承祖の孫（血筋の孫）、一人子及び一人孫、病気の父兄に代つて家を治める者、及び養子であつた。

このような免役条項及び代人制に基づいて、徴兵のがれをする者が少なくなつたのである。特に合法的な免役手段として養子縁組が利用され、徴兵養子・兵隊養子という言葉が公然と使われたという（前掲書）。徴兵制は、その当初に全国各地で反対の一揆が起きたほどに、国民には歓迎されない制度であつた。山形県内では徴兵反対一揆はなかつたようであるが、布達で特に前記のような免役事項にふれていることは、免役条項を利用しての徴兵逃れが少なくなつたことを示すものである。

また、前掲の布達でも徴兵適齢の他出者については、所在の官庁に依頼してまでも帰郷させる旨が述べられているが、その取調べの厳しかったことは、つぎの最上郡役所の通達からも窺われる（高橋家「御布達書綴」）。

徴兵令參^⑤為第三条中、当年徴兵相当連名簿ニ記載之内、他所ニ寄留シ或ハ丹菓商用其他出稼之者迄無遺漏呼戻シ家住致サセ、検査呼集ノ際不都合無之様可致儀ハ予テ御布令モ有之、猶又昨十一年十二月中丙第貳百十一号ヲ以当十二年兵徴相当者之内、現今他行寄留者者勿論、其他商用出稼之者等、当一月中遺漏ナク急度呼戻シ家住為致、検査徴兵候節決而支障無之様可取計義御達モ有之、其後当役所戸籍係ヨリ右呼戻之儀既ニ兩度申入置候末へ、即今^{ことごと}尽ク呼戻シ家居致居候哉、若一月中呼戻シ不致、徴兵検査之時ニ不都合等有之候テハ不相濟義ニ付、有無共至急可被届候也。

明治十二年一月廿五日

最上郡役所 第一科

このように、徴兵適齡者はいかなる理由で、どこにいようと、本籍地に帰郷し、その検査を受けねばならなかった。しかし、数度の郡役所からの通達にもかかわらず、所在不明の者がいたようである。右の通達は管内全般に出されたものであったが、それでも所在が報告されないものについては、つぎのように名ざしで取調べ方が通達された（前掲の「綴」）。

最上郡長者原村

○○○○弟

○○○○○

右之者本年徴兵相当ニ付、万一他出等致居候ハ、至急呼戻家居為致、一月卅日限可届出旨数度御通達之末、尚又去ル一月廿四日御通達致置候処、今以何等之申出無之不都合之至り候条右至急可被届出、且^延遅引之事由共可被届出、此段御通達

及候也。

十二年^(一)一月九日

最上郡役所

第一科 印

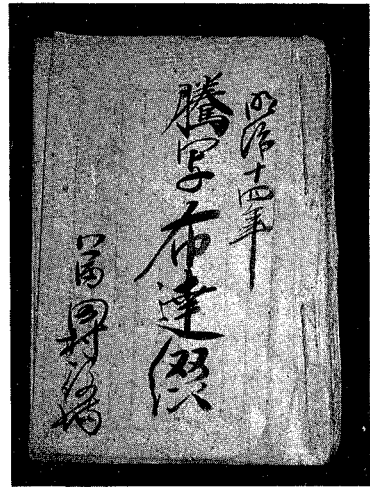
長者原村

戸長御中

上述のような厳しい取調べによって作成された徴兵適齢者連名簿に基づいて、徴兵検査が実施された。最上郡内の徴兵検査所は最上郡役所が当てられていた。明治十四年の場合は、三月十九日に郡内の適齢者が一斉に郡役所に召集され、午前八時から検査が行われている。その召集の通達には、「病氣等之者有之候共、可成引連出」とただし書きされ、郡役所より遠隔の村は、遅刻するといけないので、前日中に新庄に来て前もって届書を出すようにと念を押している。徴兵検査には各町村の戸長が、村内の適齢者を取りまとめ、引率して出かけたのであった。

しかし、検査に合格した者がすべて徴兵として服務したわけではなかった。合格者の中から抽せんで服務者が選ばれたのである。明治十四年には、検査から一週間ほど後の三月二十七日から四月三日迄の間に、県内の各郡で入営者の抽せんが行われている。(以上は高橋家「騰(騰) 写布達綴」。

抽せんに当たった者の兵役服務期間は、明治六年制定の徴兵令では三年の全日制勤務の常備軍、年一回の短期勤務がある二年間の第一後備軍、そして勤務義務のない二年間の第二後備軍の合計七年間であった。この他、満一七歳から四〇歳までの免役者以外の男子は、すべて国民軍として兵籍に登録されていた。それが、明治十二年



騰写布達綴 (高橋家文書)

することができない。ただつきに、今日知ることのできる二、三の例を示してみたい。

明治十年六月八日付の三島県令の達 (高橋家「布達留」)によると、この年の常備軍補充兵の二番から二八〇番まで全員が仙台鎮台へ入営することとなり、当時の富田村の平向菊蔵も入営している。この時入営したのは一、二小区管内で一二名で、平向の他に氏名の分るものをあげると、福田の齋藤三蔵、福宮の沼沢甚吉、台海町の早坂庄二郎、南山の須藤重蔵などであった。「本県へ出頭可致」と通達されていることから、これらの者達は村人に送られて出兵し、一旦県庁に立寄って服命し、それから徒歩で仙台の鎮台までおもむいたのであろう。その当時、全国に東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の大鎮台が置かれ、山形県の徴兵者は仙台鎮台に入営したのであった。

明治十年六月に補充兵として徴兵された平向菊蔵は、無事に三年間の常備兵役を勤めたようである。十三年五月十八日付の郡役所達で「常備軍満期」として、予備軍に編入されている (高橋家「布達留」)。そして、翌十四年の

の徴兵令の全面改正後は、常備三年、予備三年、後備四年と変わっている。その時に、常備の欠員を補充するための一年間の補充兵役服役要員も設定されている (大江・前掲書)。

このように、徴兵検査に合格し、しかも抽せんに当たると当初の徴兵令では七年、十二年の改正徴兵令では十年の兵役に服さなければならなかったのである。だが、徴兵制施行の初期の頃に、はたしてこの地方でどれくらいの人が実際の徴兵義務に服したか、その実態については史料不足で明らかに

三月十四日に再び仙台営所へ召集されているが、これは予備兵役として召集されたものであつたらう（同上「騰（騰）写布達綴」）。

この平向菊蔵が徴兵された時は、ちょうど西南戦争の最中であつたが、彼が入営して三か月余りでこの内戦は終結しているので、おそらく彼はこの戦いには参加しなかつたらう。

徴兵制をしいての軍隊創出の目的は、当初、正規軍を持たない明治新政府が、国内を軍事的に制圧して、強力な中央集権国家を建設することにあつた。その目的にそつて、国内で軍事力がはじめて大規模に発動されたのが西南戦争であつた。

その実数は判明しないが、つぎのような通達が繰り返し出されていることからすると、最上郡内出身者で西南戦争に参加したものは少なくなかつたのかも知れない。

各町村役場

一 昨年西南征討之役従軍死傷之者、恩給并遺族扶助料可願出旨再三御達有之末、尚又今般等閑ニ相過キ不願出、有之候ハ、至急可願出旨御達相成候条、村内篤と取調、願洩ノ者ハ本年乙第五拾五号御達ニ照準至急願出可指出、此段相達候事

十二年七月廿四日

最上郡役所

但有無とも来ル廿六日限り可差出事

（高橋家「御達書綴」）

同様の達が翌明治十三年十一月二十二日、及び十四年八月十日・八月十六日にも出されている（高橋家「布達留」・「騰（謄写布達綴）」。

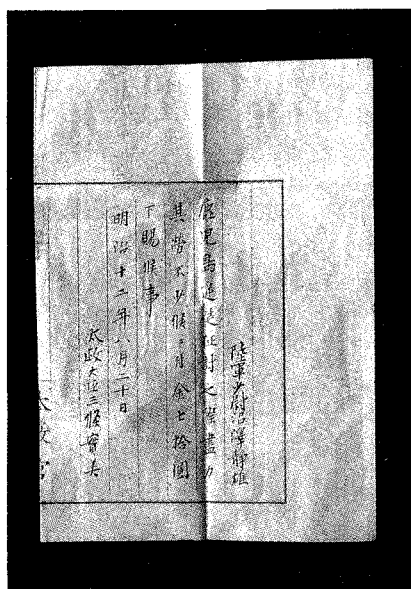
舟形町民の先祖で西南戦争に参戦した者もいた。現在の所、直接戦闘に参加したと思われるものとして二人が確認される。一人は堀内村の伊藤懋吉で、戦後につきのような下賜を太政大臣から受けている。

陸軍軍曹伊藤懋吉

鹿児島逆徒征討之際尽力其功不少候ニ付、勲七等ニ叙シ年金四拾六円下賜候事

明治十一年十二月廿五日

太政大臣三條実美



西南戦争軍功下賜状

（松井秀房謄写資料、『舟形町史資料集』No.8所収）

このように伊藤懋吉は少なからぬ軍功があつたものであろう、叙勲をうけ、年金を下賜されている。なお、彼は退役後、明治二十四年に最上郡の郡会議員に当選している（堀内・伊藤家「公用記録扣」）。もう一人は、当時は新庄町五日町在住であったが、現在、子孫が舟形町民となっている沼沢静雄であった。彼も戦後太政大臣よりつきの下賜をうけている。

鹿児島逆徒征討之際尽力其勞不少候ニ付、金七拾円下賜候事

明治十二年八月二十日

太政大臣三條実美

陸軍少尉沼沢静雄

沼沢静雄は旧新庄藩士の子息で、軍人として一生を終えた人であった。軍人としての経歴はつぎのようである（辞令類による）。

明治九年三月八日

陸軍少尉試補、東京滞在申し付けらる

同年五月十三日

陸軍少尉試補、大坂鎮台歩兵第八聯隊第三大隊第一中隊付

明治十一年二月二十七日

陸軍少尉、大坂鎮台歩兵第八聯隊第三大隊第四中隊第四小隊長

明治十七年六月二十八日

歩兵中尉、歩兵第五聯隊第三大隊小隊長

(舟形・沼沢タカヨ氏所蔵)

同年八月十八日

歩兵中尉、第四中隊第四小隊付

明治二十三年五月九日

陸軍歩兵大尉に任せらる

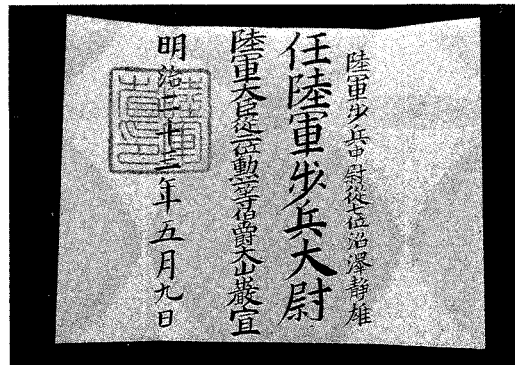
沼沢静雄はこのような軍人経歴を経た後、明治二十三年七月二十日に、陸軍歩兵大尉として奉職中に亡くなっている。なお、彼の兄沼沢咩も、西南戦争の際に募集に応じて出京し、四等巡查心得として首都の治安に当たったらしく、警視局より金一五円を下賜されている。

上述した平向菊蔵、伊藤懋吉・沼沢静雄の三名が、今日知られる限りでの徴兵制施行の初期における舟形町関係の徴兵者と従軍者であった。

これらの三名は、実際の戦闘経験の有無に違いはあっても、いずれもその任務を立派に果たしたといえよう。だが、抽せんによつて常備軍に入営したものが、平向菊蔵のようにみな無事に三年の任務を勤めるとは限らなかつた。そのことは、つぎの通達が明白に語っている（高橋家「御布令留帳」）。

各区区长・戸長

本年徴兵ノ入営以後未タ纒之日数候処、逃亡致候者、□□相成候者、既ニ廿名ニおよひ、右畢竟本人心得違而已ナラス、父兄之者ニ於テモ義務ヲ不弁、書信ヲ次テ□避ヲ促シ、或ハ郷里ニ潜□候共故ラニ容隠候弊有之哉ニ相聞、



陸軍歩兵大尉辞令

以之外之事ニ候条、向後其筋ニ於テ蜜索ヲ遂ケ、右様之者有之上ハ相当之所分ニ可及筈ニ付、心得違無之様服役人ノ父兄へ懇篤説諭差加へ可申、此旨相達候事

但現今逃亡之者郷里ニ潜居等ノモノ速ニ自首帰營為致候様、是又父兄へ懇諭可致事

令三嶋通庸代理

(明治十年八月)

薄井(龍之)

このように、徴兵されて入営しても、わずか数か月のうちに逃亡などによる脱落者が二〇名も出たのである。はたしてこの年の入営総数がどれほどであったか分らないが、これは大きな問題であったろう。通達でもふれているように、これは徴兵者自身が服役を好まなかったということと共に、徴兵制がしかれて間もないこの当時には、いまだ徴兵制の理念が一般には徹底していなかったということを物語るものである。

前述した徴兵制施行の当初に各地で頻発した徴兵制反対一揆は、「徴兵告諭」が徴兵を国民に課す血税と称したので、その血税という言葉を誤解したところから生じたものだという。それも無理からぬことであつたらう。旧幕藩時代には武士の特権であつた武器を持たされ、一般国民までがそれまでは予想だにもしなかつた役割を義務として負わせられるようになったのであつたから。

免役条項あるいは代人制を利用しての徴兵忌避、営所からの逃亡と、徴兵制は国民には喜ばれない制度であつた。にもかかわらず、幾度かの徴兵令改正によって軍事力の強化がはかられ、西南戦争、竹橋騒動(明治十一年)の鎮圧によつて国内の軍事制圧が進むと、陸軍の組織が鎮台制から師団制へと改編されて、軍隊の性格も対外戦を目的とした軍事力へと変わつていった。その行きつく先が、後章でとり扱う日清・日露戦争であり、結局は軍

隊の解体へつながった昭和前期の一連の対外戦争であった。

日清・日露戦争の頃には、徴兵制もしだいに一般に定着していったものであろう。いたし方なく、というよりはむしろ名譽として従軍した者も少なくなかつたろう。後章でもふれるが、日露戦争時からその後数年の舟形村における徴兵及び従軍状況を参考としてつぎにかかげておこう（各年の「舟形村事務報告」による）。

明治三十八年

- 陸軍臨時及び補充召集者四五人、前年分三三人、計七七人
- 右のうち疾病解除者三七・三八年各二人
- 傷痍帰郷療養者四人、疾病同上一人
- 海軍充員召集継続従軍者二人
- 海軍現役兵一人
- 陸軍現役兵三十人、内出征受命者二〇人
- 陸軍予備後備の在軍籍者二七人
- 陸軍補充兵役に在る者八七人
- 陸軍第一国民兵役に在る者六人
- 同第二国民兵第一、第二種に在る者六一人
- 同上第三、第四種に在る者三五七人
- 陸軍戦死者現役三人、補充役一人

○同上病死者現役一人、補充兵一人、後備役一人

○徴兵適齡者四三人

○廃失者一人

明治四十三年

○徴兵適齡者四一人、内現役兵九人（歩兵六、輸送三）、補充兵十四人、国民兵二一人、免除者六人

○陸海軍在營中の者三二人

明治四十四年

○徴兵適齡者三四人、内現役兵六人（歩兵三、騎兵一、砲兵一、水兵一）、補充兵二一人、他一七人不合格

○在郷軍人二〇一人、内帰休兵八人、予備役兵一六人、後備役兵三三人、補充兵五三人

○入営軍人一六人

第二節 道路開削と舟形橋

1 三島通庸と新道

戊辰戦役から一〇年たった。明治新政府による新時代の到来を告げる行政・産業・教育等——に
関する布令・通達は矢つぎばやに出され、その力は村々の末端に及んでいくが、中でも明治十年から翌年にか



三 島 通 庸

シ人相ヒ往来シテ民力ヲ養ヒ知見ヲ開ク」こと——これが、教育や勸業政策に先立つ最初の課題だ、と三島県令はいうのである。

明治九年八月のある日、三島は大久保利通内務卿に呼ばれている。その時、道路開削問題にもふれて、あまりせっかちに事を運ぶと、県民から反発を招き、紛争のもとになるぞ、といわれたのに対し、三島は次のように答えている。いや、山形人民の「固有ノ陋習ろうじゆ（悪い習慣）ヲ破リ民心ヲ醒覚シせいかく（目ざめさせ）耳目ヲ一新スルニ迅

けての、初代山形県令三島通庸によつて着手された新道の開削・開通は、その完成のすばやさからいっても、驚くべき事件であつた。猿羽根新道・最上小国新道・本合海新道と、あつという間の出来事である。

三島通庸の語るところによれば、山形は険しい山々に囲まれた東北の片隅にあつて、人民は心狭く進歩の気性に乏しく、「維新」のありがたきなど、サツパリ理解しない連中の多くいる所であつた。中でも村山・最上郡の人民は、「鹿衣粗食そ以テ足レリトシ常ニ惰且だれごと猶ナル」者どもで、いくら「王臣四海兄弟」の新時代の世になつたと聞かせても、「牢トシテ相ヒ応セサルアリ」というのである。（『山形県史』明治初期下、三島文書所収、「栗子山隧道工事始末」）

村山・最上の人民は「惰且猶」、つまり怠け者でずる賢いとは、なんとも恐れ入つた話であるが、険しい山々に囲まれた山形人民の閉鎖的惰眠根性を改めていくには、第一になすべきことは「道路ヲ修理シ新道ヲ開通シ運輸を使

速ヲ貴フ」しかない、と。

こうして猿羽根新道と最上小国新道・本合海新道の開削・開通の事業も始まるのである。じつに迅速な仕事ぶりであつた。

2 交通の十字路

もともと舟形・堀内は、水陸の交通の要所にある。猿羽根峠は羽州街道筋にあり、山形から秋田、あるいは庄内に行くには、この峠を越えねばならぬ。また、この峠をくだり東に折れ、小国川をさかのほれば、仙台・岩手に至る。源義経が兄頼朝に追われ、奥州平泉に落ちのびる時、本合海で船を降り、亀割峠を越え瀬見に出、平泉を目ざす時たどつたといわれるのも、この小国川沿いの道である。また、戊辰戦役のさい、官・賊入れ乱れて最上・新庄を攻防の地として戦略上争つたのも、舟形・堀内が他県・他郡を結ぶ交通の重要な起点のひとつだつたからである。

舟形から新庄を経て、秋田へ、または本合海に出て船で庄内へ。そしていまひとつ舟形から沖の原・長者原・福寿野を経て清水・本合海に出て庄内へ、と陸と川の道がつづいている。

堀内も同じである。最上川の西岸にあり、水路本合海と大石田を上下する川船を見張る川舟改所の置かれた場所。陸路は真木野・西又・松橋を経て、間道ながら北村山郡次年子にぬける等、他郡と結ぶ接点にある。舟形・堀内は、最上郡内でも他県と他郡をつなぐ交通の十字路である。三島通庸が、もつとも早い時期に、舟形にかかわる新道に手をつけたのは、このゆえである。



明治初期の猿羽根峠

3 猿羽根新道

猿羽根峠は、標高一七八メートルの小高い嶺である。藩政時代の旧道は、先にあげた「三島文書」の言を借りれば、「険阻狭隘ニシテ諸車軌ヲ並フルヲ得ズ迂遠高低尤モ甚シカリシ」道であった。険しくてせまく荷車一台やつと通れる位で、勿論、すれ違うことなどできない。しかも登り下り五キロメートルのあいだ、七七曲りもあるといわれ、旅人にとっては何ともやっかいな難所であった。

この峠の測量は、明治十年一月上旬に始まっており、県の役人は、五等属河島清であった。その報告書には、こう書かれている。十年二月八日付、県の村上一等属宛に出した手紙の一節である。

猿羽根山新道沢通り実量之儀一月上旬御達之所深雪吹雪等ニテ案外日数相懸り同月下旬迄調済相成第考課へ差出候積リニテ小生出張致シ候ニ付最早御手許へ相廻り候儀と奉存候右沢

通り之儀嶺ヨリ見下シ候と実地とは雲泥之相違ニシテ道法モ拾丁前後遠クトンネル之場所ニケ所有之両所トモ巖石モ無之アン
ザハ山同様見受ケ申候
其上屈曲多ク雪ナデノ憂ヒモ有之且春和雪溶ヘモ他ヨリ二十日程モ遅ク近隣実地案内之もの十か八九迄澤通りハ見込ミ無
之小生ニ於テモ最初嶺ヨリ見下シ候トハ大ニ見込違ヒ今日ニ至リ候テハ川通り之方ニ決シ申候高木氏モ堅ク雪ニ相成次第
見分之積リニ候得共実地細見いたし候ハハ必同意ナルヘクト相考候

〔『県史』前掲書所収、「山形県道路開鑿実施及ビ実地見分ノ報告書」〕

この「報告書」によれば、最初の計画では沢通り筋に新道をひらく予定だったが、その道だとトンネルも掘らね
ばならず、屈曲、雪なだれの危険もあるので、川通り節に変更したい旨が書かれている。文中高木氏とあるのは、
県の土木課長で、新道の「掛官・発起人」であった。この人は四月に、最上地方の実地見聞に訪れている。

猿羽根新道は、北村山郡尾花沢（名木沢）より舟形村に至る、延長一、九四四間（約三・五キロメートル）の
道のである。

起工・明治十年六月、竣工・同年十月。五ヵ月間の迅速な工事である。総工費一四、二〇〇円。工費内訳、官
費一四、〇〇〇円、寄附金二〇〇円。寄附はどうかたちで集められたか、それを知る手がかりとなる資料が
見つからない。（前掲「三島文書」による、尚、同文書の別の項に総工費一六、五〇〇円とも出ている。）ま
た、人夫は一五歳以上六〇歳まで、二、〇〇〇人が投入されたと記録されている。



柏木原より西方を望む(本合海新道)
高橋由一描く

4 小国・本合海新道

猿羽根新道が完成すると、その翌月には最上小国新道の改修・開削が始まった。明治十年十月起工、竣工同十三年九月、「舟形村ヨリ小国各村を経て宮城県に至る」九里、二〇、一六〇間(約三六キロメートル)の道のりである。工費は一〇、二五九円。その内訳官費二、〇〇〇円寄附金八、二五九円。掛官・発起人名は、山形県二等属高木秀明である。寄附金が官費の四倍を超えている。それだけ地元負担が多くなつたことを示している。約三年間に及ぶ工事であった。

小国新道の工事と並行して本合海新道の開削が始まったのは、明治十一年四月、開通は同年十一月である。

舟形から沖の原・長者原・福寿野・清水を経由し、本合海に至る、三里二五町の旧道改修は明治五年にすでに行われているが、こんどの新道は舟形から沖の原・芦沢・大坪を経て本合海に至る全長五、七六〇間(約一〇、三七キロメートル)、工費五、二〇〇円。内訳官費五、〇〇〇円、寄附金二〇〇

田の工事であつた。掛官・發起人は、前の新道と同じである。

【山形縣道路開鑿実施及び実地見分ノ報告書】

(貼紙) 山形縣道路開鑿件実地手紙
川嶋清より村上江遺候書

船年駅より元合海ノ間ニアル字芦沢山トンネル場之儀早々着手候様高木氏より談ニ付十二月十五日出立天童ヨリ猪ノ沢迄測量引續キ同十七日元合海村御用掛り小屋重藏方へ着之所兼而区務所ヨリ達シモ有之同有十三日ヨリ土方人足小屋掛ケニ取掛り既ニ出来之由申聞候間翌十八日同人同道右場所へ罷越見分いたし候所見積り迄ニテ実量モ出来不申候ニ付早速実量致シ候所最前高木氏ノ見込ハ
トンネル長五十五間 トンネル長百貳間四尺東口掘割長三十六間西口掘割長十八間入費金貳千程相懸リ候積リ同廿日ヨリ着手一月廿日迄東口掘割出来トンネルニ取掛り候所土症致而不宜上ハヨリ三間程赤土
其下青土ナリ 赤土之方ハ別テ崩レ勝既ニ一月十三日午後第二時頃大方三人土之下ニ相成内老人ハ一旦氣絶何レモ早速療用差加へ此程追々快方ニ趣キ申候其後種々注意昨七日迄土留メ杵十七組凡深サ
四間程 掘込ミ追々安心ノ場合ニモ可至と存候所猶又本日午前第二時頃杵上之土欠崩レ梁木七本折へ留メ大工モ工夫尽キ梁土方モ恐怖シ小生並外掛り之者ニ於テモ別段法方之見込ミモ無之候間坑夫共一ト先為引拂掃縣之積り相決シ申候右ハ兼テ留メ方法方第壹課へ申遺候所土留メ之方法等鉄道寮へ為問合之義御地へ相達シ候趣ニ付右御答之上尚御差函次第再興之積リニ御座候。

本合海新道に限らず、他も同じであつたろうが、他郡の記録からみて、これら舟形にかかわる新道開削にあつては、地元民「老幼ヲ除キ男女三日間」の夫役を課せられたようである。

尚、本合海新道の光景は、三島通庸の依頼で来県した。画家・高橋由一・彩色石版画に描かれている。「最上郡

舟形町村地内家長者原新道の内柏木原ヨリ西方ヲ望ム」と題された——前方視界のひらけた広びろとした新道を、農民や旅人が悠然と歩いている図である。いかにも近代最上の夜あけを告げているかのような美しい光景である。

5 舟形橋の架橋

舟形橋は、三島県令によって架橋された、県内六五橋のうちのひとつである。

舟形橋は、舟形の北入口小国川に架る橋である。『増訂最上郡史』の著者の言を借りれば「本川は小国一郷中の諸川及び溪水を集め水勢激烈なるのみならず僅かに暴雨あれば忽ちに暴漲し殆ど水路を乱し古来橋を架する術なく只々渡世を以て往来に使せり、而し雪解及び降雨に際して棹さし得ざれば則ち往来を止め北より来る旅客を煩すこと年に幾数回ありき」という川であった。

この川に幅四間（七・二メートル）、長さ七三間（二三二メートル）の橋が架けられたのである。『山形県史』本篇5所収「三島県令の架橋事」の項に、起工明治十二年十月、竣工十三年八月とある。工費七、二四五円、全額地元町村負担である。この橋は最初、明治十一年に起工され、翌年一月に一度完成をみたのであるが、同年の洪水のさい流出したので、十二年十月にふたたび架橋工事が始められたのである。

舟形橋の橋銭は、明治十一年五月から取り始めた、と「三島文書」に記録されている。当時の橋銭の徴収管理者は、最上郡小田島町中里弥平であった。もともと、舟形橋はそれ以前にも架けられていたらしく、明治六年に県に出した戸長の報告書には、橋銭として「一人二文、かご四文、馬四文等の定め」であったという（『続山形

博物誌』所収、笹喜四郎「最上——橋銭でわかる交通量」。

しかし、通行人から橋銭を徴収することは、明治十五年の段階で、すでに廃止されている。それに伴い、従来橋のたもとに点灯されていた、点灯の取扱い及び費用のいっさいは、それまで橋銭請負人の負担であったが、以後は官費支給となったようである。明治十五年「三島文書」から、その資料となるものを、次に紹介しておこう。

号外諮問案ノ三

橋畔点燈方法

従来三河橋東雲橋舟形橋千歳橋ノ諸橋ニ於テ点燈ヲ設ケ夜行ヲ保護シ其費用及取扱方ハ一切橋銭請負人ニ負担セシメタリト雖トモ今已ニ其方法ヲ廃セシ上ハ是モ亦自カラ廃棄ニ属セリ然リト雖トモ如斯長橋空漠ノ所ニ於テ往来ヲ保護スルニハ点燈ハ欠ク可カラサル緊要ノモノタリ故ニ自今右四橋ノ外相生橋ノ一橋ヲ加ヘ左ノ如ク之ヲ執行セントス

橋畔点燈取扱心得

第一條 橋畔点燈ノ個所ヲ定ムル左ノ如シ

三河橋

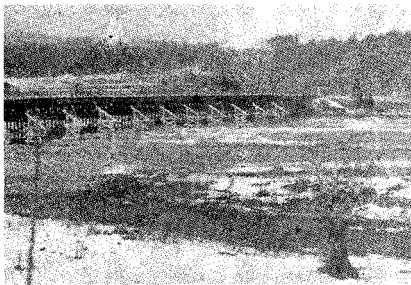
西田川郡

東雲橋

東田川郡

船形橋

最上郡



古い舟形橋

千歳橋

南村山郡

相生橋

南置賜郡

第二條 点燈取扱ハ可成掃除請負人ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ要ス

第三條 点燈ハ日没ヨリ日出迄トス

第四條 点燈ハ夜中往来ヲ保護シ非常ヲ警シムルノ趣意ニ付消滅セサル様注意スヘシ

第五條 燈器ハ日々酒掃スヘシ

第六條 点燈請負賃ハ勤日数ニ應シ之ヲ支給ス

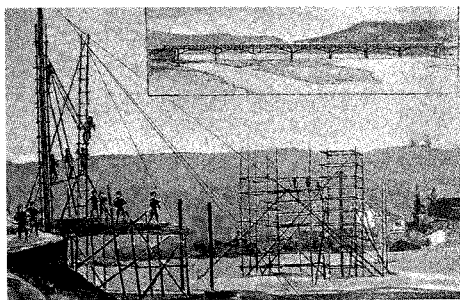
第七條 点燈ヲ怠リ又ハ不都合ノ所為アルトキハ直チニ請負ヲ免スヘシ

但本案可決ノ後ハ猶又費用支出ノ諮問ニ及ハントス

夕暮れになると、舟形橋の橋畔に灯される灯が、ガス灯でもあったものか、それを眺める村びとたちは、そこに明治維新時代の、文明開化の世を、きつと感じとつたに違いない。

尚、流出のため、再度架けられた舟形橋について『増訂最上郡史』の著者は、また次のように述べている。

「同じ年直に再架す此橋属官嶋田貞吉の工夫に出て針鉄を以て繋き容易に水勢の浸し難きやうにしたり終に十年間保つ事を得て木材朽腐を来し同二十九年架替するに膺り工を起し同三十年〇月功を奏し而して洪水に羅り幾分の破損をみる該川の激流知るべきなり」と。



舟形橋架橋の図 明治初年



巡幸の折馬を洗った池（猿羽根山）

6 明治天皇の巡幸

明治天皇の東北・北海道巡幸が発表されたのは、明治十四年五月であった。明治九年の東北地方への第一回巡幸、十一年の北陸・東海道、十三年の中央道につづく第四回目の大巡幸である。この十四年の東北巡幸の地は山形・秋田の二県が選ばれた。

この巡幸に従う者は、先発隊として大政官参議・黒田清隆、内務省卿・松方正義等、本隊は左大臣・熾仁親王、参議・大隅重信等合計三五一人の大がかりな行列であった。この他に山形県では、県令三島通庸をはじめ、「管内御巡幸用掛の官吏御警衛の任を帯びる警部、巡查等二百余名」（中野豊政編『明治天皇上郡御巡幸記』昭和六年刊行）がこれに加わった。当時、舟形小学校訓導の職にあり、行列の光景を間近にみた中野豊政の記録によれば、「襲賀（天子の車の意）の前後に近衛兵が右に手鎗（小旗ノツキタル）を持ち左手にて手綱を執り頭には前立美しき礼帽を戴きカツカツと蹄を鳴らして行進する様は何れも其壯嚴なるを敬嘆せざるはなし況んや龍駕近くの士官の奉持する錦旗を仰ぎては知らずく容儀を正して最敬礼を行ふに至る」（前掲書）光景であったという。昔の大名行列をしのぐ一大パレードである。

明治十年代に集中する天皇巡幸の目的は、何であったのか。ひとくちでいえば天皇の「地方民情視察」ということになるが、徴兵令や地租改正反対一揆に象徴される地方人民の、明治新政府に対する不平不満を慰撫し、明

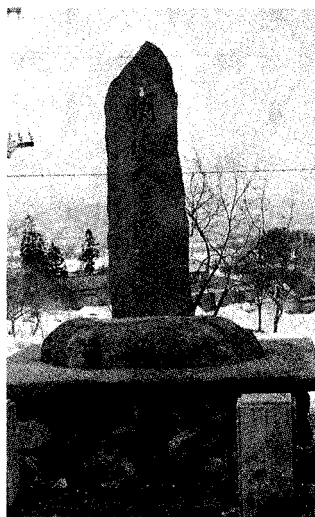
治天皇帝國家の威容を、人民にじかに示すことが、その主たる目的であった。

さて、このたびの巡幸の行程であるが、七月に東京を出発した天皇の一行は、まず福島・岩手・青森を経て北海道に向かう。そしてふたたび青森に戻り、秋田から及位・金山等を経て新庄に入ったのは九月二十二日。新庄で一泊して翌日庄内に向かう。庄内からふたたび新庄入りしたのは二十七日。新庄から山形に向かつて出発したのは、翌二十八日である。

午前七時十分新庄行在所（行幸のさいの仮宿舎のことをいう）を出て、最初に立寄った所は、舟形村字四つ屋坂上にある、細梅九左衛門の開墾場であった。

この日は、残暑の強い日であった。ここで天皇は西瓜を召しあがったという。

細梅開墾場は、九左衛門の養子寛六が拓いたものである。寛六は、明治十二年東京駒場農学校を卒業した人だった。舟形村の官有原野だったこの土地の払い下げを受け、実兄原田吉右衛門と共同で始めた事業といわれている。新しい農業技術を生かした開墾事業であった。それが郡役人の目にとまり、天皇の視察場所のひとつとして上奏されたものであろう。殖産興業を重要視していた明治政府・天皇にとっては、恰好の見学場所だったわけである。この時、細梅は「農事の改良進歩を図れり」と、天皇より木盃及び金帛（こがねと絹）を下賜された（山形県教育会編『山形県行幸記』、大正五年刊行）。さらに同書は、猿羽根峠越えについて、次のように述べてい



紫山 明治天皇行幸記念碑

る。

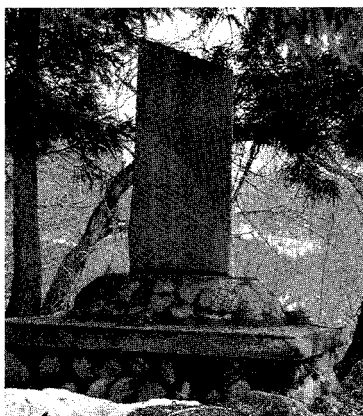
廿一町にして舟形町村字朝日澤に御召換所あり。此より一路迂曲して登る。土緒く樹稀なり、これを猿羽根峠と云ふ、御板輿に召して渡御したまふ。陟降一里十五町嶺に地藏堂ありて、これを最上、北村山二郡の界と為す。古道は極めて險峻にして春の初、融雪崩れ落ち、旅客往々壓死の惨ありしかば、二郡の民これを慨き、明治十年新道開鑿の事を勸め、凡そ五箇月にして成る。これよりして行旅、便を得るに至れり。其の工費蓋し一萬六千五百圓、悉く人民の醜集に成りて毫も官給を仰がず、縣令三島通庸、その挙を賞し、この次、從駕の文学川田剛に請ひて碑銘を撰し、その美を傳ふ。

此の山は最上川の北岸に壁立し、長江透迄として麓を遶り一帶、月山葉山の凝翠を掬すべく、風景甚だ佳なり。頂上の御野立所に蹕を駐めたまへり、御野立所は湯沢村民海老名徳太郎等十六名、金を献して修築せるものなり。北村山郡長中山

高明以下吏員学校生徒等数千人、郡界に建設せる奉

迎門の傍に列して奉捧す。

しかし、この記述は必ずしも、正確とはいえないようである。当日、巡幸の光景をみた、舟形小学校訓導の中野豊政や舟形村の星川某という老人の記憶によれば、天皇は猿羽根峠を越えるのに「御板輿」(「板状のものに人を乗せ、かついで運ぶもの、車の代わりの乗り物」ではなく御馬車であつ



猿羽根山 明治天皇行幸記念碑

たという。

「予が当時の彼の地にありて見聞する所によれば御板輿は御用ひなく舟形の若者二〇人股引草鞋わらじに白襷しろたすきをかけ御馬車に長き綱をつけ、之これを引きて御馬を助け御供申上げ朝日沢の御召換所は御用ゐるなかりしと云ふ」(中野、前掲書)

たぶん、この話の方が本当だろうと思う。なぜなら、三島県令による明治十年の猿羽根新道は、馬車の通れる道に開削された筈だからである。三島の秋田・山形にまたがる新道開削は、明治九年からすでに始まった天皇巡幸の日のためでもあったのである。

尚、舟形地区巡幸のさいの役目として、次の人々が任命されたと、記録は伝えている。

舟形町村字四ツ屋坂ノ上御小休	舟形町村戸長	伊藤幸藏
全	全 惣代人	沼澤清吉
全	富田村戸長	高橋徳次郎
全	全 用係	松田善助
全	全 惣代人	奥山興市
全字朝日澤御召換所	小國郷向町村戸長	瀬川大彌太
全	全 若宮村戸長	松田隼人
全	全 向町村惣代人	保科榮吉
全	全 向町村惣代人	菊地常藏

全 長澤村戸長 大場清太郎
 全 惣代人 叶内庄藏

また、「堀内村記録」(伊藤吉雄筆記写)によれば、「九月二十一日、同二十六日両度堀内村ヨリ御召上り品差上奉リタル分」として、次のようなことが記されている。

明治十四年九月御巡幸ニ付御召上り魚類小国川落合御用築被仰付堀内村々民築ヨリ御用品差上候品々左ニ

- 一 鯉 壹尾 目方百三十匁 代価拾九錢五厘 伊藤治吉
- 一 同 貳尾 目方 百匁 代価拾五錢 高山與四郎
- 一 雑魚 五尾 目方八十匁 代価八錢 林直居

合計 金四拾貳錢五厘

内務省 工部省 両官に 九月十一日御先発官召上之分

九月二十二日御召上り御魚

- 一 亀 凡三百匁 代価七拾錢 最上川ヨリ 矢作太吉
- 一 鱒 壹尾 代価五拾錢 築ヨリ 築子一統
- 一 鮎 五拾尾 代価老円五拾錢 築ヨリ 築ヨリ
- 一 御前白大角豆 壹升 代価七錢 伊藤治吉
- 一 鰻 壹尾 目方三百六十匁 代価七拾貳錢 伊藤懋吉

一 鯉 五 尾 代価五拾五錢四厘 最上川ヨリ 安達直吉

外 一 人

合計 金四円四錢五厘

一 鮎 百 尾 代価參円五拾錢

築 ヨリ

一 御前白大角豆 壹 升 代価七錢

伊藤治吉

合計 金參円五拾七錢

右宮内省御用御召上リ

一 雜 魚 五 尾 代価八錢

林 直居

一 鱒 壹 尾 代価五拾錢

築 ヨリ

一 鮎 五拾尾 代価壹円五拾錢

築 ヨリ

一 鮎 百 尾 代価參円

築 ヨリ

合計 金五円八錢

右内務省御用御召上リ

惣計金拾參円拾壹錢五厘

以上明治十五年一月八日宮内省ヨリ山形縣庁最上郡役所ヲ經テ郡長ヨリ右金御下渡相成壹人毎二一月十日ヲ以テ
渡済ミ

右品献上願出候処御聞不相成価格ヲ付シ御召上リニ相成誠ニ難有事ト万歳ニ記ス
外ニ築ヨリ御用魚品々沢山御買上ケ相成タレモ其名略ス

右の品々を献上することを願い出たが聞き届けられず、逆に宮内省より買上げられ、その金子が翌明治十五年一月八日、各人に届いたというのである。宮内省より布達された「沿道地方官心得」の「御巡幸の儀は親しく地方民情を知ろしめざるべき御趣意に付百般の事務、形容虚飾に亘り一体の聖旨に背き戻らざる様厚く注意を致し人民の困苦迷惑に相成らざる様取計ひ候儀肝要に候事」に基づく措置であつたらう。

第三節 学校教育の発足と普及

1 小学校の創立

明治五年八月、学制が頒布された。学制頒布とは、学校制度を広く世間に分けていきわたらせる、の意である。この布達には、次のような名文句がある。

必ず邑むらに不学ふがくの戸こなく家に不学ふがくの人ひとなからしめん。

簡単にいえば、一村・一家いっか一邑いっむら(村)びと、すべて学ばざる者なきようにせよ、というのである。これを国民皆就学みながくのすすめという。

国民皆就学みながくのすすめは、徴兵令(明治六)や地租改正(明治六、旧藩時代各藩まちまちであつた農民の土地に課する租税・物納制を、統一して地価を定め、地券を発行した金納制に改めた)とならび、明治新政府の殖産興業・



明治初期の小学読本

富国強兵政策をおしすすめる上での、重要な柱であった。政府の布令の徹底や殖産興業を押しすすめるには、読み・書き・算といった国民の初歩的知識はどうしても必要である。また、徴兵令をしても集まった兵士に共通の知識がなく、また、コトバひとつとってみても九州と東北の兵士たちがお互いに「バツテン」「ンでも」のやりあいでは困るのである。明治元年の戊辰戦役の時、薩摩と米沢の兵士がサツパリ話を通じないので、仕方なくお互い謡曲の文句を共通語にして話しあったという有名な話もある。

殖産興業・富国強兵政策をもって、西欧列強と対抗するには、教育制度の確立とその普及は、明治政府にとって、どうしても必要なことであった。国家的要請による、上からの強引な教化政策である。そのために民衆の生

活実態・実感からやや離れた側面を伴い、多くの不満と抵抗を招いた。舟形の農民たちの対応の状況については、あとでくわしくふれる。

明治初期の舟形郷は、次の五カ村に分立していた。(1)舟形町村・同枝村、(二)野関村・樺坂村・紫山村)、(2)長沢村・同枝村(大谷村・幅村・内山村、野村・大平村・長尾村)、(3)長者原村・同枝村(福寿野村)、(4)富田村・旧称猿羽根村・同枝村(絹縫村・太郎野村)、(5)堀内村・同枝村(本堀内村・瀬脇村・洲崎村・横沢村・沢内村・山家村・真木野原村、西又村・円明村・中野村・松橋村・実栗屋村)

「^{むら}邑に不学の戸なく」の学制による小学校は、この五村に一校ずつ、明治六年から九年にかけて創立された。その状況をかいつまんで記せば、次のようになる(以下の数字、文章等の引用は、最上地区小学校校長会編『最上

教育百年誌』、『山形県学事年報』、他各校沿革誌による。

堀内学校

創立 明治六年二月（もしくは十二月）

場所 堀内村東光寺内

教員 二名（うち一名は梅沢紘、この先生の着任によつて授業開始）

児童数 学齡児童・一三七名。就学児童・六一名（男四六、女一五）

出席率 七七・四（パーセント？）

状況 「政府ノ学制ヲ頒布セラレシヨリ日猶浅キヲ以テ学校ノ何物タルヲ知ル者殆稀ナリ。…其ノ教場ナルモノハ器機未

ダ整頓セス体裁未ダ具備セザルハ恰モ旧時ノ寺小屋ニ異ナラズ…」

（注 右数字は、創立六年の統計がないため、七年のものである）

長沢学校

創立 明治七年一月

場所 長沢村福昌寺の一隅を借りて開校

教員 一名（氏名不詳）

児童数 学齡児童・一九九名、就学児童・四四名（男のみ）

出席率 不明

状況 「嘗テ小学校設立ノ制令行ハルト雖モ民心未ダ其度ニ至ラズ…」

舟形学校

創立 明治七年

場所 旧代官役家を借受け開校

教員 一名（授業補・平沢環梅）

児童数 学齡児童・一一九名、就学児童・四二名（男三五、女七）

出席率 三九・五人（日々平均）

状況 「人民ヲ誘導シ、学業ノ修メザルベカラズヲ説キ且学校ノ主意、聖者ノ厚德ヲネンゴロニ諭シ開校ス」

富田学校

創立 明治八年三月

場所 当所郷倉ヲ以テ仮校舎ニ充テ開校ス

教員 一名（三月廿日、義高豊美着任）

児童数 学齡児童・一二三名、就学児童・三二名（男のみ）

出席率 八八・四四パーセント

状況 「人民未ダ教育ノ何物タルヲ知ラズ故ニ振ハズ」

長者原学校

創立 明治九年二月四日

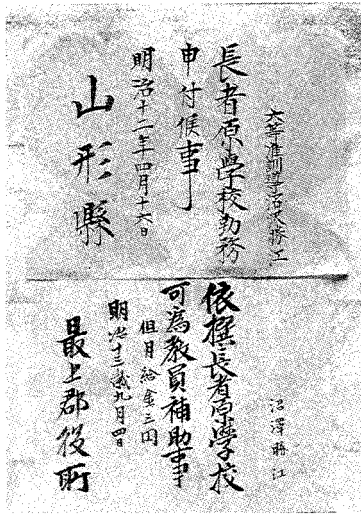
場所 長者原村・小国政吉宅借家開校

教員 一名（仮教師補助・岸音次郎）

児童数 学齡児童・六一名、就学児童・三八名（男三四、女四）
 状況 「学校設立の際生徒・教員共に学事に勉勵」

以上が、各村五校の創立状況である。ここで特徴的なことは、明治九年創立の長者原学校を除けば、いずれも就学率が低いことである。堀内学校（四四・五パーセント）、長沢学校（二二・一パーセント）、舟形学校（三五・三パーセント）、富田学校（二六・〇パーセント）、長者原学校（六二・三パーセント）。

その主なる原因は「人民未ダ教育ノ何物タルヲ知ラズ故ニ振ハズ」（富田学校）ということになるが、それはむしろ「教育を権利として主張する国民主体がほとんどないところに、政府主導のもとに上から強制的に国家教育が実施された」（岩波講座『日本歴史』第一五巻所収、安川寿之輔「学校教育と富国強兵」）ことにある。しかも政府は学制は定めるが、財政的措置は地方公共団体負担と授業料の徴収をもつてした。舟形学校の明治九年を例



長者原学校辞令

にとれば、授業料の徴収は、各戸負担——財産・収入によつて、上等六銭、中等五銭、下等四銭、等外三銭としている。極貧の子女の場合は授業料は免除してもよい、という定めもあったが、一般的にいえば、貧しい村びとにとつては、金を出してまで何も学校になど、という気持ちであつたらう。また、子供であつても学齡期になれば、家族労働にとつて欠かせない存在である。

地域・各学校によつて多少異なるが、当初政府が定めた

就学義務年限は、八年であつた。経済力の乏しい村びとにとって授業料まで納めた上、子供を八年間も遊ばせるわけにはいかない、というのが正直な気持ちであつたに違いない。学制に対する不満は、全国的に不就学、中途退学等となつて現われた。そこで政府はやむなく、明治十二年、「自由教育令」を発し、修学年限を一挙に年間四ヵ月以上、四年間に改めた。六年間になるのは明治四十一年以降である。それは各五校とも、共通している。

また、各村には学区取締・学務(学事・学校世話係)専任者が任命された。明治初期で、現在判明している者の氏名を、次に記しておく。

堀内学校

(不明)

長沢学校

(不明)

舟形学校

学校事務取扱・沼沢清五郎(明治七・四)

学務委員・沼沢源六(明治二十五)

富田学校

学務世話係・高橋徳次郎(明治十一)

長者原学校

学校世話係・叶内藤四郎、溝口山三郎（明治十二）

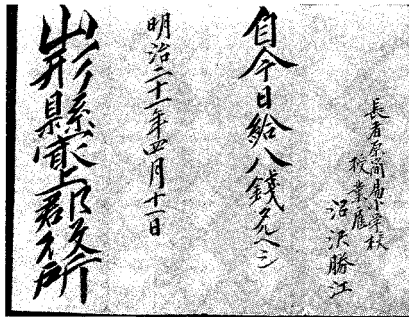
2 明治期の教育と村びと

明治政府主導による上からの施策であれ、教育制度の確立とその普及は、日本が近代的統一国家として体制をととのえていく上には、不可欠の条件だった。

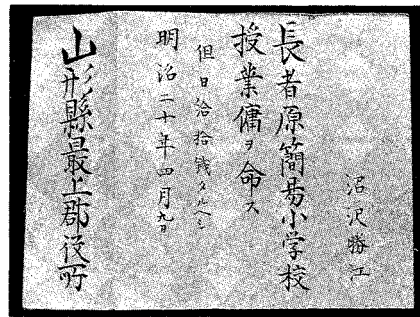
学校教育の主要なねらいは富国強兵をおしすすめていくための、天皇制を中心にした国民の思想・精神の形成にあつたが、とりわけ明治二十三年の教育勅語の発布、学校教育で果たした役割は大きかった。そういう問題をふくめ、明治二十年以降、村々の教育の現状はどうであつたかを、次にみてみよう。

次の第四表は、舟形郷五校の、明治二十年から一〇年間の、就学率の推移を示したものである。五校で就学率が五〇パーセントを超えた年が、舟形学校で三回（二十七・二十八・二十九年）、あとは二〇から四〇パーセント台を上し、その多くは二〇から三〇パーセントのあいだに集中している。これが明治五年の学制発布から一五年以上たった、尚あとの状況である。

近年、舟形町の定泉寺の襖の下張りから、明治期（二十年代後期）のものが



小学校授業雇給与辞令



教員辞令

第6—4表 明治20年代就学率の推移

		明治	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
堀内学校	学 齡	152	152	170	176	171	179	188	192	233	167	214
	就 学	66	65	63	60	70	69			55	47	58
	%	43.4	42.7	37.1	34.1	40.9	38.5			23.6	28.1	27.1
長沢学校	学 齡	213	216	231	224	235	219	241	233	246	238	245
	就 学	58	56	60	55	56	73	61	78	103	103	91
	%	27.2	25.9	25.9	24.5	23.8	33.3	25.3	33.4	41.8	43.2	37.1
舟形学校	学 齡	178	175	153	161	170	173	177	180	187	222	250
	就 学	71	63	55	50	46	64	86	92	108	112	84
	%	39.8	36.0	35.9	31.1	27.1	36.9	48.5	51.1	57.7	50.4	33.6
富田学校	学 齡	91	80	105	117	109	98	102	105	108	121	132
	就 学	36	36	37	47	36	40	34	36	31	34	34
	%	39.5	45.0	35.2	40.1	33.0	40.8	33.3	34.2	28.7	28.1	25.7
長者原学校	学 齡	75	72	70								
	就 学	35	27	30	30	25	32	33				52
	%	46.6	37.5	42.8								

(『最上教育百年誌』等により作成)

多い)の教育状況を知る手がかりとなる貴重な史料が出てきた。その中に県か郡役所に提出した報告書と思われる、舟形尋常小学校に関する次のような写しの一枚があった。前後が切れていて年代もはっきりしないが、就学児童数から推定すると、明治二十八年の報告書の写しと思われる。

第二号報告表によれば、児童数一〇八名に対し、補助教員をふくめ教員二名、四学年在学中で、学級数一とあるから、一年から四年まで一つの教室で学んでいたことになる。

また、第十号の欄をみると、授業料月額のもっとも多い者で七錢収め、もっとも少ない者で二錢、平均一人月額四錢五厘とある。授業料未納の者二八名、免除生徒一三名、両者をあわせると四一名にのぼる。在学者の約三八パーセントが、授業料を納められなかったわけである。

先に示した、明治二十八年の舟形学校の就学率の項をみていただければわかるが、この年の未就学児

童は、他に七九名いる。多くは貧困のためである。次に明治二十七年に提出された「就学免除願」と「就学猶豫^{ゆうよ}願」各一通を紹介する。

就学免除願

舟形村大字舟形

平民 沼 沢 長五郎

明治廿年九月生

右ハ昨年八月満六歳ニ付就学可為致之處家計困窮ニテ右児童ヲ就学セシムルトキハ生計上差支ヲ生ズル義ニ付就学御免除被成下度此段奉願候也

舟形村大字舟形

父 沼 沢 甚之助 (印)

明治廿七年五月廿三日

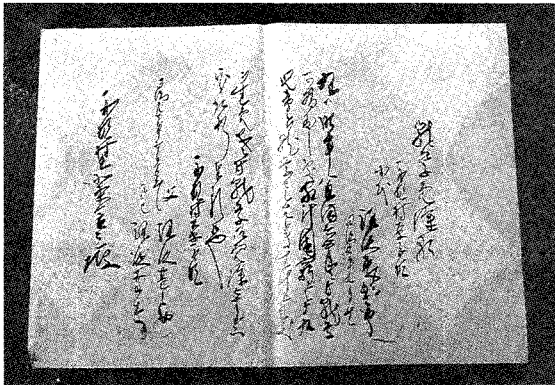
戸主 沼 沢 幸 吉 (印)

舟形村長北条舎三殿

就学猶豫願

平民

沼 沢 與三郎



就学免除願

ゆうよ

廿年九月生

右ハ昨年十月満六歳ニテ本年五月ヨリ就学セシムベク之處ニ候得共赤貧ニシテ本人ヲ就学セシムル事ハ家計差支候ニ付来廿八年四月マテ就学御猶豫被下度此段奉願候也

舟形村大字舟形

右父 沼 沢 長九郎 (印)

舟形村長北条舎三殿

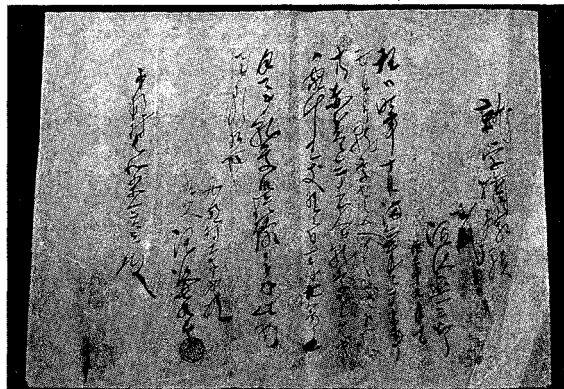
筆者は先に、学制頒布の「邑に不学の戸なく家に不学の人ならしめん」うんぬんの名文句を紹介し、しかしそれは、民衆の生活実態・実感からやや離れたものであった、とつけ加えたが、やはり実状は舟形の村びにとつても同じであった。

次は教育の内容を紹介する。明治二十七年の長沢尋常小学校「時間割改定ニ付御届」をみていただきたい(以下、断わりなしに史料提示した場合は、定泉寺所蔵文書による)。

時間割改定ニ付御届

本校教科時間割本科補習科共別紙之通改定致候条此段及御届候也

明治廿七年五月五日



就学猶予願

土	金	木	水	火	月	曜日 時間
修	算	算	算	算	修	至自
身	術	術	術	術	身	時時
算	読	読	読	読	算	至自
術	書	書	書	書	術	時時
読	習	作	習	作	習	至自
書	字	文	字	文	字	時時

長澤尋常小学校補習科時間割表

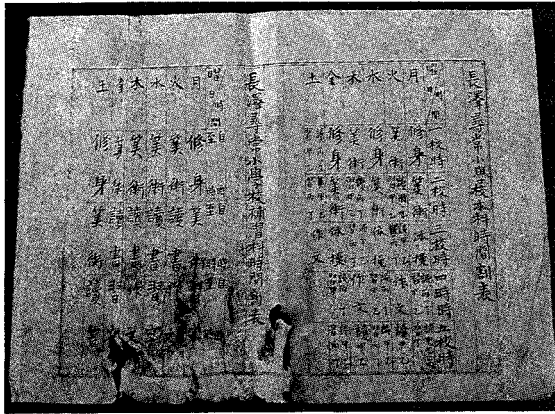
土	金	木	水	火	月	曜日 時間
習 甲、 乙、 丁	修 身	算 術	修 身	算 術	修 身	一 校 時
習 丙、 甲、 丁	算 術	習 甲、 丙、 丁	算 術	習 甲、 丙、 丁	算 術	二 校 時
作 文	体 操	習 丙、 甲、 丁	体 操	習 丙、 甲、 丁	体 操	三 校 時
	習 甲、 乙、 丁	作 文	習 甲、 乙、 丁	作 文	習 甲、 乙、 丁	四 校 時
	習 丙、 甲、 乙、 丁	読 書	習 丙、 甲、 乙、 丁	読 書	習 丁、 甲、 乙、 丙	五 校 時

長澤尋常小学校本科時間割表

舟形村長北条舎三殿

長澤尋常小学校訓導 加藤宜智

他に富田尋常小学校の「時間割」もあるが、内容は長沢小とほぼ同じである。各教科の授業の細目については、明治二十四年十一月、文部省令「小学校則大綱」で定められ、二十五年三月山形県知事の名で、各校に通達された（県令第一二二号）。各教科の「教則」をくわしく述べた布令のあとに、それを簡単にまとめた、次のような別表もある。長沢小の「時間割」とあわせながめると、当時の授業内容のおおよその見当がつくので紹介しておく。



長沢尋常小学校本科補習科時間表

学年		尋常小学校教科課程表							
毎週	教授	時間	科目	修身	読書	作文	習字	算術	体操
第一学年	三	三	人道実践ノ方法	三	九	近易ナル漢字交 リノ短文	片仮名 平仮名 近易ナル漢字交 リノ短句	二十以下ノ数ノ 範囲内ニ於ケル 計ヘ方及加減乗	遊戯
第二学年	三	三	人道実践ノ方法	三	七	近易ナル漢字交 リノ短文 (仮名文ヲ交シ)	近易ナル漢字交 リノ短句 日用文字	百以下ノ数ノ範 围内ニ於ケル計 ヘ方方法及加減乗	遊戯 普通体操
第三学年	三	三	人道実践ノ方法	三	七	近易ナル漢字交 リノ短文 日用文字	近易ナル漢字交 リノ短句 日用文字	千以下ノ数ノ範 围内ニ於ケル加 減乗除通常ノ小 数ノ計ヘ方	遊戯 普通体操
第四学年	三	三	人道実践ノ方法	三	七	近易ナル漢字交 リノ短文 日用文字	近易ナル漢字交 リノ短句 日用文字	万以下ノ数ノ範 围内ニ於ケル加 減乗除	男 普通体操 兵式体操

尚、ここで明治から昭和に至るまで国民の思想・精神形成に大きな影響を与えた、修身の内容については、「小学校教則」第二条で、次のように定められているので参考のため再録しておく。

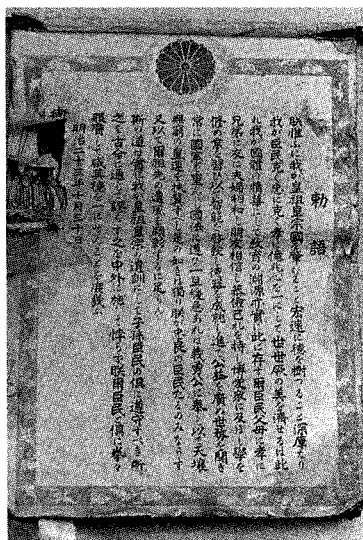
第二条 修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ

良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌友愛仁慈信美礼敬義勇恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又國家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ兒童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ、高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ務ムヘシ
 女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ兒童ノ模範トナリ兒童ヲシテ浸潤薰深セシメンコトヲ要ス

これが別表第一号「修身・人道実践ノ方法」の中味である。教育勅語に基づく忠君愛國の思想の注入であった。また、「時間割」は本科と補習科の二つに分かれているが、補習科は尋常あるいは高等小学校を卒業した者に、すでに学習したことを「練習補充シ殊ニ之ヲ実地ニ応用スルノ法ヲ授ケテ」、「人民ノ生活上必須ナル事項ヲ加ヘ授



教育勅語

「ケン」(「小学校教則」第三三条・二四条)ことを目的とするものであった。授業は夜間・休日等に行われた。舟形小学校では、次のように定めている。下書きで年月日もないが、明治二十七・八年頃のものと思われる。

舟形村立各尋常小学校補習科教科目課程時間及修業年限

第一條 教科目ハ修身、讀書、作文、習字、美術ノ五科目トス

第二條 教授ノ程度課程時間ノ配當ハ第一号表ノ如シ

第三條 教授時間ハ毎週十二(十八)時トス

第四條 修業年限ハ二ケ年トス

第壹号表

教科課程表

計	算術	習字	作文	讀書	修身	教科目	
						学年	毎週教授時数
一八	六	三	二	五	二	第一	学年
	度量衡貨幣及時刻ノ計算、 通常分数	日用文字、日用書類	漢字交り文、日用書類	漢字交り文	人道実践ノ方法		
一八	六	三	二	五	二	第二	学年
	簡易ナル比例 簡易ナル百分数	日用文字、日用書類	漢字交り文、日用書類	漢字交り文	人道実践ノ方法		

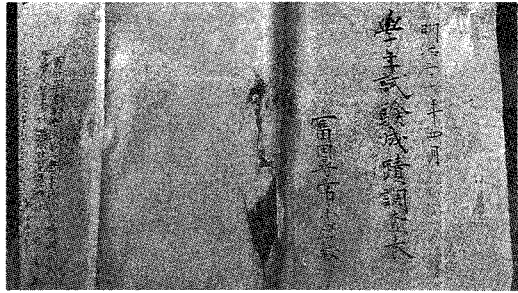
次に当時の成績表を紹介する。明治二十七年四月、富田尋常小学校が、村長に提出した報告の一部である。学
 年末試験結果は、村長に報告するのが、当時のならわしであった。

富田尋常小学校第二学年試験成績調査表														
修身	読方	作文	習字	算術	計	通常試験平均点数	総計	判定	席順	出席百分	姓	名	年	齡
八五	九二	九七	一〇〇	一〇〇	四七四	六七	五四一	甲	二	九一	豊岡菊治	全	九	三
九三	九八	一〇〇	九〇	九二	四七三	七四	五四七	甲	一	九四	叶内市助	(判読不明)		
											第四学年			

ここに明治二十八年四月、長沢小学校が、村長宛に出した、卒業生名簿がある。

長沢尋常小学校卒業生徒表

卒業番号	証書授与	保護者	卒業生徒	計	生	年	算	月
第十二号	明治廿八年四月廿七日	平民市助(三男)	浅沼健藏	十六年二月生	十二	三	ケ	月
第十三号	同日	平民円藏(孫)	渡辺庄藏	十六年二月生	十二	三	ケ	月
第十四号	同日	平民菊次郎(長男)	伊藤彦次郎	十六年九月生	十一	八	ケ	月
計		三名						



成績調査表

右之通ニ御座候也

明治廿八年四月廿七日

長沢尋常小學校訓導 加藤 宣智

舟形村長北条舎三殿

これを見ると、この年の卒業生は三名、卒業番号第一二から一四号。もしもこれが創立以来の卒業証書の通しナンバーとすれば、長沢学校の創立は明治七年だから、約二〇年間のあいだに卒業生は、わずか一四名しかいないことになる。卒業までいかに多くの苦勞をともなったことか。このわれらの祖父母たちこそ、まさに「螢雪の功」を積んだ者といふべ

きだろう。

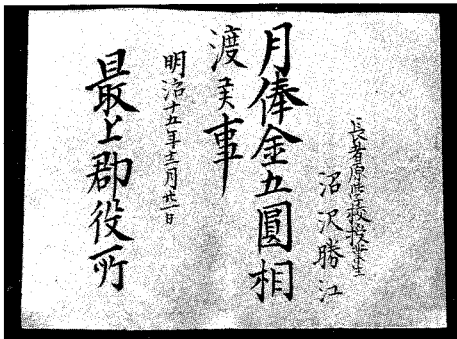
最後に、長沢村出身の、ある教員の履歴を紹介する。明治初期ひとりとの教員が、どうかたちで誕生していくか、それを知る貴重な資料である。

履歴

山形県最上郡長沢村千八百八十一番地平民

生 所 羽前國最上郡長沢村

大 場 角 治



月俸辞令

明治四年六月二十五日生

一、學業

明治拾壹年五月ヨリ全十七年十月迄最上郡長沢小学校ニ入り中等二級迄ヲ卒業

明治十一年十月ヨリ全貳十年十月迄最上郡舟形町村屋川元友ニ就キ漢学句讀ヲ受ク

明治廿年十一月ヨリ最上郡新庄小田島町北条角磨ニ就キ漢学修業

明治廿年十一月ヨリ最上郡新庄小田島町星野信鉄ニ就キ算術及漢学修業

明治廿二年二月二十三日長沢尋常小学校授業雇拜命

右之通相違無之候也

明治貳十貳年

授業雇 大場 角 治 ㊦

3 教育会と児童保護会

明治四十年から翌年にかけて、村内学校単位毎に、教育会と学齡児童保護会が発足した。県の訓令に基づくものである。会の組織・内容は各村ともほぼ同じものなので、教育会（堀内）と学齡児童保護会（長沢）を一例ずつ、次に紹介しておく。新庄図書館所蔵、『最上郡役所関係綴』の中にある史料である。

教育會開設之儀ニ付報告

當村教育會別紙ノ通開設仕候ニ付此段及報告候也

明治四十年四月十六日

堀内村教育會長大川弘賢

最上郡役所

第一課長戸澤重次郎殿

明治四十年四月十五日堀内尋常小學校ニ於テ開会ス

出席會員十四名左記ノ如シ

村	長	鈴木	佐忠
学事係書記	林	篤之助	
校	長	大川	弘賢
教	員	伊藤	正行
全		林	良造
学務委員	伊藤	豊三	
全		森	米吉
村	医	大澤	銀作
学事篤志者	成	澤	秀作

(以下五名略)

一、午後三時開會村長鈴木佐忠ヲ推シテ座長トナシ本會々則ヲ議決ス(會則別紙ノ通り)

一、會則第四条ニヨリ役員撰挙ノ結果左ノ如シ

右終リテ各自本會発展ニ関スル意見ヲ陳述シ茶話会ニ移リ散会セシム午後五時ナリ

會	長	大川弘賢
副會	長	林篤之助
幹	事	伊藤豊三
全		森米吉

堀内村教育會會則

第一条 本會ハ当村教育ノ改良上進ヲ講究企図スルヲ以テ目的トス

第二条 本會ハ村長學校職員學務委員學事係書記及學事篤志者ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 本會ハ第一条ノ目的ニ從ヒ左ノ事項ヲ行フ

- 一 村内外教育上ノ氣脈聯通ニ関スル事
- 一 児童就學出席學業奨励ニ関スル事
- 一 村教育施設事項ヲ講究シ其遂行ニ関ル事
- 一 學校基本財産造成ニ関スル事
- 一 地方青年教育ニ関スル事
- 一 通俗講談会教育品展覽会等開設ニ関スル事
- 一 教育上ノ意見ヲ発表シ或ハ當局者ニ建議スル事
- 一 教授訓育及學芸ニ関スル事項調査研究ノ事

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ其任期ヲ二ケ年トス

会長、副会長 各一名

幹事 二名

第五条 会長、副会長ハ会員互撰ヲ以テ之ヲ定メ幹事ハ会長之ヲ囑託ス

第六条 会長ハ出會一切ノ事務ヲ総理シ副会長ハ会長ヲ補佐シ會長不在ノトキハ之カ代理ヲナスモノトス

第七条 幹事ハ会長ノ指揮ニ從ヒ会務ヲ整理ス

第八条 本会ハ毎年二回以上開會スルモノトス其期日及場所ハ会長之ヲ定メ開會五日前會員ニ通報スルモノトス

第九条 本会會員中學校職員ハ教授訓育及学芸ニ関シ研究会ヲ開クコトヲ得

但本会役員及會員ハ必要ニ応ジテ研究会ニ出席スルモノトス

第十条 研究会ハ最寄町村教育会ノ協議ニ依リ聯合シテ開クコトヲ得

第十一条 研究会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条 本会ノ経費ハ会員ノ拠出金寄附金及村費補助ヲ以テ支弁スルモノトス

第十三条 本会則ハ会長又ハ會員三分ノ一以上ノ發議ニ依リ本会ノ議決ヲ經ルニアラザレバ改廢スルコトヲ得ス

第十四条 本会ノ議事ハ普通會議法ニ依ル

学齡児童保護會別紙ノ通り相定メ此段御報告申上候也

長澤尋常小学校長

明治四十一年二月十三日

岡野 寅五郎 ㊞

最上郡長小鷹銳健殿

学齡児童保護会規則

第一条 本会ハ舟形村大字長澤学齡児童ニシテ貧困ノ為メ就学若クハ出席シ能ハサル者ヲ保護シ就学及ヒ其出席ヲ完_レ良_セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本会ヲ長澤学齡児童保護会ト称シ長沢尋常小学校内ニ之ヲ設ク

第三条 本会ハ長澤ノ有志者ヲ以テ組織シ大字外ノ者ト雖モ篤志ノ者ハ會員ト為スコトヲ得ル

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会長 七名

一 副会長 七名

一 幹事 四名

一 委員 七名

第五条 会長及ヒ副会長ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ撰挙シ其他ノ役員ハ会長之ヲ囑託スルモノトス

第六条 役員ノ年期ハ滿二ケ年トス 再撰再囑スルコトヲ得ル

第七条 会長ハ本会一切ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ委員会ノ議長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ会務ニ従事ス

委員ハ受持区ノ事務ヲ整理シ会長ノ諮問ニ応シ重要ノ事項ヲ審議ス

第八条 本会ハ毎年四月總會ヲ開キ尚會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

第九条 總會ニ於テ議決スヘキ事項ハ左ノ如シ

一 収支予算に關スル事

二 決算報告ヲ認定スル事

三 事業ノ計画ニ關スル事

第十条 会長ハ毎年四月下旬及ヒ十一月ニ於テ委員会ヲ開キ保護スヘキ兒童及ヒ保護方法ヲ議定スルモノトス

第十一条 保護方法ハ大略左ノ如シ

一 学用品ノ給与及貸与

二 雨具及ヒ被服ノ給与

三 食物ノ給与

四 給与及ヒ貸与ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条 保護ヲ受クル兒童ニシテ保護ノ必要ナキニ至リタルトキハ隨時ニ之ヲ止ムルモノトス

第十三条 本会ノ経費ハ會員拠出ノ金品及ヒ篤志者ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第十四条 歳計剰余金品ハ基本財産トシテ確實ナル方法ニ依リテ之ガ増殖ヲ図ルモノトス 但シ特別ノ事情アリタル時

ハ委員会ノ意見ヲ聞キ翌年度ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ル

第十五条 本会々々則ハ委員會議決ニヨリ変更増減スルコトヲ得

右之通り相定メ候也

長沢尋常小学校長

明治四十年十二月十五日

岡野 寅五郎 ㊤

給与及貸与細則

第一条 本会ニ於テ保護スヘキ児童ヲ左ノ三種ニ別ツ

一 極貧ニシテ殆ント就学シ能ハサルモノ

二 困窮ニシテ就学容易ナラサルモノ

三 貧困ニシテ学用品ヲ得難キモノ

第二条 前条第一項ニ該当スル者ニ対シテハ左ノ保護ヲ行フ

一 紙、筆、墨、雨具、被服及ヒ飯米給与

二 書籍、石盤、算盤ノ貸与

第三条 第一条第二項ニ該当スル者ニ対シテハ左ノ保護ヲ行フ

一 筆、墨、雨具、被服ノ給与

二 書籍、石盤及ヒ算盤ノ貸与

第四条 第一条第三項ニ該当スル者ニ対シテハ左ノ保護ヲ行フ

一 書籍、石盤及ヒ算盤ノ貸与

第五条 給与スヘキ数量及其時期ハ大略左ノ如シ

但シ收入ノ多寡及保護スヘキ児童数ノ多少ニ依リ幾分ノ変更ヲナスコトアルベシ

一 紙ハ一ヶ月一人ニ対シテ凡ソ十枚毎月五日以内ニ給与ス

二 筆ハ毎年四月及ヒ十月ニ於テ大小各一本、墨ハ毎年四月ニ壹本ツツヲ給与ス

三 雨具ハ毎年壹回必要ノ起リタル場合ニ於テ之ヲ給与ス

四 被服ハ毎年十一月ニ於テ綿入一枚ヲ給与ス

五 書籍、石盤及ヒ算盤ハ其必要生シタル時ニ於テ貸与ス

六 飯米ハ冬期間出席数ニ応シ一日壹合ノ割ヲ以テ月末ニ於テ之ヲ給与ス

第六条 本会ノ保護ヲ受クル兒童ニシテ猶豫免除若クハ退学シタルトキハ其貸与シタル物品ハ直ニ之ヲ返還セシムルモノトス

第七条 本会ニ於テ保護スヘキ兒童ノ氏名年齢及ヒ学年ハ保護兒童名簿台帳ニ謄録スルモノトス

第八条 物品ヲ給与若クハ貸与シタル時ハ其都度給貸明細簿ニ記入シ且ツ掛員ニ於テ捺印スルモノトス 其返還シタル

トキモ亦同シ

第九条 給貸明細簿ハ幹事ニ於テ之ヲ整理シ時々会長ノ驗閱ヲ受クルモノトス

第十条 学齡兒童保護会ノ帳簿ハ永久保存トシ長沢尋常小学校ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

4 古老の思い出

明治期の学校教育を熱心に支持したのは、まず富農層・商人・知識人等の子弟であったが、勉強好きな貧しい農民の子供たちも大勢いたのである。彼らは一年中つぎはぎだらけのモンペをはき、冬でもゾウリやワラジをはいて通った。女の子の多くは、妹や弟をおんぶして教室の片隅にいたのである。こういう光景は昭和の敗戦後までつづくが、学校は貧しい農民の子供でも勉強を一所懸命すれば、世に出る機会はある——ということを教える

場ともなった。「青雲の志に燃える」などというコトバが、一部の少年たちの向学心を、かき立てたに違いない。

たしかに、明治の世は、遠くなった。しかし、「学校の思い出」は、村の古老たちの心の中に、今なお生きている。その「思い出」のいくつかを、次に紹介しよう。各小学校発行の百年誌からの抄録である。ページ数の都合上、「思い出」の一部分の再録であることを、あらかじめお断わりしておく。

今はなき学校を顧みて

長者原尋常小学校 明治三十七年卒

私は、明治生まれで学校と言いますが、民家を教室として勉強していました。生徒と言っても、一年から四年まででした。全部一緒に、先生は一人なので代り番に教えてもらいました。

当時は、義務教育ではなく学びたい人だけ集まって、遊ぶ方が多かったです。色々と覚えたい事が沢山あっても貧しかったため、本を買ってもらおうのがやっとでした。

私等は、わらで作ったぞうりやわらじで雪の中を歩きました。勉強は、読み方、算術と思い出すのもやっと、着る物と言っても、きちんと生徒らしく着られた人も少なく、十日も洗濯せず、つぎはぎだらけのモンペが普通でした。今は、何

叶内美与



小学校教科書



叶内美与さん

も彼ももつたいないように思われます。

私は、四年生まで行きましたが、五年生からは、舟形学校なので便利も悪く、残念ながら行かれませんでした。舟で通う人々のため、私も、長年船頭をして一人一人乗せたり降ろしたり忙しい毎日でした。大勢の方達の役に立ったと喜び、又、雨あらしの時、恐ろしい日やいろいろな体験を積みながら過ぎ去った日々を懐しくふり返っている次第です。

思い出すままに

富田尋常小学校 明治四十一年卒

納(小国) 袈 娑 治

私が富田尋常小学校に入学したのは明治三十七年四月、卒業したのは四十一年三月でした。勿論当時の事はウロ覚えでハッキリして居る訳ではありません。僅かに断片的な事だけしか記憶にありません。当時小学校は尋常科と高等科に別れ各四年制で、尋常科は義務教育でありました。高等科は舟形本村の学校に通わねばなりませんでした。丁度私達が卒業した年から義務教育は六年制となり尋常科は六年制となりました。私達も四年で卒業しましたが五年に進学するため同級生中半数は舟形本村まで通わねばなりませんでした。

私達が入学した三十七年と言えば丁度日露戦争が始まり二年生の秋には勝利の中に戦争は終わり其の喜びにわいて居た事が思い出されます。その時上級の四年生だったろうと思いますが笛や太鼓を鳴らしながら提灯片手に紙の帽子を



納(小国) 袈娑治さん

冠り乍ら村中をねり歩いていたのが印象的に残って居る。

今でもなつかしく思われるのは同級生の方々です。小国運次郎・小国今朝蔵(後で加藤となった)の両君は私が終戦でジャワから引き揚げて来た時にはもう故人となつて居た。石山清君はどうなつたか？加藤助太郎君は若い中に亡くなられたとか。高橋富蔵君はどうなつたかわからない。石山久三郎君は東京方面にいたとか風のたよりに聞いた事がある。残りの女性の斎藤カネヨさんは御健在だろうか。是で亡くなつた方々の御冥福を祈つて止みません。私ももう七八歳でわれながら長生きしたものと感心して居る。

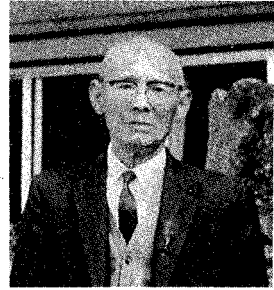
明治の昔をしのぶ

舟形尋常小学校 明治三十六年卒

真 見 祐 臣(鉄平)

明治三十三年の舟形村立舟形尋常高等小学校の校舎は、現在の舟形町本町の中央、星川己之吉氏魚屋と真見文雄氏宅の間より東に通路あり、津田氏宅辺に木羽葺二階建の本校と、右側に平家建の体操場がありまして、前は校庭で裏は田畑と言う環境のよい所でありました。

私は現在の中央公民館の向側に生まれましたので、学校までは約百メートル位でありました。当時私の家は、前国道と、東に折れる瀬見街道の角でありましたので、広い国道で子供達は遊んだものです。勿論自動車はなく人力車と荷馬車



真見祐臣さん

位のもので交通事故はある筈がありません。

私は小学校にも入らぬ幼児でありました時は、毎日隣り近所の子供達と仲よく遊んだものです。

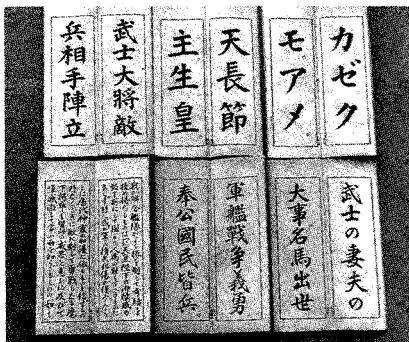
雪が消えた明治三十三年四月一日は、小学校の開校式でありまして、生徒達は教科書包の風呂敷を抱えて嬉々として登校して行きます。

来年入学する私が、家の前に立つてこれを眺めて居ると、小学生達が一緒に学校に行こうと、誘うので喜んでついて行きました。小学生達には伊藤允一（舟形第四）のお父さん等も居りました。

これが私の学校の門をくぐった初めです。然し私が六月生まれでありますから、定席のある筈はなく、一年生教室の空席に腰かけて新入生と一緒に勉強するようになった次第です。学年試験は一年生と同じく受けましたが、幸いに翌年は二年生として通学するようになりました。

大正十三年八月三十日、舟形町大火がありまして、住居四〇棟その他計六〇余棟も焼失の際、火元隣の小学校は奇しくも罹災を免れました。それには桐木の青葉が火除けをしたと、聞いております。

勿論私宅も全焼しましたが、焼残りの小学校関係の書類を見ると、三十五年三月二十八日の学習証書には、山形県平民真見鉄平、明治二十七年四月生まれとありますが、三十七年三月二十三日付尋常小学校の卒業証書には二十七年六月生まれとなり、先の三十三年四月一日入学の一ヶ年早期入学は証明されません。



明治時代教科書（習字手本）

石筆石盤で

長沢尋常小学校 明治四十年卒

大場 トモ

その頃は何でも七つで学校に入らなければならぬものでなく、八つ九つで入る人もいっぱいいた。それに試験があつて、落第すれば大きくなつても学校にいた。女の人も、乳こが大きくなつてきて、おら学校さ行がねわ、といつて途中でやめる人もいた。私が入つたのは寅年（三十五年）だったが、八つか九つで入つた。

職員室のわきに校長先生が家族と住んでいた部屋があつた。その校長先生が三年と四年に教え、私達は二年生といつしよに守下先生からならつた。校長先生は服を着ていたが、守下先生は服も着ないで、着物きて、ハカマをはいていた。女の先生からは習つたことがない。

いそがしい人はオボコをおぶつていき、時間の中でもオボコが泣くと外に出てあやした。学校を休むと来い来いってやかましいので、休んでいられなかつた。

私達が小さい時は、「先生」なんて言つたものではなかつた。「先生様」と言つたものだ。先生はおつかなくて、悪い事をするときすぐ立番をさせられたり、居残りをさせられた。

式の時、いい着物を着たものだ。その時は区長のところでふかしたおふかしをもらったが、紀元節なんてさつとしたもの時は、おふかしはなかつた。遠足は瀬見に歩いて行つた。



大場トモさん

今のように、勉強がいっぱいあったのではない。読み書きはじき、といって、字の勉強が中心だった。そろばんは四年からだった。算術本は持たないで、先生が黒板に書いた。

石筆、石盤で勉強したもので、帳面なんてなかった。字は、みんな筆で書いた。習字は、新しい紙なの使ったものではない。ホゴ用紙をとじて、真っ黒になるまで使った。清書の時だけ新しい紙に書いた。

小っちゃなオルガンで唱歌もあった。後で長沢の学校で大きなオルガンを買ったので、小っちゃなオルガンは幅にくれてやった。クレヨンなんてものはなかったので、図画はかかなかった。

幅の学校は二年までしかなかったたので、三年生になると幅の人も入ってきた。内山の人は舟をこいでちよつとでくるので、私達よりも近いようなものだった。

子連れを叱られて

長沢尋常小学校 明治三十八年入学

高橋 カメコ

小学校に入学したのは、明治三十八年四月一日です。昔は四月一日が入学式でした。当時は、今の入学式のように着飾って式にのぞむということとは程遠く、ただ小ぎっぱりとした身なりで、まめに通えるようにと、「砂糖豆炒^い」を持って行ったものでした。その頃の私の家は平石で、現在の学校の近くにありました。学校は楯にありました。

先生は男の人ばかりで四人位だったようです。本は読本と修身だけで、ふだんは石盤に石筆で書いておりました。一年生の時、初めて筆で「タロウ、オチヨ」と書いて甲をもらい、大変嬉しかったことを覚えております。綴り方は二年生か



高橋カメヨさん

らで、これも筆で書きました。

運動会で初めて上長沢の稲場へ行きました。走る時は一等で走っていったのですが、何しろ一年生のこととて、うきうきして先生の話をよく聞いていなかったのでしょうか、帰りに旗を持ってくるのを忘れて旗のそばを通り過ぎてしまい、賞を貰わずじまいでした。

二年生の時、南沢の炭鉱山へ遠足に行きました。その時、伊藤四太郎さんが沢へおにぎりをころがしてしまい、大さわざでした。一、二年は大場武雄先生に習いました。

三年生になって、三沢先生から習いましたが、途中で角沢へ転任になり、奥田健次郎校長先生から習いましたが、鼻びげをピンとはやした、背の高い、見るからにおっかない先生でした。この先生は厳しくて、小使いさんまで体操場に立たされて泣いていることもあった程です。

他の人達もみんな子供を連れて学校へ行っていたものですから、私も妹を連れて学校に行った事がありました。小さい子供のことで、なかなかおとなしくしていませんから、みんな教室に入ってから体操場に残っておりましたところ、校長先生にひどく叱られ「そこに立っている」と言われたのです。しかし、小さい妹が歩き出すものですから立つ

てもいられず、家へ逃げて帰って来たことがありました。それから学校がおっかないくなり、途中でやめてしまいました。

その頃の学校の先生は、今よりきびしかったように思います。

服装も着物にモンペをはき、男の子は坊主頭で、女の子は銀杏返しに結って、わらぞうりをはいておりました。冬は、みのげぼうしを作ってもらい、これもわらで作ったわらぐつというかっこうでした。

5 学校の移り変わり——明治から大正へ——

各校の創立から大正の末年まで、時代の動きと共に教育令は、いくたびか改正され、学区改正・校名の変更・校舎建築・分校の設置・補習科・尋常高等科設置等、多くの変遷があった。以下、各校の主な動きを記しておく（『最上教育百年史』及び各校『沿革誌』による）。

舟形小学校

明治七年 旧代官役家借受開校。敷地五百坪、建坪四八坪七合五勺。舟形町村・戸数一〇五戸、人口七三六人。校名、舟形学校。

明治十七年 学区改正により最上郡第五番区中等小学と定まる。

明治二十年 学制改革により、舟形尋常小学校と改称。

明治二十六年 五月六日、はじめて卒業証書発行、第一回卒業生四名（豊岡捨治、沼沢米蔵、星川かの、伊藤紋蔵）

明治三十年 九月、多級編成、将来高等科併置の計画から新校舎建築、洋風二階建、建築費、九六三円五〇銭。体操場一

五坪、教育室四坪、奉安室一二坪、校地五〇〇坪。

明治三十一年 補習科（二カ年）設置。

明治三十四年 四月十六日、舟形高等小学校設置、同年補習科廃止。

明治三十六年 校舎増築（七〇坪）、教室ならびに雨天体操場。

明治三十七年 舟形尋常高等小学校となる。小学校令に基づき、高等科三学年以上の生徒を対象に、農業科をおく（実習

地を沼沢清五郎氏より借りる)、翌年十一月、附設農業補習学校認可。

明治四十一年 尋常科六年、高等科二年となる。高等科生徒のうち、長沢より通学していた生徒は、長沢小に移る。
大正五年 就学率九九・七三パーセントになる。

大正六年 生徒数急増のため校舎増築。木友炭山よりの入学児童数五〇名に達する。

大正八年 舟形中部尋常高等小学校と改称。

本年卒業生より卒業記念を学校に贈ること決定(柱時計寄贈)。

大正九年 大郎野分教場設置(尋常科四年まで)。

大正十三年 校舎改築移転のため仮教室で授業。

大正十四年 新校舎落成式挙行。

堀内小学校

明治六年 十二月二十五日、東光寺を借家にして開校。校名、堀内学校。

明治十四年 校舎新築移転、二階に堀内村役場同居。

明治十六年 松橋及び実栗屋に教員派出所を設く(十八年には廃止)。

明治二十年 堀内尋常小学校と改称。

明治二十八年 西又分教場を新築設置。

明治二十九年 実栗屋分教場を新築設置(三十二年、廃止)。

明治三十二年 補習科(二ヶ年)を設置(三十六年、廃止)。

明治三十四年 同居中の堀内村役場移転（村内ノ人民兩派ニ分レ軋轢甚シキ他ニ比ヲ見ザル所ナリ依之自然兒童モ其ノ

余風感染シ互ニ敵視スルニ至ル、実ニ教育上ノ一大害ナリ——学事状況より）

明治三十七年 就学率はじめて九〇パーセントを超える。

明治三十八年 農業補習学校附設（毎年十一月十五日より三月十五日まで三年間、四十一年、廃止）。

明治四十二年 校舍新築移転。

明治四十三年 松橋、実栗屋に冬期分教場設置（大正二年に実栗屋分教場新築）

大正八年 尋常高等科（二カ年）設置。

大正十二年 教員住宅新設。

富田小学校

明治八年 三月、郷倉をもつて仮校舎とし開校。校名、富田学校。

明治十六年 五月、富田村林昌院借家授業、十一月、村内中央に和風二階層の校舎新築。

明治二十年 四月、登校する生徒十名以下となる。富田簡易小学校と改称。

明治二十五年 富田尋常小学校と改称。長者原学校廃止、生徒を当校に併合、通学区不便のため年少生徒の欠席多し。

明治二十七年 長者原に分校設置（さらに三十四年四月二十九日、長者原尋常小学校として独立許可、分離）。

明治四十一年 校舎せまく、設備不備のため、五・六年生舟形小学校へ通学。

大正六年 就学率をはじめて九〇パーセントを超える。但しその後も変動あり。前年の項に、多数の子守児童出席あり、

本年の項に子守児童には殆んど閉口、との記述あり、さらに九年の項には「子守児童ノミハ殆ンド救済シ兼

ネタリ」とある。

大正七年 青年夜学、本年度より舟形小学校附設農業補習学校となる。

大正八年 舟形南部尋常小学校と改称。

校舎改築、九月起工、十一月落成。

大正十二年 東京・神奈川方面へ年期奉公に売られ行く児童十数名。

長者原小学校

明治九年 三月四日、小国政吉宅借家開校。校名、長者原学校。

明治十七年 一月、新校舎完成、敷地一〇五坪、建坪三十二坪余。

明治二十年 長者原簡易小学校と改称。

明治二十五年 富田尋常小学校に合併。富田尋常小学校長者原分校となる。

明治三十四年 学校独立、長者原尋常小学校となる。校舎新築、校地二五六坪、建坪五八・五坪。

明治三十五年 第一回卒業生、男七、女一、計八名。高等科進学者、男三、女一。

明治三十八年 就学率九〇パーセントを超える、男子不就学皆無。

明治四十四年 本年度より尋常科五・六年を置き、二学級編成。校舎増築。

大正三年 私立夜学会十二月より開校、生徒二〇名。

大正八年 舟形西部尋常小学校と改称。

大正十四年 校舎廃朽のため本年度より準備金として壹千円ずつ蓄積、昭和四年改築落成。

長沢小学校

明治七年 福昌寺借家開校。校名、長沢学校。

明治十三年 五月、長沢村楯に和風平屋木羽葺の新校舎落成、敷地六七六坪、建坪三三坪。

明治十八年 十二月十八日、長沢村楯に長沢分校設置。

分校校舎和風平屋葺、敷地四十二坪、建坪十七・五坪（二十四年五月、幅の分校廃止、幅分教場設置）

明治二十年 長沢尋常小学校と改称。

明治二十九年 十一月、校舎増築、和風平屋木羽葺、建坪二十八坪。

明治三十二年 十二月二十四日、幅分教場大風のため崩壊。

明治三十五年 九月、大風のため二十九年増築の校舎破壊され、福昌寺を借りて一、二年を収容。

明治三十七年 二月、新校舎落成、洋風二層木羽葺、建坪一二八・八坪。

明治三十八年 農業補習学校附設。

明治四十年 就学率九〇パーセントがはじめて超える。

明治四十一年 五月、前校舎焼失により新築、和風平屋木羽葺、建坪四十一坪。修業年限六年となる。

明治四十三年 幅分教場尋常三年生も収容、さらに翌年就学児童の増により四年生も収容。

明治四十五年・大正元年 鉄道工事や長者原開墾事業着手のため、農業補習学校生徒出席に大きな影響を受ける。

大正四年 十一月五日、天皇陛下の御真影拝戴。

大正五年 本年より幅分教場、三年生まで収容となる。

大正八年 舟形東部尋常小学校と改称。

大正九年 大平分教場設置、四年生まで収容。

大正十四年 校舎移転改築（楯より現在地へ）成る。

第四節 日清・日露戦争

1 軍歌のこころと戦争

年輩の読者は、まず日清（明治二十七・二十八年）・日露（明治三十七・三十八年）戦争の時からうたわれてきた、次の軍歌のひとつしを口ずさんでもらいたい。筆者は、そのあいだに、日清・日露の戦争の性格の一端に軽くふれ、やがて舟形との関係に及んでいこうと思う。

日清戦争の時の歌、

へ 敵は幾万 ありとても すべて烏合の 勢なるぞ

烏合の勢に あらずとも 味方に正しき 道理あり

明治の文豪・山田美妙作詞「敵は幾万」の出だしの文句である。日清戦争は、清国（中国）の支配下にあつ

た朝鮮の独立を助けて争う——わが日本に〈正義〉ありとする当時の世相が、素朴に反映されている。弱き（朝鮮）を助け、強き（清国）をくじく正義の戦争だ、と信じて疑わない、当時の民衆の気分が、力強く明るいメロデーイとなつて現われているのがこの歌だ。

煙も見えず 雲もなく 風も起らず 波立たず

鏡のごとき 黄海は 曇り初めたり 時の間に

歌人・佐々木信綱作詞「勇敢なる水兵」のうたい出しである。この歌も「敵は幾万」とならんで、のちのちまで民衆にひろく愛唱された。

「黄海」とは、朝鮮・平壤の沖合で、ここで日本の連合艦隊は、清国の北洋艦隊を破り、緒戦を飾つたのであった。この第一報に日本国民は熱狂した。この歌は、敵弾にたおれた水兵の、味方の軍艦「定遠」の安否を気づかしながら死んでいく、「皇国を守る」こころの根の美しさをうたつたものである。

戦争は、二年に及んだが、日本の勝利となった。この勝利によって、日本は清国の朝鮮支配をしりぞけたばかりか、代わつてその支配者となり、さらに中国の領土の一部である台湾・遼東半島を手に入れる。しかし、講和後、ロシアをリーダーとする三国（他はドイツ・フランス）の干渉にあい、遼東半島は放棄せざるを得なくなる。この時からロシアは、日本の宿敵となった。これが一〇年後の日露戦争につながっていく。

次は、日露戦争の時の歌、

へ旅順開城 約なりて 敵の將軍 ステッセル

乃木大将と 会見の 所はいずこ 水師宮

これも、佐々木信綱の作詞である。中国の渤海ぼっかいに突き出た旅順の攻防をめぐる戦いは、熾烈しちちつをきわめた。八月十九日から二十一日までの四日間だけでも、日本軍の死傷者は一六、〇〇〇名を超えたという。その後も二回、三回と総攻撃をくり返したが、結果は同じであった。ようやく旅順の城が落ちたのは、明治三十八年元旦であった。「水師宮の会見」は、この時の歌である。第四節目の「昨日の友／語る言葉も／うちとけて／われはたたえつ／彼の防備／彼はたたえつ／わが武勇」とは、死傷者が山をなした戦争にもかかわらず、なんとものどかな光景という他はないが、こういう所が、またこの歌のうけた所でもあった。いまなお多くの人に愛唱されている「戦友」も、日露戦争の時の歌である。この歌になると少しおもむきが違ってくる。

へここは御国を 何百里 離れて遠く 満州の

赤い夕日に 照らされて 友は野末の 石の下

真下飛泉の作詞という。今まで口ずさんできた軍歌にくらべ、哀愁をおびた、この歌のメロディは何なのか。このもの悲しいメロディこそ、総数十万をこえる死傷者を出して終結した日露戦争の、戦地にあつた兵士のうらみの声なのかも知れぬ。「思えば悲し／昨日まで／まっさき駈かけて／突進し／敵をさんざん／懲こらしたる／勇士はここに／眠れるか」と、この歌はつづく。

また、乃木大將は、この戦いをかえりみて、次のような漢詩を作ったのであった。読みやすいように書き下し文に直すと、次のようになる。

皇師百万強虜を征す 野戦攻城屍山を作す
 愧ず我何んの顔あつて父老に看ん 凱歌今日幾人か還る

私は、多くの兵士を死に追いやってしまった。郷里では年老いた父母たちが、彼らの帰りを待ちわびているであろうのに、私はその父母たちにあわせる顔がない、と乃木大將はうたったのである。

日清戦争が、朝鮮支配をめぐる日本と中国の抗争だったとすれば、日露戦争は、朝鮮・満州（中国東北部）に領土的野心をもつロシアと、同じ野心をもつ日本との争いであった。

この二つの戦争に、舟形の農民たちも数多く出征し、幾人が死んだ。

2 「兵役者義遇規約」のこと

国家の繁榮は、国民一人ひとりの喜びである——といった素朴な感情が、ナシヨナリズム（国家主義）の昂揚（こうよう）となって現われたのは、日清・日露の時期であった。

日本は、欧米列強国（アメリカ、イギリス、フランス、ロシア等）のアジア支配・植民地化の魔の手から脱した唯一の独立国である。その日本が、強国と肩をならべて、こんどはアジア支配にみずから乗り出していく、

という所に二つの戦争は起ころのだが、戦争によせる国民の熱狂的な支持は——「富国強兵」をスローガンにかか
 げる資本主義上昇期にある国家への——生活上をねがう民衆の期待の現われであつた。国家の繁栄は、一家・
 一村の繁栄である、と信じたのである。そういう意識は、明治二十年以降、村の末端まで網の目のように張り
 めぐらされていく徴兵制度の浸透と、深く結びつくかたちで形成されたものである。次に紹介する明治二十年「舟
 形町村外四ヶ村兵役者義遇規約」(堀内村・伊藤家文書『約定証綴』所収)は、村共同体の相互扶助が、国家運命
 共同体を支える基礎となつてゐることを示す興味深い資料である。

抑モ兵役ハ国民義遇而□国家ヲ保護シ生命財産ヲ安寧ナラシメ国ニ一日モ欠ク可カラサル者ニシテ最モ重スベキハ論ヲ
 俟タス然レハ則チ之ニ酬ユルノ義遇ナカル可カラス今般村内協議ヲ遂ケ左ノ條件ヲ定ム。

舟形町村外四ヶ村兵役者義遇規約

第壹章 組織

第壹條 此規約ヲ履行センカ為メ村内適宜組合ヲ定メ各組合長一人ヲ置ク。

第貳條 前條之組長ハ組合内互選高票ノ者ヲ以テ之ヲ定ム。

第参章 義務

第三條 村内ヨリ徴集セラレタル者ハ家族ハ入営中年々農事補助トシテ貧富ノ如何ヲ問ハス一ヶ年四拾人ヲ二期(春秋)
 ニ分ケ半数ツヽ出夫スル者トス。

但シ逃亡失踪其他忌避等ニ依リ先入兵ノ処分ヲ受ケタルモノ若クハ入営中逃走等ノ所為ヲ為シタルモノハ此限
 ニ在ラス。



約定証綴

一〇三名中、まだ印を押していない者二名、これは何を意味するかよく分からぬが、ともかく一〇三名といえ、堀内村全戸ということになる。しかも「舟形町村外四ヶ村」協議とあるから、同様の文書は堀内村以外にもあった筈である。

第四條 前條現役者ノ家族商工等ヲ業トシ耕地ヲ所有セス人夫ヲ要セサルモノハハ時季相当ノ賃金換ヘ贈与スル事ヲ得。

第五條 第三條ノ補助夫ハ村内毎戸順番ヲ以テスル者トス。

第六條 入営中若死歿シタルモノアル時ハ登記料トシテ第二條ノ人夫ヲ賃金ニ換ヘ一度遺族ヘ贈与スル事。

第七條 第三條ヨリ第六條マテ義務取扱方ハ都合ニ依リ組長ニ於テ戸長役場ニ依頼スル事。

第八條 入営及ヒ満期若クハ褒賞帰休ノ節ハ村会議員半数組長等村堺マテ送迎スル事。

第九條 一等卒以上ニシテ帰郷シタル者ハ特ニ敬意ヲ表シ常ニ村会議員組長及ヒ老人ヲ除キ総テ上席タラシムル事。

第十條 此規約ハ当明治廿年ヨリ施行スル者トス。

但シ現今入営中ノ者ハ過年ニ遡ル事ヲ得スト雖モ自今總テ適用ス。

最上郡堀内村

石井 義 膳 ④

他百三名

連署印へ略

こういう規約が、なぜ明治二十年に出されたか。

明治五年全国徴兵の詔（天皇の命令）（しよく）、翌六年の徴兵令布告から一五年たっている。

廃藩置県（明治四）までは、戦争は武士がするものであった。それが否定され、こんどは国の兵隊として満二〇歳以上のすべての男子が、徴兵（国家が国民に兵役の義務を課し、一定期間、強制的に兵役に服させること）の対象となったのである。従つて農民にとつて徴兵は、国から課せられたあらたな賦役（ふえき）（ねんぐの取り立てや強制労働）と同じようなものであった。そのため明治初期は、それから逃れるために、農民たちは年齢をいつわつたり（満二〇歳になると、生年月日の訂正を戸長に申し出て二一歳にしてしまふ等）、戸籍上だけの養子縁組（五〇歳以上の養父がいると兵役免除となつた）をして、徴兵の難から逃れようとする者が相ついだ。兵庫県では、大規模な徴兵反対の一揆さへ起きている。最上郡の農民たちの動きは分からぬが、こういう農民たちの抵抗に手をやいた政府は、その後いくどか徴兵令を改正し、明治十六年の時は養父の年令を引きあげたり、代人制（金を出して免役となる）を全廃した。

先に紹介した「堀内村の「兵役者義遇規約」は、十六年の改正を受けて、上からの指導により作られたものと思われる。

この年、軍事制度の中心的推進者であつた政府首脳、山県有朋は、次のように述べている。

清国より朝鮮に加ふる圧力は帝国の利益と衝突し、早晚大陸に於て大戦の起るべき推想は、将校をして益々（軍事知識の増進に鋭意ならしむるに至れり（E・H・ノーマン『日本の兵士と農民』）

明治十六年の段階で、徴兵令の改正は日清戦争準備を目的とすることを、山県は公然と断言していたのである。明治十五年の「軍人勅諭」の発布とあわせ堀内村の規約も、それへ向かつての準備のひとつであつた。



沼沢伊勢吉氏 (一の関)

3 日清戦争と村の動き

日清両国が、宣戦を布告したのは、明治二十七年八月一日であった。両国の戦争は六月にすでに始まっているが、この日をもって日清戦争は、正式に開始されたのである。

宣戦布告の八月、舟形尋常小学校の教師は、次のように書いた。

征清の詔勅が出されて以来一般に義勇奉公の精神を強め、個人的教育思想から国家的教育思想が勃発し、教育の必要を深く感ずるようになる(舟小『百年の歩み』)。

また、徴兵令状がくるなど、村内もあわただしくなった。堀内村・伊藤吉雄は「吉雄日誌下調」(伊藤家文書)に、この時期の村の動きを次のように書きまとめている。

明治廿九年九月

廿五日 砲兵一等卒加藤重兵衛□□□午後五時五十分徴兵令状都役所態夫(使い走り)来り。

廿六日 砲兵一等加藤重兵衛午前五時堀内自宅ヨリ出発ノ際村内協議決定ノ上五円□□補助。

廿八日 村協議員協議ノ上村内一統寄付金等式円五十銭ヨリ□四銭迄都合三拾七円軍補助チノリ。

廿九日 藁靴六十五足(足)廿八日 両日ヲ以テ郡納セリ。

三十日 最上郡中軍用人夫百廿人ノ内堀内分廿人ノ割り。

志願者小野藤作長男清吉 富樫運作弟栄吉

十月

二日 藁靴六五疋(足)一村伊藤治右衛門寄贈願ヲ陸軍恤兵監江申出タリ。

五日 仙台歩兵常備役一等卒安達与蔵方江一村協議ノ上金五百円補与セリ。

七日 当役場収入役成沢春吉予備看護手徴兵令状ニ依り出発シ一村協議ノ通り金五百円ヲ補与セリ。

十六日 露国浦塩(つじお)斯德事務官従六位二橋謙氏ヨリ亡弟栄古墓所

石碑画摺物其他義捐金高仕訳書義捐者姓名簿等郵送ニ相成リ。

三十一日 仙台徴兵歩兵一等安達与蔵支那国戦地出発セリ。

十一月

十四日 広島出兵加藤重兵衛ヨリ妻鶴江書面ニ依リ。

返書ニ

国の為尽し御身のいとわしき

御名を揚(あ)て鶴(つ)にのこせよ(妻鶴ヨリ十兵夫江)

明治廿八年二月

同十四日 旧藩主戸沢子爵殿旧領地タル従軍者一統江慰勞并救護トシテ義捐金五百円御送付左之通。

金七拾銭 陸軍砲兵一等卒加藤重兵衛



安達与蔵氏 (堀内)

全歩兵一等卒安達與蔵

全看護卒成澤春吉

三月二日 明治廿七年第一後備陸軍元歩兵一等卒安達三作召集令状来り三月十四日仙台第二師団川内入営ノ達シ来リ

四月一日 伊藤義三教導団志願ニ付出發セリ。

但午前八時出立身送り人々左ニ。
(見)

伊藤吉雄 全豊三 全正行 全小作 全久治 加藤豊蔵 伊藤友治 加藤安吉 高山與四郎 林幸太

合セ拾人毒沢向茶屋マテ身送セリ。
(見)

四月十八日 講和談判本月十五日結了全十七日ヲ以テ調印済ノ電報有リ。

以上が日清開戦から終結までの、堀内村の主な動きである。この記録によれば、志願をふくめ、出征者は次の七名になる。

砲兵一等卒・加藤重兵衛、志願者・小野清吉・富樫栄吉、歩兵一等卒・安達与蔵、予備看護手・成沢春吉、陸軍元歩兵一等卒・安達三作、教導団志願・伊藤義三

この記録の中で興味ふかい話題を二、三ひろうと、(1)各村に藁靴供出を割り当てられ、兵士は戦地でそれを履いたらしいこと、(2)徴兵令状のきた者に限って村で五円の饞別を出していること、(3)旧戸沢藩主が従軍者一統に義捐金を出していること、(4)なかでもおもしろいのは、加藤重兵衛の妻が、戦地の夫に次のような和歌を書き送つ

ていることである。

国の為^(す)尽し御身のいとわしき 御名^(な)を揚^(あ)て鶴にのこせよ

鶴とは、重兵衛の妻の名前である。下手な歌ではあるが、夫の生命を気づかうよりも戦いで「御名^(な)を揚^(あ)」よ、などという所が、いかにも明治時代的で、日清戦争に寄せる民衆の期待が反映されている。

4 「征清日記」のこゝ

先に、日清戦争をめぐる村内の動きをみたので、次は一人の農民の目を通した戦地の状況を紹介しよう。まずはじめに、次の履歴書をながめてもらいたい。明治元年生まれの農民が、満二〇歳で徴兵検査を受け、ただちに徴兵され、三年で除隊するが、戦争が始まると、ふたたび召集される。戦地を転々としたあと、戦後ほぼ一年たつて帰郷する——その足あとを、履歴書は年月日入りで記録している。

履歴書

山形県最上郡舟形村大字長沢千二百四十番地

平民

後備歩兵一等卒 大場 運治郎

明治元年二月二十一日生

明治二十一年十二月一日 徴兵トシテ第二師団歩兵第十七連隊入営

明治二十三年一月二十日 歩兵一等卒申付

全 二十四年九月三十日 帰休除隊

全 二十四年十二月一日 予備役編入

明治二十七年九月二十八日 充員召集ニ応ス第二師団歩兵第十七連

隊ニ編入服務

全 二十七年十月三十日 仙台出發

全 二十七年十一月二日 広島着

全 二十八年一月十二日 宇品港出帆清国從軍

全 二十八年一月二十一日 清国竜睡島上陸

全 二十八年七月十四日 台湾島到着 基隆

全 二十八年十月十二日 布袋嘴上陸

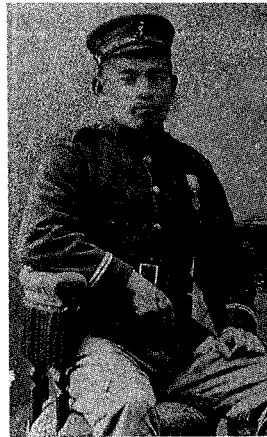
全 二十八年十月二十一日 宇品港帰着

全 二十九年三月十五日 召集解除

全 二十九年四月一日 後備役編入

全 三十七年十二月十二日 充員召集ニ応ス後備歩兵等五十六連隊ニ編入

全 三十八年四月二十五日 宇品港出帆韓国從軍



大場運治郎氏 (長沢)

全 三十八年九月二十七日 疾病ニ依リ富寧兵站病院ニ入院

全 三十八年十月十八日 宇品港上陸

全 三十九年一月三十一日 歩兵第三拾壹連隊補充大隊復隊

全 三十九年二月十一日 召集解除

ごらんの通り、これが軍人としての、一人の農民の足どりである。長沢村・大場運治郎——彼は、除隊後、一冊の日記を書き残した。名付けて「征清日記」（明治二十八年）という。

この日記には、仙台出発から広島・宇品港に至るまでの、各駅での民衆の熱狂的な歓送迎ぶり、また、弾丸飛ぶ戦地の状況、現地民の生首なまぐしを斬る日本軍のすさまじい光景など、たんねんに書きしるされている。その時々シーンのいくつかを次に抄録する。各小見出しは、筆者が仮につけたもの。

(1) 歓呼の声に送られて

(明治二十七年) 十月卅一日(三十一) 仙台ヲ出発、当十七連隊ハ全日午前一時ニ屯營とんえいヲ発シ、当市長町ニ至ル、夜中ナレドモ市中ノ人民万歳ノ声四方ニ起ル、厚志者長町東端迄送迎人数多おほた、茂ヶ崎町端ニ至リ見バ今ハ早ヤ田島ハ停車場トナリ休憩きよくシルコト二時間ニ及ブ此日少敷雨天ニ接セリ、軍用停車場ニ至ルヤ道路ノ両側ニ仮リ小屋ヲ構かまヒ黑白ノ幕ヲ打廻シ軌鉄(注、鉄道線路のこと)ト並行シテ電気灯ヲ架設シ瓦斯ガスヲ焚たクコト数ヶ所、軒家ニハ提灯ちてい国旗ヲ揚(?)ゲ宛然ナガラモ白昼ニ異ナラズ、送迎ノ人民遠路ヲ厭いとハズ群進(衆カ)ヲナシ、憲兵巡査この此取り締しぢニ任ズ、日本赤十字社員看護婦等雑沓ざつさつ最ト(モ)

賑々シ、汽笛一声ヲ発シルト乗車用意ノ命令下ル、于時午前第四時三十分ニ乗車スルヤ否ヤ、祝意ト共ニ花火ヲ打揚ゲ、轟然雷霆ニ化シ変ジテ柳トナル、千変万化名状ス可カラズ(略)。

是ヨリ近江国ニ至ル、能登川駅ニ着シ小学校生徒及送迎人ハ無数提灯ニテ山ヲ造り点火シ恰モ星辰(注、天の星)ノ羅列スルニ似タリ。群集山ヲナシテアリ空豆一袋ヲ臚セラレ健全テ帰朝セントノ意(略)。

以上各駅ハ到ル処ニ送迎人群集スルコト山ノ如クシテ奥羽(注、東北)の比ニアラズ、亦我軍隊通過ノ時、我々ヲ見テ五十歳ノ坂ヲ越シタル老人四五名両手ヲ合セ涙ヲ滴レテ居ルヲ見ル時、其人ニ答ハバ軍人タル者国家ノ干城(注、国を守る士・軍人)ニシテ国ノタメ尽力シ戦死ヲ遂ゲルモ軍人ノ本分ナリ、死スルモ四千万同胞ノ為即チ我々ノタメト思フテ涙ヲ流シ手ヲ合セテ依頼セント、実ニ彼ノ人々如クハ愛國厚志人ナリ(以下略)。

(2) 弾丸飛び交う戦線で

(明治二十八年) 明日ハ三十日(一月)ニテ孝明天皇ノ祭日ニ付、敵ヲ攻撃スルトノ令ヲ達セリ且ツ特別ニ兵士ニ口達(注、口頭でいいわたすこと)アリ、如何ナル危険ノ場合ニ逢フトモ善ク命令ヲ遵奉(注、忠実に守ること)シ軍人ニシテ名譽ノ戦死遂ゲルハ軍人ノ本分ナリ、故ニ從令負傷シタルト悲音ヲ発シテ戦友ニ狼狽セサル様注意ス可ス。(略)

明レバ二月一日トナリ此日午前第八時出發、此日雪風烈敷天地ヲ捲キ咫尺ヲ弁ゼズ(注、一寸先も見えない、意、髻ハ氷結シテ銀線目髻(注、まつげのことか?)迄合水シテ目ヲ開クコト能ハズ、何程寒國ト雖モ斯ノ如ク天氣モ有ル可キカ、夫レニ通常食シル飯米三日間モ食セズ、其困難ナルコト筆紙尽シガタシ。

其日軍夫ニテ凍傷シタル者多数アリ、午前第九時頃第三大隊ハ東羊集ニテ敵ト出合テ雪風ヲ冒シテ激戦、銃声益々盛



大場運治郎氏の「征清日記」

ニシテ恰モ豆ヲ焼クガ如ク我隊ノ前後ニ飛来ル彈丸霰ノ如シ、中隊ヲ散兵ニシテ射撃シルヤ敵ハ退却シテ逃走セリ、此日激戦僅三時間敵兵三千人余アリ負傷シタル者アリ死者百五拾人余、我兵ノ負傷拾五名アリ(略)。

翌二日威海衛総攻撃ノ命令アリ、二日午前第三時此所ヲ出発、此日雪ハ晴レタリ、昆偏山ノ麓ヲ越ヘテ前進シルコト三里余、某村ニ至リ休憩シテ朝食ヲナセシト雖モ携帯口糧ハ早ヤ尽キ食事シルコト不能、故ニ民家ニ入り甘諸麵麩(注、そうめん、うどんの類)ヲ徵発シテ一時ノ空腹ヲ凌ギタリ、干時正月ノ事故ニカ諸麵麩の類ハ何処ノ村落ニモ釜中ニアリ餓死スルニ至ラズ是レ天佑トヤ言ハン幸福トヤ言ハン(略)。

此日(二月八日)始メテ海戦ヲ見ル、于時午後五時ナリ第七中隊ハ交代ニ来タリ、敵艦亦近接シテ我々ニ向テ発砲シ、此時我々夕食ヲナシ一所ニ集リテアリ、其レヲ窺ヘテ敵艦ハ速射砲ヲ以テ我々ニ向テ猛烈ニ発射ス、砲銃彈丸益々盛ニシテ雨霰ノ如シ、時ニ同分隊ニテ我戦友ナル高橋長蔵君頭部ヲ貫ヌカレ其場ニ即死シタリ亦佐藤三吉君ハ右上膊ヲ貫ヌカレ重傷ナルヲ以テ仮病院ニ入院シ否ヤ不帰ノ客トナリ兩名其名誉ノ戦死ヲ遂ゲリ(略)。

(3) 台湾攻略と土民の抵抗

(明治二十八年)、二十九日(九月)酒パン巻苧ヲ給セラ
ル、三十日夏外套ヲ納メ冬外套ヲアダヘラレ十月一日酒パン
巻苧ヲ給セラル、猶左ノ命令アリ、来三日当旅団ハ台南攻撃
トシテ午前第六時迄ハ乗舟場ニ集合ス可キ事、此ノ宿舍ニ滞

在シルコト六日間、拾月三日午前第六時当宿舍ヲ出發、当港乗舟場ニ着三時間斗リ休憩午前第九時ヨリ乗舟ヲ始メタリ、我中隊ハ朝顔丸ニ乗リ全零時三拾分ニ出航ス、天気晴ニシテ風ナク波静ニシテ舟ノ運動緩カナリ、当湾ノ左側面ノ方カラ南進シ翌四日午前十時三十分頃澎湖島沖ニ着シ投錨ス（略）。又爰ニノ村アリ、此所ニテ青□第五連隊ノ大行李及ビ炊事具等賊兵ノ為メニ皆被害ニアイ、人夫賊ニ捕ハレシ者五十名余アリ、酷殺セラレタル者首ヲ切ラレ或ハ鼻ヲ切ラレ眼ヲヌカレ身体ヲ四ツ切杯ト、実ニ無慘ナル殺害ヲナシタリ、于時午後六時ナリ、暗夜ニシテ前進シルコト三里余、此間賊ノ死屍山ヲナシ此夜塩水川迄前進シテ第五連隊ト連絡ヲ保ツ、此川ノ右岸ニ露營（注、野外に陣營を張ること）ヲナシ于時午後十時三十分ナリ、未ダ夕食セズ糧食着セズ命令ニテ道明寺ト云フ物ヲ食ス。

翌日其所ヲ出發シテ□子屯ト云フ村落ニ舎營シ、此近辺ハ皆々砂糖畑多クアリ高サ壹丈余、竹藪モ多アリ其ノ藪中ヨリ賊兵三百人斗リ不意ニ攻撃ヲ受タリ、彈丸飛來ルコト雨霰ノ如ク中隊長俄ニ兵ヲ指揮シ、時ニ兵皆散兵ニツラス、猛烈ニ発射スレドモ賊未ダ退却セザルヲ以テ中隊長始メトシテ突貫進撃ノ喇叭ヲ吹き破竹ノ勢ニテ突貫声ト共ニ進撃ス（略）此時賊兵ノ死者拾五名アリ我兵ニ死傷三名アリ、時ニ砂糖畑中ニ賊徒隠レ居ル故夫レぞれ搜索シテ拾三名捕虜シテ是ヲ切殺ス、又大隊長ノ命令ニテ皆土民家ヲ焼キ払ヘ悉々賊ヲ追散シ、誠ニ此所ニ兵士ハ難氣困難ヲ覚ヘタリ、又土民（注、土着民のこと）ノ怪シキヲ見トムレバ、直ニ斬首シタリ、勝戦争ト云フ物ハ実ニ愉快ナリ、此村落ニ滞在シル内ニ賊ヲ三十二、三名斬首シタリ。

拾月十五日疾病ニ依リ碑仔頭庄ニ於テ入院、布袋嘴病院ニ入院、同日出帆十月二十一日広島宇品港上陸、同地予備病院ニ入院、十二月十二日広島出發同十三日仙台病院ニ入院、二十九年三月十日全治退院、三月十五日召集解除。

以上が、長沢村の出征兵士・大場運次郎「征清日記」の抄録である。いかなる大義名分をかかげようと、両国

民衆にとつて戦争とはいかに無惨なものであるか——を、この「日記」はつぶさに語っている。

日清戦争は、日本が最初に経験した、対外近代戦争であつた。この戦争に勝利することによつて、日本は西歐列強と肩をならべ、アジア支配に乗り出すことになる。日本はアジアにおける盟主だ、とするゆがんだ指導者意識が芽生えたのも、この戦争の勝利がきっかけとなつている。大場運治郎の「日記」に記されている次の歌は、それを示す貴重な史料である。本人の作なのか、それとも本人の属する第二師団内で流行したはやり唄なのか、それはわからない。かなり長いものであるので、その前半を引用しておく。

独仏戦争ハ居座知ラズ 日本兵士勇マシサ陸軍海軍諸共ニ 豚尾(中国人のこと、弁髪を豚のしっぽのように垂れさげている所から軽蔑していう) 妨士ヲ打敗リ 御国ノ光ヲ揚ゲタルハ 我ガ大君ノ帝戦ゾ 扱テモ陛下全権ハ伊藤伯爵陸奥子爵 廿九年四月ニハ 赤間ケ関ノ談判デ 滔々弁論頼母シヤ 頼母シヤ々々 賞金土地ノ其外ト 条約権利ヲ我レニ得テ 傲慢無礼ノチャンくモ 頭ヲ降テ平伏シ 東洋平和ノ日本ハ 今日爰ニ定マリテ 朝日輝ク旗ヲ立テ 朝鮮支那ヲ指シツナシ 千代カ愚カヤ八千代マデ 幾万年ノ後マデモ 東洋一ノ旗頭 世界ニ□ク日本国 名ハ富士ヨリモイザ高ク 勾エハ桜ニ勝ルラン

(以下略)

5 日露戦争と帝国軍人会

日清戦争から一〇年たち、日露戦争が起きた。明治二十七年から翌二十八年に及んだこの戦争は、朝鮮・清国

(中国領土の一部満州・現在は中国東北部という) に対する支配権確立をめぐる、ロシアとの争いであることは、すでに述べた。この戦争も多くの犠牲を払った上、日本の勝利に終わるが、舟形村で召集を受けた者は七七人と記録は伝えている。日露戦争時の村の動きを、舟形村役場「明治三十八年事務報告書」(高橋家文書)の中からひろうと次のようになる。

明治三十八年事務報告書

- 一、陸海軍召集ニ関スル郡衛警察署等往復件数七十七件。
- 一、本年中陸軍臨時及補充召集ヲ受ケタルモノ四十五人前年分三十二人合七十七人。
- 一、前項内疾病解除セラレタルモノ三十七年中式人本年式人現在四人。
- 一、戦闘ノタメ傷痍ヲ受ケ一時帰郷療養休暇ヲ受ケシタルモノ四人疾病ノタメ全上一人。
- 一、海軍充員召集ヲ受ケ引続キ従軍セルモノ式人。
- 一、全上現役兵一人。
- 一、陸軍現役兵現在者三十人内出征ノ命ヲ受ケタルモノ式十人。
- 一、陸軍予備后備ノ軍籍ニ在ルモノ式拾七人。
- 一、全補充兵役ニ在ルモノ八十七人。
- 一、全第一国民兵役ニ在ルモノ六人。
- 一、全第二国民兵役第一、二種ニ在ルモノ六十一人。
- 一、全上第三、四種ニ在ルモノ三百五十二人。

一、陸軍戦死者現役三人補充役一計四人。

一、全上病死者現役者補充者一人後備役一人計三人。

一、徴兵適齢者四十三人。

一、出征軍人家族救護ヲ為セシ者九人。

一、全県ヨリ救助金ノ下附ヲ受ケシ者貳人。

一、戦死病死者ノ遺族特別賜金下附ヲ受ケシ者七人。

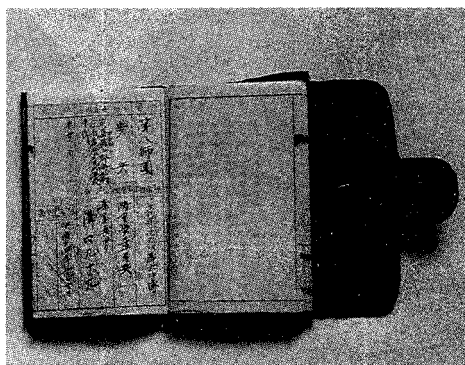
一、廃兵トナリタルモノ一人。

この記録によれば、召集を受けた者二年間で七七人、そのうち実さい従軍した者海軍三人、陸軍二〇人、合計二三人。ところがあとの記録をみていくと、陸軍の戦死者四人、同病死者三人で計七人、廃兵（戦争で負傷しふたたび戦闘に参加できなくなった兵士）一人を加えれば、犠牲者は八人となる。従軍兵士中約三人に一人は死に、あるいは廃兵となったのである。乃木大将が、いみじくもこんなに多くの兵士を死に追いやった私は、恥ずかしくて故国に帰って御らの父母に合わせる顔がない、とうたったのも、このゆえである。

ここに一冊の「軍隊手帳」がある。日露戦争に参加し、勲功を立てた長者原の、ある軍人が所持していた手帳である。手帳には、まずこう記され



日露戦争絵巻



日露戦争軍隊手帳

ている。

所管（第八師団）、部隊号（歩兵第三十二聯隊第六中隊）、兵科（歩兵）、官等級（陸軍歩兵上等兵）、本貫族籍（羽前国山形県最上郡舟形村大字長者原二百六番地）、氏名（奈美長男、溝口九十九、明治十四年一月十日生）溝口上等兵は、本村出征兵士のうち、幸運にも帰還できた軍人の一人である。彼の日露参戦の足どりは、「軍隊手帳」の記載によれば、次のようになっている。

出戦務

明治三十七年九月二日外征トシテ山形屯営出発。全月八日大坂着。

明治三十七年十月九日大坂港出帆。全月十六日柳樹屯上陸。

全月十八日遼陽着。満州軍予備隊トシテ古城子三道塙ニ滞陣。同八年一月二十五日三道塙出発。全月廿六日ヨリ廿九日迄テ黒溝台ニ於テ戦斗。全年二月二十五日第五師団ト交代シ、第一線ニ附ク。全二十八日ヨリ三月十一日迄奉天附近ノ会議ニ参与ス。

全年五月二十日敵騎襲来ノ為メ、東拉馬河子へ出張。

全廿四日防禦ヲ徹シ刘家荒地へ帰宿

全年十月十六日平和克復

明治三十九年三月八日三台子出発、三月十日鉄嶺乗車、全月十三日大連出帆。三月十九日青森港上陸、三月十二日山形屯

営着、三月十三日復員下令

約二年間に及ぶこの〈戦務〉記録は、先に紹介した長沢村・大場運治郎の「征清日記」のような精彩には欠けるが、東北の一農民が、外国を相手とした巨大な戦争に巻き込まれた時の、貴重な記録として注目される。

また、溝口上等兵は、輝ける「凱旋兵士」として、東北各県知事連盟による、次のような「感謝状」をもらっている。

感謝状

曩ニ露国ニ対スル宣戦ノ 大詔煥発セラル、ヤ皇軍向フ所前ナク連戦連捷以テ国威ヲ宇内ニ発揚セリ真ニ絶大ノ功勲千古ノ偉業ト謂フヘシ

惟フニ我カ第八師団ノ滿州ニ出征スルヤ能ク酷暑ニ堪ヘ烈暑ニ忍ヒ或ハ黒溝台ニ或ハ奉天ニ到ル処強勢ノ大敵ヲ撃破シ其ノ遠大ノ企画ヲ推キ以テ全局ノ勝勢ヲ定メタリ是レ固ヨリ天皇陛下御稜威ノ然ラシムル所ナリト雖モ抑亦諸士カ勇戦健斗一身ヲ顧ミス君国ニ尽シタル忠愛ノ精神ニ因ラスンバアラス今ヤ平和ハ克服ヲ告ケケ斯ニ旅ヲ振ヘテ凱旋セラル、ニ値フ県民齊シク其ノ光栄ヲ瞻仰シテ永遠ニ諸士カ勲績ヲ記セム茲ニ满腔ノ赤誠ヲ披瀝シ恭シク感謝ノ意ヲ表ス

明治三十九年三月

宮城県知事 亀井英三郎

岩手県知事 押川則吉

青森県知事 西沢正太郎

山形県知事 田中 貴道

秋田県知事 清野 長太郎

歩兵上等兵溝口九十九殿

ついでに、明治三十九年三月十九日、溝口上等兵が青森港に凱旋した時のエピソードのひとつを紹介すると、その時の歓迎ぶりは大変なもので、人波にもみくちゃにされたうえ、小銃によって貫

通された自分の帽子が、次々と人手に渡され全く困り果てたという。

日清戦争の体験を直接語れる人は、もうこの世にはいない。しかし、日露戦争を幼少の頃に体験した人たちは、いまなお健在である。その年寄りたちの、遠き日の思い出を、次に語ってもらおう。(各小学校百年記念誌による)

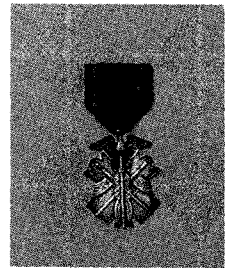
(1) 笛や太鼓で村をねり歩く

私達が入学した三十七年と言へば丁度日露戦争が始まり、二年生の秋には勝利の中に戦争は終わり、其の喜びにわいて居た事を思い出します。

その時、上級の四年生だったろうと思いますが、笛や太鼓を鳴らしながら提灯片手に紙の帽子を冠り乍ら村中をねり歩いていたのが、いやに印象に残っている。

(納・小国 袈婆治、富長小・明治四十一年卒)

(2) 奉天陥落の日



功七級勲章

一、二年の時は日露戦争で、先生は黒板に図をかいて、我が軍は命惜しまず一生懸命戦つて、敵を一人も逃さず袋の鼠にしたと聞いて、子供ながら嬉しかった。

三月十日奉天陥落の祝の時、楽隊を先頭に、小旗を手に持って、旅順が破れて奉天落しの歌を歌いながら村中を行進した。戦死した人々のお骨迎え、お葬式にも出た。
(高橋イネ・長沢小、明治四十二年卒)

また、堀内尋常小学校『学校沿革誌』明治二十七年の項には、次のようなことが記されている。

本年ハ今古未嘗有ノ日露開戦ノ為メ経費節減ノ結果、校舍ノ新築等ハ一切見合スコトトナリ、其他諸般ノ費用緊縮ノ結果ハ我教育界ニ二大打撃ヲ蒙リ、教員ノ休職解雇等本部郡耳ニテモ四十名有之、本校長沢氏ノ休職伊藤正行ハ解雇セラレ……………

くわしくは何もわからぬが、日露戦争の影響が教員の解雇にまで及んだという、めずらしい記録である。

また、日露戦争の時、各村に「在郷軍人会」が組織された。堀内村を例にとると、明治四十三年に「帝国在郷軍人会」となり、四十四年には「帝国在郷軍人会堀内分会」と改称され、以後昭和までつづいていく。その規約を、左に示しておく(『町史資料集』No.3)。

一 目的

軍人に賜りたる御勅諭の精神を奉體し、在郷軍人の品位を進め親睦を醇ふし、軍人精神を振作し體軀を練り軍事智識を

増進すること

二 事業

イ、毎年三大節に於て遙拝式及勅諭奉読式を行ふこと

ロ、陸軍記念日（三月十日）には祝典を行ふこと

ハ、戦没者の祭典を行ふこと

ニ、廃兵戦死者遺族の優遇

ホ、軍事に関する懇話会を開き且つ撃剣、射撃会等の開催

ヘ、有勲者の名譽を保持せしめ之を優遇すること

ト、会員傷痍若しくは疾病に罹り自活し能はざるもの、又は災厄に遇ひたるものあるときは之を救助すること

チ、会員にして死亡したるときは会葬し、時宜に依り遺族に弔慰金を送り又は其の葬儀を行ふこと

三 会員

(一) 正会員

本村居住の待命、休職、予備役、後備役、退役将校同相当官及在郷下士卒第一国民兵役者（未教育、補充兵役者を除く）

(二) 特別会員

本村居住の在郷軍人に非らずして特に本会に功勞ありて總會の推薦に係るもの

(三) 名譽会員

本村出身の現役陸海軍将校同相当官にして總會の推薦に係るもの

四 役員の選任

分会長 一名 評議員の互選にして其任期を二ケ年とす

副長 一名 同

理事 二名 同

評議員 八名 正会員の互選同上

班長 名 同

但理事及評議員は毎年一月半数を改選す

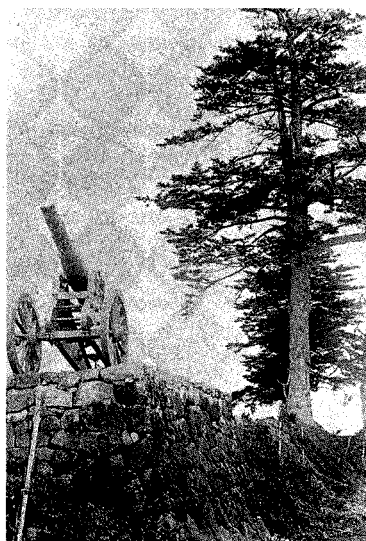
五 総会は毎年二回とす

6 日清・日露戦争戦病死者名簿

戦病死者名簿

日清戦争

本籍氏名	遺族続柄	官位	等	級	勲	戦病死年月日
長沢三三	大場恒蔵			一等兵		明治六・八・二
舟形三三	佐藤新吉			九助		九助
長者原三三	叶内仁吉			一等兵		〃 六・〇・元
				軽特務兵		〃 六・八・三



新庄城趾の日露戦戦利砲

日露戦争

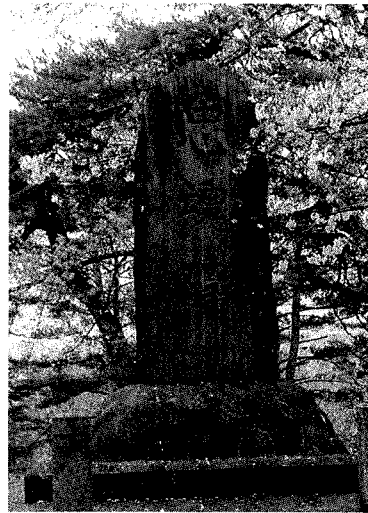
本籍氏名	遺族 統柄官位	等	級	戦病死年月日
長者原三郎	押切長助	一等兵	勲	明治六・三・六
〃 八郎	井上弥助	上等兵	〃	三・一・三六
長沢三四郎	浅沼健藏	勲八上等兵	〃	三・三・三七
長沢八六	叶内勝藏	上等兵	〃	三・三・三七
長沢二七三	守下徳三	上等兵	〃	三・二・三六
長沢允克	渡辺伊助	勲八軽特務兵	〃	三・九・三九
長沢二六甲	高橋孫七	勲八功七上等兵	〃	三・六・三六

(舟形町役場資料)

第五節 通信・運輸・鉄道の開通

1 郵便制度の発足

徳川時代の飛脚に代わるものとして、郵便制度が日本に導入されたのは、明治四年三月のことであった。東京・大阪間に郵便事務が開始されたのが始まりである。これが北海道を除き全国に普及するのが明治五年。同年七



戦死者の霊を慰める
猿羽根山の忠魂碑

月一日から、旧山形県（新庄藩も含む）・酒田県・置賜県においても郵便事務取扱いが始まった。

舟形は羽州街道筋の宿場——県内十七駅のひとつである。従って郵便所・取扱人が指定されるのも、早かった。『山形県史』（本篇5）によれば、明治五年四月には、県内他の宿駅と並んで、舟形駅に関する実測里程表と郵便取扱人が発表されている。

◎実測里程表 本道の分（のうち）

舟形駅	新庄へ	二里十四丁十一間
	清水へ	二里廿五丁四十五間
	長沢へ	一里一丁四十間

本道とは本街道（ここでは羽州街道）筋のことであり、里程表は舟形郵便所の取扱い範囲の道のりを示す。尚、最上郡では他には、新庄・金山・及位の三駅に置かれている。この里程表は、あとでふれる陸運会社にも適用されたものであった。

◎郵便取扱人 本道分（のうち）

舟形駅	郵便所	沼沢清五郎
	取扱人	全人

最上郡では、他に新庄駅（井東勇之助）・金山駅（岸万治）・及位駅（高橋利平）・本合海駅（不分明）となっている。本道分以外では鮭川村中渡の荒木伊左衛門も、この許可を得ている（荒木家文書）。明治五年七月一日付の開始であった。

沼沢清五郎は、舟形の沼沢樺主の末裔といわれ、代々庄屋を勤めてきた家柄で、清五郎の曾祖父の代からは庄屋のかたわら酒造業を営んでいた。清五郎は慶応三年二十二歳で庄屋のあとを継ぎ、明治元年の戊辰戦役の時は官軍のため人馬継立の功により明治三年新庄藩から帯刀を許されている。舟形村の戸長でもある。

創設当初の取扱郵便物は書状（封書）のみであり、一通の料金は目方・距離によっても多少異なるが、書状を出す地から二五里以内、目立四匁以上八匁迄は二銭というぐあいであった。全国均一料金制となつたのは、明治六年四月、また同年十二月からは葉書が登場する。当時の郵便物は、時速一里半の脚夫によって運ばれたという。

明治七年三月、金子入り書状の取扱いが開始された。そのさい、舟形で取扱い免許を受けた者として、第七大区、舟形・大泉利久蔵の名が見える。他は新庄（伊東勇之助）、本合海（小屋重蔵）、金山（柴田誠治）、及位（高橋雄治）、さらに明治八年三月、追加免許を受けたのは、郡内では次の者である。第七大区瀬見（上嶋喜四郎）、境田（有路虎次郎）、川内（新田久米蔵）、差首鍋（高橋松四郎）、津谷（市川澄右衛門）、中渡（荒木伊太郎）であった。明治八年一月郵便規則が公布され、郵便所が、郵便局と改められた。（この項、『山形県史』本編5による）。

さて、その後、舟形の郵便物取扱いはどう変わるか、大正の中頃舟形郵便局長の任にあつた真見裕臣さん（現在舟形在住）は、次のように語っている。初代局長の氏名等、遠い昔の伝え聞きの性質上無理からぬ誤まりも多少ふくんでいるが、舟形町村郵便変遷史のひとコマを語っておもしろいものなので、あえて記録しておく。



昭和9年設立の舟形郵便局

年代については確かな事は知りませんが、明治時代舟形に郵便局として最初に出来た所は、現在の沼沢千代松氏宅の所で、沼沢清吉氏（沼沢清五郎・県会議員の弟）が局長でした。そのころ為替貯金というものもありましたから、全国的な機構の上での郵便局的なものであります。その頃の郵便は内容的には、飛脚といって一人五貫目の荷物を持って走って郵送したものでした（請負的作業、ちなみに一人当たりの荷物量は五貫目くらいとなっていたため、それを越える場合は請負依頼者のもうけとなった）。その後、沼沢清吉氏の息子、民弥氏が局長となり、同じ場所で大正八年まで行っていました。大正八年九月三日に、郵便局が現在の川合理容、井上菓子店の所に移り真見裕臣が局長となった。ちなみにその頃の局長月手当は七く八円でした。この郵便局も大正十三年の舟形大火で焼けてしまいました。その後、昭和九年に現在の有路正太郎氏の所に移りました。

一方、堀内地域に郵便局が開設されたのは、ずつとあとのことで、『昭和三十年^{山形県最上郡}堀内村勢要覧』によれば、大正十年十一月のことであった。それには次のように記録されている。

◆ 堀内郵便局

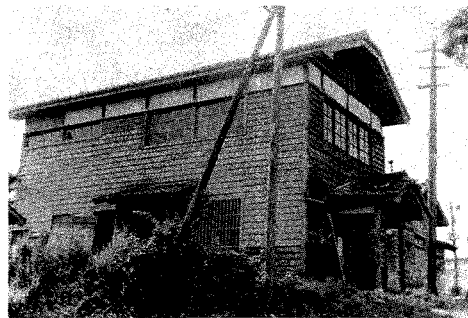
大正十年十一月六日開局仙台通信局に属し無集配三等郵便局の事務を開始、伊藤博局長に就職字堀内三三番地の民家を借入れ一時之を局舎に充て^{つて}以来其の費用の

如きは村費より年々七百五十円を負担し漸く維持せられありしも昭和二年三月に至り之か請願通信施設の維持費は免除となり国庫の支弁に帰属せられたり。

大正十五年二月六日前局長退職するや成沢三作の任命となり、全拾五年四月字杭積場百十番地ノ乙に建設の新局舎に移転し爾来通信機関の完備を期すると共に局長以下早出晚退殆ど休日を廃して恪勤精励し以て村民の利便を図り亦た勤儉貯蓄の奨励をなす等益々福利を増進せしめ延いては本村文化産業の進展を助長せられ其の効果著しきものあり。

2 陸運会社・丸通運送

舟形郷は、徳川時代までは「旅店商家櫛比」（『増訂最上郡史』）の如く立ち並ぶ賑う宿場町であった。参勤交代の時、新庄藩は勿論のこと、庄内・秋田等の諸侯通過に備え、本陣・伝馬所・助郷が置かれたのはいうまでもない。ふだんの公用・商荷物や飛脚の通送も、宿駅問屋がとりしきり、人馬で継ぎ立てた。本駅は二五人・二五匹の常設人馬があり、荷物等の継ぎ立てに当たったという。舟形も、その一駅である。このいわゆる伝馬所が廃止され、それに代わるものとして明治政府の指導によって設立されたのが陸運会社である。明治五年九月一日より、公私の荷物一切は、この陸運会社が取扱うことになる。明治七年の「県治一覽概表」によれば、舟形・長沢にも、その陸運会社が設置されている。



堀内郵便局旧局舎

旧山形県下陸運会社 七〇社（のうち、最上関係の項をひろうと）

○秋田街道（旧羽州街道）

舟形 新庄 金山 及位

○新庄・堺田間

長沢 鶴杉 向町 （黒沢） （満沢）

笹森 堺田

（『山形県史』本篇5による）

以上であるが、誰がかかわったか、その氏名はわからない。勿論、民営（私営）で、人夫賃は『大蔵村史』（清水小屋家文書「陸運会社に付、御達書、清水駅控」）によれば、「人足一人・七貫目持まで一里に付き三五〇文、馬は一疋に付四〇貫目持まで一里に付き七〇〇文」とされ「御用荷物並商人荷物共賃銭差別之れ無き事」とあるという。清水駅の陸運会社名は、先の「県治一覧表」には載っていない。たぶん羽州本街道・本駅からはずれていたからで、記載対象外となったものだろう。とすれば、記録には見えないが、堀内にも陸運会社はあったかも知れない。さて、それはともかく、この陸運会社は、明治八年五月一日を以て明治政府から解散を命じられている。すでに陸運会社と並行して営業を開始していた、東京に本社を置く古河市兵衛らの、陸運元会社⇨内国通運会社が全国に支店網を拡張しつつあったのに対し、政府が肩入れをするための措置であった。

明治九年の「山形県一覧概表」にある、内国通運会社設置のうち、最上郡関係をみると、次のようになっている。

最上郡 一五社

新庄 舟形 清水 本合海 古口 金山 及位 長沢 鶴杉 向町 黒沢 笹森 堺田 満沢 一刎（『山形県史』本篇5による）

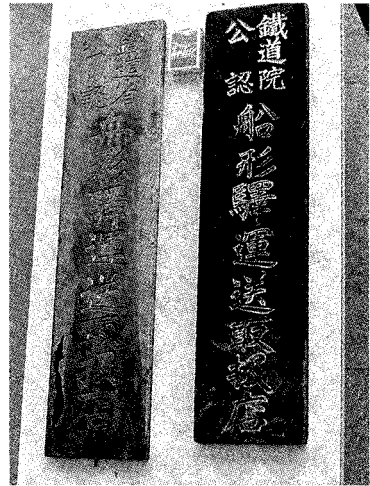
さらに、明治十二年の統計表をみると、名称は「内国通運会社山形分社」となっており、最上郡は一〇社に減っている。消えたのは、黒沢・笹森・境田・満沢・一刎の五社で、舟形・長沢はそのままである。

最後に明治四十年以後の、舟形における「丸通運送」についての、真見裕臣さんの談話を記録しておこう。

舟形で丸通運送を始めた方は、長治兵衛氏の息子（星川氏、養子、古口）さんで、年代は明治四十一年〜二年頃である。場所は、現在の星川彦夫宅の所です。運送品はタビ等が多く仕事の量も多かった。就業員数は四・五人はいたと思う。運送には荷馬車を使っていたようです。

この丸通運送は約二〇年ぐらい営業されました。大正時代に入ってから、現在の越中屋の所（越中屋から岸菓子屋にかけて）に山川氏が運送屋（個人経営）を開き、丸通と同時に運送屋を経営していました。運送範囲は、舟形を中心に向町・古口・山形・金山・真室川ぐらいままでと思われまます。

尚、荷物の運搬は、明治十年頃までは、牛馬の背または人の背に頼るのがほとんどであった。荷車運送が多くなるのは、猿羽根新道等の開削以後のことであり、馬車運送が目立ってくるのは明治の末から大正の初期頃だという。また、人力車は、明治二十一年にはすでに最上郡に一七三台（『山形県統計書』による）入っており、そのうち



舟形駅通送取扱店の許可証

の一〇台ぐらゐは舟形にあつたらしい。年代ははっきりしないが、先の真見さんはこう語っている。「人力車がさかんに往来していた頃、人力車が客を待つ場所を立場（タテバ）と言います。舟形宿場では徳衛門前とイロハ屋前に十人ぐらゐの人力車が集まっていました。」また、明治四十五年には乗用の馬車二台が最上郡で登録されており、自転車二二三二台入っているから、この中には舟形・堀内のハイカラさんといった筈である。

また、堀内の水路交通に関し、「昭和二年^{山形県最上郡}堀内村勢要覧」には、次のようなおもしろい記述がある。「大正十一年に至り尚通信交通の円滑を企図し隔絶する最上川を横断する渡船場の改善に鋭意努力し遂に郡事業として岡田式機械船に更め」それを走らせたという。この「岡田式機械船」が、いつまでどこをどう就航したか、くわしくは分らない。

3 電信・電話・電灯

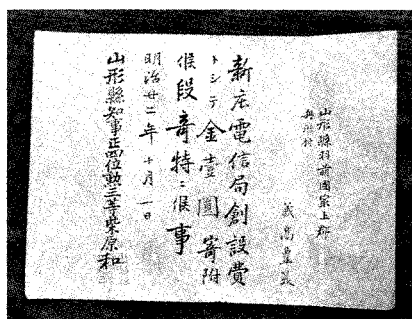
舟形に電信（電報）線が張られたのは、県内でも早い方で、明治十一年、福島・山形間の電信線が横手まで延びた時である。「明治十二年には山形・横手線の途中、舟形で分岐して、酒田、さらに鶴岡までの電話（信の誤まりか？筆者注）線が架設され」（『山形県史』本篇5）た、とある。高橋由一の描く石版画「最上郡船形町村地内字

長者原新道ノ内柏木原ヨリ西方ヲ望ム図」の道路左側に、電柱が遠くまで並んでいるのが見えるが、たぶんこの時期に架設された電信の風景だろう。ただ、残念ながら舟形に電信分局が開設されたとの記述はない。堀内村戸長・伊藤吉雄『公有記録』（吉雄日誌下調）の明治廿八年四月十八日の項に「講和談判本月十五日結了全十七日ヲ以テ調印済ノ電報有リ」の記述があるから、明治二十年代には、舟形に開局されていたかも知れない。ちなみにいえば、新庄電信局の開局は、明治二十年五月十六日である。

県内で電話事業が本格的に始まるのは、明治四十年からである。山形市に電話が開通するのは明治四十年十一月、新庄市は明治四十二年十一月、舟形で電話交換が始まったのは、昭和十年八月六日である（舟形小学校『百年の歩み』による）。星川医院、亜炭組合（事務所）、中山敬治郎、舟形村役場、真見裕臣、越中屋、木友炭鉱、八楸俊昭、舟形村営林所、星川タクシーに入った一〇台で、始められた。堀内に最初に電話が入ったのは、昭和十四年十月二十三日、堀内村役場であった。長沢に最初に電話が入ったのは昭和十六年二月二十六日、高橋鷹蔵、尾形重次郎、福舟鉦山事務所であった。

最上郡新庄町に、初めて電灯がついたのは、明治四十四年二月とされている。「明治四十三年九月に、同町ほか一カ村を供給区域とする町営電気が事業認可をえ、小国川の水を利用した出力一三〇キロワットの瀬見発電所の完成した明治四十四年二月に開業」（『山形県史』本篇5）したことによる。舟形村に電灯がついたのは、大正八年で、大蔵村・肘折電気の供給である（前掲『百年のあゆみ』）。肘折電気の前身は「大正五年六月十二日認可され、大正六年八月二十五日に使用認可されている合名会社横山鉦業所大蔵鉦山が大正六年に水力発電所を設置して電灯・電力を供給」（『大蔵村史』）したことに始まるという。

堀内に関しては、『昭和貳年^{山形県最上郡}堀内村勢要覽』に、次のような記述がある。



新庄電信局寄付

◆電燈供給

本村は曾て電燈其他の文化的採光の設備に遅れ、従来不完全なる洋燈に親しみ来たりたりと雖も近時時代の推移に依り生活改善の第一歩として電燈供給の急務なるを叫ぶに至る。爰に於て先年来両羽電氣の送電線路の貫通を見るに及び大正十五年六月実栗屋一円を始め越へて昭和二年五月本村、洲崎、瀬脇本堀内の区域を挙げて点燈の契約を為さしめしに今や一戸も漏れなく之を實行しつ入あり。

多額の工費を要し会社の経営上相当の責任燈数を付せざれば其の成立不可能の状囊さきに会社と供給契約に際し其供給区域たるや山丘或は溪谷の間に散在しありて況にありき。之に於て村当局は一戸にても之を用ゐらざるものあらば全村甘じて旧来の暗き『ランプ』にて満足せんとの意氣を以て勸説協議する所ありしに一人の反対者なく其の責任燈数を引受け亦た自家所要以上の取付を為し之を實現せしめたり。以て部落民の如何に一致団結の力強きかの一斑を窺ふに足らん。

但し洲崎以外の部落に対しては第二期工事として起工すべく目下計画中なり。

ここに見える両羽電氣とは、前身を月山電力株式会社といい、最上郡古口村他六カ村を供給区域とする電力会社であった。大正十二年十月に最上電氣（新庄町営電氣から町財政を圧迫するとして、その營業權を譲渡された会社）等からの買電によって開業した電氣会社である。

4 舟形駅・長沢駅の開設

新道の開削に次ぎ、鉄道の開通は、物資の輸送、地元産業の構造、都市文化の流人、その他生活の全面にわたる大きな影響を与えた。

福島と青森をつなぐ、いわゆる奥羽本線が舟形に達し、舟形駅が開業したのは、明治三十五年七月二十一日のことであった。この日は全村民あげて赤飯を炊き、楽隊まで繰り出して祝った、と伝えられている。新庄駅の開通は、翌年六月、舟形駅からおくれること、約一年あとである。

芦沢駅から舟形駅に至るまで隧道が五ヶ所あり、これは難工事であった。この工事をめぐって、沼沢千代松さん（明治四十年生まれ、舟形町）は次のようにいう。

これに要するセメントは、冬期間人力でソリを用いて運んだという人海戦術であった。現在の舟形駅は、これらの土砂を運んで出来上った造成地である。更に小国川に架せられている鉄橋架設工事も難工事の一つであった。川底深く掘り下げて石を積みあげ、その上にレンガを積み重ねてピンヤしたものである。（『町史資料集』

No. 2）

また、隧道工事は請負制で、その第三号隧道工事を請負ったのは、東京の人であったという。この請負者は事業に失敗し、舟形で無一文になった。そこで、ある人から聞いた事実として、沼沢徳三郎さん（明治三十四年生まれ舟形町）は、次のような逸話を紹介している。



奥羽線小国川鉄橋工事（舟形）

恩を忘れない請負師

奥羽線芦沢舟形猿羽根第三号隧道工事請負者で東京からきた人が、明治三十二年頃前記の工事を請負ったところ様々な関係上事業に失敗して無一文となつてしまいました。

なんともかう一度一旗あげて帰りたいと考えて、五月の十日頃舟形を出発、庄内平野方面へと徒歩で新庄町を通り升形村へと着きました。ところが草鞋が切れて歩行は出来なくなり、工面に余つてしまいました。

とある店に立ち寄り「わらじ一足下さい」といいました。ところがお金は一文もありません。咄嗟の嘘で途中でお金を落として今一銭も持つていないと言いました。それは気の毒だと店のお母さんはわらじを二足くれ、一足をはき一足を持たせ、お茶までご馳走してくれました。請負人は丁寧にお礼を申し述べ、その店を立ち去りました。そして足どりも軽く、庄内方面へ

と向かいました。

次にナヒロ村の入口へと差しかかりました。ところが墓地がありますそのそばに、乞食がおりました。乞食等が何か食べている様子です。これはよいところにさしかかかったと、その乞食にお願ひしてご飯をご馳走になって、又元氣を出して歩き出しました。それより清川をすぎ狩川へと入りました。こんどは庄内平野に入り、一望の真平な広い水田をみて先ず考えたのは、田の区面整理の事業です。早速大農家の家を聞き、その方に水田の区画整理をやつてはと勧めました。仕事をもらい一生けん命工事したその立派な出来映えに惚れ込んで、次々に依頼をうけ工事を行い、見事に完成して農家の方々にもすつかり喜ばれました。今は懐も豊かになつて、ある用件で庄内を後にして再び新庄方面へと向かい、清川、古口、升形へと着きました。

以前わらじを頂戴しお世話になつた店主のお母さんが達者かとたずねましたところ、最近亡くなられたとき、これは遅かった、誠に残念な事と驚きましたがいたしかたありません。仏様ばかりでもお詣りさせて下さいといいました。そして少しばかりのお悔みといつて金三十円を仏様にあげて立ち去つたとの事です。

(「今は昔、想い出あれこれ」)

陸羽東線——宮城県小牛田・新庄間の鉄道建設工事は、明治三十四年五月にはじまり、大正六年十一月に完成した。七年六カ月をかけた難工事である。

『陸羽東線建設概要』(大正六年、鉄道院新庄建設事務所)によれば、小牛田・新庄間を一〇工区に分け、工事は両方面から進められた。瀬見・長沢間は第九工区に当たり、着工は大正元年十二月、竣工は同三年十二月である。工事請負人・久米合名会社、請負金額は四〇二、九二六円一九銭。この工区の難工事は、主として長沢・瀬見間



長 沢 駅

長沢駅が設置されたのは、大正四年十月一日、全線の開通は同六年十一月である。ちなみに東長沢駅（無人）が設置されたのは、ずっとあとで、昭和三十四年である。

さて、この大正期の東線工事について「汽車道工事の頃——おなご土方・大正初め」と題する。最上町本城・明治三十三年生まれの、ある農婦の貴重な証言がある。聞き手・記録者は、佐藤義則さん（昭和九年生まれ、五十四年死亡）である。かなり長いものなので一部分を抄録する。

長沢以東ハ地勢漸ク険峻ヲ加ヘ瀬見附近ニ至レハ山勢急迫小国川ヲ挟ミテ峻峰高嶺相屹峙セルヲ以テ重要ナル土工橋梁
 隧道等ノ大多数ハ此区間ニ在リテハ第一小国川（徑間二百呎構鋼桁一連）第二小国川（徑間六十
 呎 鋼板）桁十二連及笈ノ沢長沢目橋梁ノ如キ主要ナルモノニシテ川底ヨリ基面迄ノ高五十呎ニ達スルモノアリ然レト
 モ地質ハ何レモ良好ナル岩盤ヨリ成ルヲ以テ基礎工ニハ単ニ厚ニ一呎乃至四呎ノ混凝土工ヲ施セルノミ
 隧道工事ニ在リテハ中沢及瀬見ノ両隧道ヲ控エ就中瀬見隧道ハ延長千六百二十八呎余ニシテ地質概ネ堅硬ナル岩石
 層ヨリ成リ導坑掘鑿ノ進度一日一呎乃至二呎ニ不過加フルニ岩層ノ鑿裂ト共ニ湧水迸出ノ箇所アリシヲ以テ墜落ノ
 虞アリ且防水設備ヲ要スル等施工上多大ナル困難ニ遭遇セリ

に集中されていた。それについて、先の『概要』は次のように述べている。

キシヤミズ工事の頃ア、体カバネさ銭ジエネア呉クった。体格キカクは見で、「一日、何程ナンボ払う」て決キめだもんだった。

オラ、十五から土方ヒツえ出だデった。十五でも体カバネア大オつけほうらホったさえ、「十八えなナった。して、嘘ウソこえで、大人オトナなみえ銭ジエネもらモったモ。

× × × ×

一日の仕事シゴトア、朝アサの七時から、晩方バンバウの五時頃キタマまでらラったげんど、コマワリコマワリ（割ワ）当タ）ばり多オいクてヨ。女達メノタチア砂利サリ採りトやら、砂利サリ背負セいヤら、一箱イツバンなんぼでヨ。川カハがら車クルマのきぐ道路ドロまで砂利サリば背負セうナ、女メノの仕事シゴトらッたモ。年中ナニトシ、水ミヅさ浸シつテ稼カぐナで、くたクたビれッす。昼間ヒルマ着キてだ濡ヌれッた着物キモノは、晩方バンバウ、川カハで洗アつテ砂利サリ箱イタあゲる三脚サンキョウ台ダイさ干カして掛カけテ来クんな、次ツギな朝アサ、又マタ、ほホの乾カかネなバ着キて稼カぐナらッたもモ。

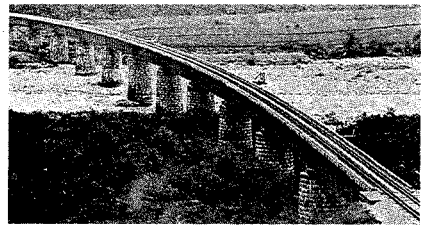
× × × ×

オラ、西ニシさは長沢ナガサキ（舟形町フナガタ）まマでも歩カいデ通カつタぜ。行ユき帰カりのママバ持カつテヨ。

朝方アサなのママバり炊カいデ握カり飯イして、家イんナの掃除ソウジもすネで出デて、瀬見セミのノゾキキあたりアで、つちツチやつちツチや明アげデ、あアそソらラで朝飯アサイは食クうナらッたモ。握カり飯イ二ニつ粒リぐレナ。ママバど着替キえドワラズは一背負イツセいヨ。ママバは朝アサど昼ヒルど晩バンの分ワヨ。ワラズラらッて、ぎギつツぎツつ二足ニタば履ハき切キつカつタ。三足サンタないド足タんネエノ人もあアつカつタ。水ミヅさ入イつテ砂利サリ採りトらサえテナ。帰カりナの嫁ヨメコラ、腹ハラへラしテ歩カんネ



長沢駅東方2 km地点の小国川洪水に備えた築堤及護岸石垣。大正6年発行『陸羽東線建設概要』より



大きくカーブしている第二小国川橋梁（長尾附近）橋脚は円形粗石積にして内部に混凝土を詰めてある。『陸羽東線建設概要』より

ワつてベンゾ（泣き面）かくなもえつかつた。片道ア三時間以上も歩ぐならつたモ。

× × ×

汽車道工事ア開通まで三年ぐれかがつた。何か所な分割して工事したんだげんど、ズイド掘りア一番と時間かがつたズ。ほうゆう仕事ア、ほの専門らつたべげんと、瀬見のズイドなの何人らか、たんと死んだ人アあつたズ。

あそこでしどい仕事ア、朝鮮人ば当てがつたてゆう話らつた。本當らかどうが、オラ見だわけでないがら、確かな事でないげんと、ほうゆうウワサあつたズ。

時々、仕事しどくて、夜逃げする朝鮮人の話、えつばえあつたズ。逃げとおしたもんだつたが、どうらが。こうゆう飯場でなの、夜逃げすんなば、鉄砲持つて追つかげるがつたて言うならせ。

他所の者ばりな飯場小屋なの、地元の人ア、ほの内部の事なの、くわすぐはわがんねがつたげんと、夜昼ア交代で稼ぐなば、しどいがつたベナ。

× × ×

オラ、オナゴ達ア、一日稼えて、米二、三升買う位な錢もらうならつた。今がらみれば、ほんて、馬鹿みでらものヨ。一日二十何錢らつたベズ。

オラ、富沢駅（現・羽前赤倉駅）さ、開通式ば見イ行つたつた。なに、テープ切つて、汽車ば通したばりヨ。富沢の親類さ招つて行つたナヨ。大正六年の八月十四日・五日でないがつたべが？

今の人ア、錢さえ出しエば、どこ迄らて汽車で行がれんべア、オラがらみれば、汽車なのアオラの体ば轆いで歩いんなら。『ききみみ』6号

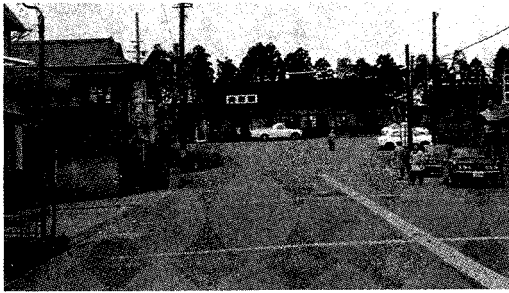
第六節 舟形駅開設と新しい産業

1 舟形駅開設の頃

既述のように、奥羽本線が舟形まで開通し舟形駅が創業したのは、明治三十五年七月二十一日であった。本項ではその頃の舟形の様子について若干記しておきたい。

「舟形町は、鉄道工事による影響も甚大で風俗も人情も一変したと言われている。」（沼沢千代松「奥羽本線『舟形駅』」、『舟形町史編集資料』No. 2所収と沼沢氏も述べているが、鉄道敷設工事から舟形駅の開設、そしていよいよ鉄道が開通しての汽車の運行と進んだ一連の過程は、舟形の人々にとっては、いわば、明治維新以来進行してきた日本の近代化の動きが、最も具体的に伝わってきた出来事であった。汽車が初めて通った日、人々は歓呼の声で迎えた。家々では赤飯を炊いて祝賀し、楽隊も出て定泉寺から舟形駅までにぎやかに練り歩いた。また、在郷からも多くの人々が見物に出て汽車の開通を歓迎したという（郷土の伝説集（48）」、町報舟形五八号）。また、開通後間もない頃には、定刻で走る汽車に慣れないこともあったろうが、折角の汽車に乗りおくれた老翁が、「汽車さまア、待ってくれ。」と汽車に「様」をつけて引き止めようとしたことさえあったという（同上）。これらのことは、鉄道の開通がその当時の人々にどのように歓迎されていたかを如実に伝える逸話であろう。

奥羽本線の開通は、第一に交通上の一大改革であったとともに、当時の人々の生活にあらゆる点で影響を及ぼ



現在の舟形駅

した出来事でもあった。

鉄道開通以前の交通は徒歩が主であった。もちろん、人力車や客馬車があり、馬もいて人や荷物の運搬に利用されていたが、日常生活での交通は人の足に頼っていた。買い物で新庄まで行く時もそうであったが、新庄祭りに出かける時も、子供でさえ当時は朝五時頃から徒歩で新庄まで出かけ、祭りを楽しんだ後に夕方の五時頃までに、またてくてくと歩いて帰宅するのであった（舟形・長沢及び富田の三翁からの聞き取りによる）。舟形駅の開設によって、従来さまざまな方面から瀬見や肘折の温泉に向かっていた湯治客は、今度は汽車を利用し舟形に降りるようになった。肘折への客は馬に乗って向かったものであるという。瀬見温泉に向かう客は多く人力車を利用した。このため駅前には人力車の「たてば」が出来、大いににぎわった。

大場一（長沢）、沼沢徳三郎（舟形本村）、曾根田日出雄（富田）の三氏の話によると、陸羽東線開通（大正六年十一月）直前まで舟形には二〇台ぐらい、長沢には二、三台の人力車があり、舟形・瀬見間には客馬車も運行されていたという。客馬車を営業していたのは、舟形駅前の伊藤サグミという人であった。もつとも、「昔から交通の要衝だった舟形は、旧十字路に常時五、六〇台の人力車が駐車していたそうだが」（前掲「郷土の伝説集(48)」）という記述も見られる。

なお、明治三十八年に最上郡全体で、人力車一六六台、荷馬車一三六台、荷車七一五台、荷牛車一台の他に、自転車も二八台あった（明治四十年『最上郡統計書』）。

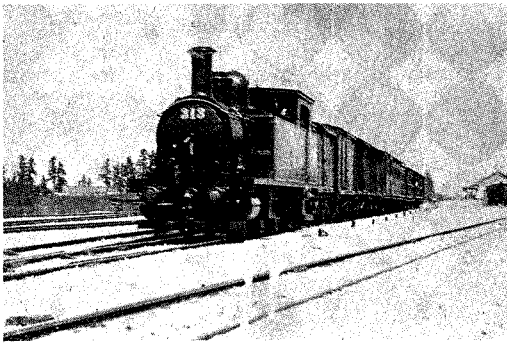
いずれにしても、徒歩の他には人力車・客馬車などの人力と馬力による乗物が

ほとんどであったところに、蒸気で走る汽車が出現し、迅速にしかも一度に多くの人々を輸送できるようになったことは、当時の人々にとって大きな便宜であったことは間違いない。

鉄道の開通は、舟形の産業と商業に大きな影響を及ぼした。例えば、亜炭産業一つをとってみても、もちろん鉄道の開通が直接的な契機になったわけではないが、鉄道が間近かに敷設されていたという条件があったからこそ、大手の鋳業家が進出し、大正以降の舟形亜炭産業の発展に結びついたりと見られる。このことは、同じ舟形町でも良質の亜炭層が存在しながら、運送が不便なために、舟形地区に比較し亜炭開発が立ちおくれた堀内地区のことを考えれば明白である。

舟形は宿場町として、旧藩時代から商業の繁栄が見られた所ではあったが、鉄道の開通によつてさらにそれが一段と促された。詳しいことは分らないが、奥羽線の開通後間もない明治四十年に出された『最上郡案内』には、「大字舟形は（中略）商売軒^家を並べて頗る繁栄なり停車場は村の南端にあり」と記されている。それが、木友炭鋳をはじめとする亜炭産業が発展した大正期から昭和三十年代半ばまでは、亜炭の出荷でにぎわう舟形駅とともに、近くの商店も一層の繁昌を見せたのであった。

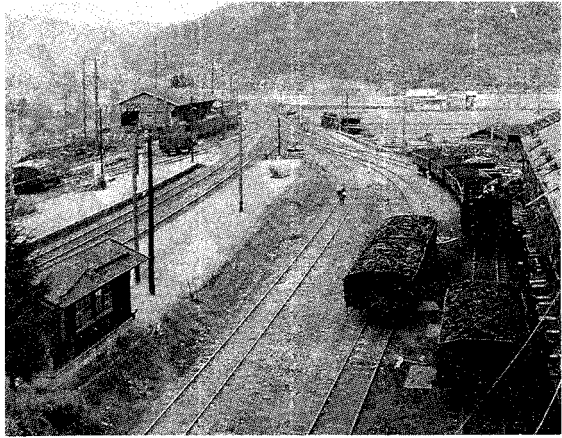
しかし、一方では後述する鉄道開通による最上川舟運の衰退によつて、



奥羽本線を走った最初の蒸気機関車



人力車



亜炭の積み出し（舟形駅構内）

舟運による遠隔地間取引に携わっていた商人層の後退が見られたのも一般的な傾向であった。

なお、舟形ではないが、明治末から昭和初めにかけて、長沢には斎藤酒店（現斎藤栄吉家）、大場商店（現大場輝美家）、大場茂吉店（現大場薫家）などの商店があった。大場商店は雑貨を販売し、大場茂吉店では酒・豆腐・雑貨などを取り扱っていたという。

また、鉄道の開通によって、中央の文化や風俗がそれまでとは比較にならない程、迅速に流入するようになり、人々の見聞が広まり、物の見方や考え方などにも大きな変化が生じてきたものと思われる。

このように、鉄道の開通は郷土に直接及び間接的に、さまざまの影響を与えたのであった。中には不幸な事故も起きている。開通当初の奥羽本線の列車は、「窓、窓がみな乗り口（ドア）で中を通しては歩けない作りだったという」、しかもドアが外側に開くようになっていたので、はじめて汽車に乗った舟形駅前のある女性が、ドアにもたれていたために汽車がカーブに差しかかった時に車外に振り落とされ、即死したという（前掲「郷土の伝説集（48）」）。

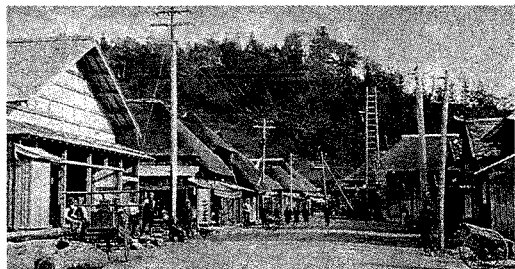
それまではなかったこのような悲劇も生じたが、鉄道は多くの便益をもたらしたのであった。そのことは、大正六年に陸羽東線が開通した長沢地区も、少し時期は遅れたが、同じことであった。しかし、「本県下各地鉄道の分布は蠶蛇^{（えんた）}四方に通ずれども独り本村は郡内南隅に僻在する地形の不利は永遠に此の恩恵より没却せられた

る僻^(へき)の郷地にして交通の便を缺^(く)き其の道路たるや単に舟形より本村に通ずる一条の縦貫線と僅かの各連絡支線に依りて保持し来た^(きた)」状態だったために、「之等交通機関の不備に依り本村の産業全く不振の淵に沈倫したと謂ふも敢て過言にあらざる程度に疲弊せり」(昭和二年『堀内村勢要覧』)とまで言われた堀内地区は、鉄道開通による恩恵が他の地区よりは少なく、同地区の発展は道路の整備をまたなければならなかった。

2 最上川舟運の変化

明治の世になつて交通運輸制度も大きく改められた。最上川の舟運については、明治五年、従来の大石田川舟番所を中心にした諸規制が廃され、最上川の航行は自由となった。また、同年、従来の宿駅の制度に代わつて、民間にすすめて陸運会社を設立させた。これは山形を本拠に、天童・楯岡・尾花沢・芦沢・舟形・新庄・金山・及位・本合海・古口・清水・長沢・大石田・横山等一九ヶ所に駅を設けた山形陸運会社が開業した。この折の運賃は、人足一人、七貫目持まで一里に付き三五〇文、馬一疋に付き四〇貫目持まで一里に付き七〇〇文と定められた。

明治六年、最上川舟運について、最上舟および酒田舟と山形荷主が協議の上、積荷を次のように決定した(「最上酒田船方並山形荷主熱談為取替議定之事」小屋家文書による)。即ち、下り荷は五人乗船に米三五〇俵、四人乗は二五〇俵積みとし、登せ荷は大石田船五人乗で造塩一二五俵、四人乗一一〇俵、三人乗七〇俵とした。また、運



大正時代の舟形本町通り (舟形大火後)

航の機構については旧藩時代のものを踏襲することとした。右議定書の「通船取締向定」には次のように記してある。

- 一、上り下り通船取り調べ書留の上、送状へ引き合せ川往来切手持たせ出帆致すべき事。
 - 一、酒田出入目他大小の船々改め引合の儀同所川船会所にて取り扱い候事。
 - 一、大石田上り下りの舟々右同断、大小の通船改め引合の義は同所取締所にて取り扱い仕來の事。
 - 一、新庄山張所清水下りも古口までの船々大石田取締出張所清水村皆川孫三方にて前同断取扱致さすべき事。
- 但し、川往来切手の儀は大石田川舟取締証印紙相渡し候事。
- 一、酒田船の儀は上り下り通り船、大石田宿加藤甚内方にて万端正路に世話致し、取締ヲ受け出帆受くべき事。
 - 一、最上船の義、酒田表上り下り共改めの節、川船会所へ船宿染屋小路佐藤仲吉を以て精出し問屋よりの付書送状差出し川往来申請致しの上出帆申し受くべき事。

このような機構においては、種々の弊害が現われるのは当然であり、このため政府は、明治八年従来の陸運元会社の名称を廃して、「内国通運会社」とすることとし、新たな規則のもとに運営することとした。これが現在の丸通のはじめである。隣村大蔵村清水河岸では、明治八年四月、次のようなことを定めている（「約定書之書」小屋家文書）。

- 一、陸運元会社ハ通運会社ト改称、御国内通運ヲ開キ兼テ各道公私旅客物貨ヲ繼立致シ候儀ヲ官之御准允ヲ蒙リ、当地ニ於テハ下ニ記ス姓名ノ者左ノ人馬ノ数ヲ定メ口致シ、且左之賃銭ヲ受取繼立申合規則ニ照準シテ其開業ノ日ヨリ繼立方

引受常日無差支しつかえなぞ繼立しりあつかうべきこと可取扱事。

一、人足 五人 常備

一、馬 七疋 同断

一、人足 一人賃錢金八錢七厘虫 上り船形へ 二厘式拾五丁四拾五間

此手数料 金八厘七毛

一、馬 一疋賃錢金十七錢四厘式毛 上り同 里程同断

此手数料 金七厘七厘四毛

一、人足 一人賃錢金七錢五厘八毛 枝道新庄へ 二里拾九丁

此手数料 金七厘六毛

一、馬 一疋賃錢金十五錢壹里六毛 同断

此手数料 同壹錢五厘一毛

一、人足 一人賃錢金三錢 下り本台海へ 壹里

此手数料 同三厘

一、馬 一疋賃錢金六錢 同断

此手数料 同六厘

一、人足 一人賃錢金拾八錢 枝道嶮路肘折へ 四里

此手数料 同壹錢八厘

一、馬 一疋賃錢金三拾六錢 同断

此手数料 同三錢六厘

一、往來船壱人乘金四拾六錢七厘五毛 下り清川へ 舟路拾壹里

此手数料 同四錢七厘

一、同 船頭水主式人乘同九拾三錢五厘 同断

此手数料 同九錢三厘

中略

右之趣双方協議約定之上、記名調印之書面為取換申所如件。

山形県管下羽前国最上郡

清水

小屋十右工門

明治八年四月十一日

戸長

後藤 弥藏

朝尾 康太郎殿

このようなどりきめが舟形駅、または堀内河岸においても成されたと考えられるが、これを物語る資料は残っていない。舟形・長沢・堀内の人々には、これらの新しい制度のもつて、或いは人夫として、あるいは船頭・水主として、また馬車ひき、人力車ひきとして活躍したことであろうと思われる。明治九年ころの清水村の舟数は二

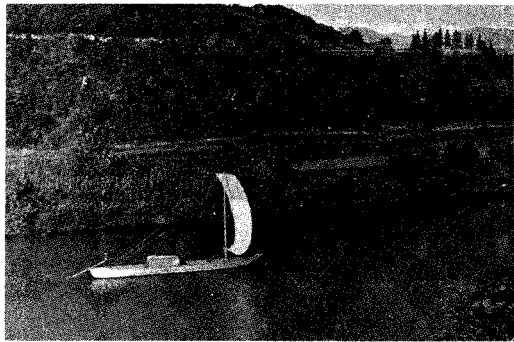
七艘で、この内訳は五人乗船（長さ八間）七艘、四人乗（長さ七間）一艘、小合舟三人乗（長さ五間）、同七間各一（二）艘、同二人乗（長さ四間）三艘、同一人乗（長さ五間一・四間二）三艘、その他漁舟（長さ二間）一一艘であった（同年「船数並舟税取調書上」小屋家文書）。堀内河岸にも相当の舟数があつたと推されるが明らかでない。

明治十二年、山形・酒田の有力商人を中心に「回漕会社」が設立され、さらに十四年には東村山郡長崎に本社をおく「乗船常便社」が設立され、各地に出張所が設けられて、最上川舟運は新たな形で発展した。明治二十四年には「最上川回漕保除会社」が設立された。

こうした舟運の発展は、やがて三島県令による新道路網の整備、とくに明治三十七年の奥羽線の開通によって大きな変化を余儀なくされた。舟形町に即して言えば、明治十年、舟形・本合海の新道が開削されたことよって従来清水河岸に結ばれていた流通路は今度は本合海河岸とより密接に連絡するようになった。また、陸路の整備により、最上川舟運の役割は相対的には低下しつつあつた。

明治三十七年、奥羽南線が開通すると、従来海路乃至川路によつていた関東地方からの物資は多く鉄道に依存することとなつた。とくに庄内地方に至る物資は新庄駅（舟形駅と同じく三十六年開設）におろされ、ここから本合海新道にて本合海河岸に運ばれ、同河岸から川船にて清川ないし酒田に下された。これによつて、新庄・本合海間の交通は頓に活発となり、本合海には船問屋・荷物屋・旅館・蔵宿・人力車立場などが続々と成長ないし新設され、大いに賑わつた。本合海、酒田間に外輪船の定期船が航行したのもこの時代である。

当時、本合海には、馬車は一〇〇台以上でもなお不足勝で、二〇艘位しかなかった小鶴飼船も五〇艘程に増加し、他に五〇艘の横山船、四〇艘ずつの清川船・酒田船・三〇艘ずつの大石田・清水船とともに、庄内と汽車と



最上川の小鵜飼船

の連絡に当たったといわれる。こうした本合海河岸の繁栄に比し、清水河岸は急速に衰微して行った。

しかし、本合海の繁栄も大正三年、陸羽西線の開通によって様相を一変することとなった。即ち、最上川船によっていた庄内への物資・旅客の大部分は鉄道を利用するようになり、本合海河岸は他の河岸同様にさびれていった。

堀河岸のこの頃の動きについては明らかでないが、小鵜飼船による亜炭の輸送は昭和二十三年前まで行われた。昭和十四年ごろまでは、清川の長南長兵衛・斎藤利喜雄・斎藤伊三郎・成沢末吉・竹内八百吉・柿崎保・克田清氏等が所有する一〇艘ほどの小鵜飼船が登ってきて、折渡・松根・堀内・烏川・赤松炭鉱の亜炭を酒田仲町の問屋に運んだ。一般の積載量は水量の豊かなときは亜炭三〇〇俵ほど、少ないときは二〇〇俵乃至一五〇俵位であった。帆を張って上下したが、清水と本合海の大橋のところでは帆をおろして安全を期したということであった。また、沢内甚一郎氏の家では、持船二艘を用いて沢内炭鉱の亜炭を酒田に下した。冬期一月から四月にかけては、川面の氷結やその他のため小鵜飼船の航行は中断された。

3 養蚕・製糸業の展開

(1) 最上郡における養蚕・製糸業の地位

『山形県史』の「蚕糸業編」では、「最上地方は、旧藩時代はもちろん、明治以降も見るべき蚕糸業の発展はなかった。」と述べ、最上地方における蚕糸業の普及発展度の低さを指摘している(同書六二九〜六三〇頁)。たしかに、県内の蚕糸業において優位を示すほどに普及発展しなかったことは事実であるが、養蚕と製糸は最上地方においても、旧藩時代から藩の奨励によって少なからず普及し、明治以降も最上郡内の産業としては高い地位を占めていたこともまた事実である。

大規模ではなかったにしろ、藩政のかなり早い時期から、最上郡内のほとんどの村で養蚕が行われていたことは、新庄藩によって御買綿と称し、半租税的に真綿が買い集められていた事実からも指摘できる。藩政末期の改革期には、養蚕は国産奨励の立場から藩が力を入れた産業の一つでもあった。また製糸についても、国産の亀綾織の製造を考えても、ある程度の普及を見せていたことは疑いない。

明治期に養蚕・製糸は、最上郡では米作につぐ農産業であった。明治二十一年の『山形県農事調査書』によると、繭の生産高が一五三四石で、価額が二七、七〇八円、生糸は八二八貫で一、九、五三九円、真綿は三六五貫で三、九三一円、屑物が一一二貫で五七七円となっている。これらの価額合計、つまり養蚕・製糸の総生産価額は五一、七五五円で、農産価額合計三九〇、九五九円の一三・二パーセントに当たる。これは生産価額で見た場合、最上郡の農産物としては米(六九、七二四石、二五七、二八四円、全体の六五・八パーセント)につぐ地位を占めていた(豊田隆「最上



亀綾織 (新庄市, 長泉寺の三十三観音掛仏)

方が山形県(第二次山形県)に所属して間もない時期に出された桑植立て奨励の通達が残っていることから窺われる。

(前欠)

及候向も有之、桑茶植立[□]利益可有之地所ニテモ其村方、又ハ地主等ニテ無詮故障筋等申立植立ヲ指拒ミ、去り連自分播殖も不致打捨置候向も有之由、甚以御趣意之趣ニも相背キ不宜事ニ候、依テハ以後小作人共桑茶植立可申見込申立候ハ、互ニ示談いたし聊不差拒為植立可申、若小作人ニ於テ地主之申聞ヲ指拒ミ候ハ、永年小作為致置候とも引上

地域農業の発展方向」掲載表、農総研積雪地方支所「研究ノート」No. 21所収。

このように、少なくとも明治前期において、養蚕・製糸は最上郡の産業では高い地位を占めていたのである。最上郡の歴史を見る場合、養蚕・製糸は看過してはならない産業と言えよう。そのことは当舟形町の歴史についても言えることである。

(2) 明治前期の養蚕・製糸業の奨励

明治政府は廃藩置県後、蚕種の粗製濫造を規制するとともに、全国で蚕種審査会を開かせて蚕種製造技術の向上をはかり、養蚕・製糸を奨励した。その方針をうけて、山形県でも管内に養蚕製糸の普及をはかった。舟形地方にも養蚕・製糸が奨励された。その普及がはかられていたことは、当地

苦事ニ候、且又桑茶植立候て利潤可相成地所候段申聞候も地主不相用、又は村方にて故障等申立候ハ、其段屹度可訴出候、地所ハ相当之代金をモテ買上望人江下ケ渡し、早々為植立可申付候ニ付、是等之趣厚ク相心得、末々迄委細ニ申達候様可致候、此段相達候也

壬申十二月

山形県権参事 薄井龍之

(定泉寺襖の下張り文書)

これによると、明治五年当時は桑の植立を好まない者が多く、桑葉の供給が思うように行かなかつたのである。茶とともに桑の植立は利益になるものだと言つて、県はかなり強固な姿勢でその普及をはかろうとしていたことが知られる。まず桑葉の安定供給をはかつて、養蚕・製糸の振興をもくろんだものであつたろう。

その後も県は、品質の向上をはかりつつ養蚕及び製糸の普及を奨励した。明治六年一月に、県は「生糸製造取締規則」を制定して蚕種の粗製濫造・売買を規制し、明治八年には県布達によって罰則を示して蚕種の粗製濫造・売買を取締つてゐる(小山義雄「明治十年代における最上地域の養蚕、製糸業の実態」、『最上地域史』第四号所収)。品質の良い蚕種を使用しての養蚕と、それによつて得た繭からの良生糸製造の奨励は、最上地方でも行われていた。明治十年八月四日に、第四大区区務所は区内(最上郡内)の村々に対して、つぎの二つの通達を出している(いずれも富田・高橋家「御布令留帳」)。

来春養蚕致候分ニ種紙之儀、或ハ高価之種ヲ買入、或ハ悪種ヲ買入候為メ、別而良製之糸ヲ不得、随テ利益モ薄ク、依テ若望有之候ハ、鶴岡九臈組之種ハ決テ不正無之筈ニ付、大区ニテ取寄、里保正迄下渡し可申候間、養蚕之者へ能々

可申聞、望之者ハ本月三十日迄抜數可申出候事

但老枚之代価老円之趣、尤納ハ明治十一年二月旧曆正月前之事相納不苦候事

八月四日

第四大区々務所

これは、良品質の生糸を生産させるために、区務所が仲介となつて、品質の確かな鶴岡九臈組の蚕種を区内の養蚕農家に飼わせようとした通達である。そのために、蚕種代の支払いを六か月ほど猶予する便宜を取り図らつている。

各町村里正

糸取器械之儀、是迄取方ニテハ悪製ニシテ、利益ヲ得ルノ道ナク、依テ今般信州ノ摺捻器械拾三組県庁ニテ御扱払下ノ上、新庄ニ於テ生糸製造致シ候、若右器械望ノ者有之候ハ、本月三十日迄可申出事

但代金之儀ハ一組小道具共、凡式円五拾八銭余相成候、代上納之儀ハ来春三月迄上納事ニ大区ヨリ願候事ニ候事

十年八月四日

第四大区々務所

この通達は、県が信州製の新たな製糸器械一三組を導入し、それを四大区管内に払下げることにしたので、生糸製造者で購入する者があれば申し出るように募つたものである。摺捻器械とはどのような製糸器械か不明であるが、新たな性能の良い機械を導入し、生糸の品質向上をはかろうとする県の意図が窺われる。この場合も、購入代金の支払いに半年余の猶予を与えるよう取り計う旨が付記されている。

はたしてこの器械を購入する者があつたかどうかは不明であるが、新庄にも明治六年六月に「生糸改会社」が設立されて、生糸結印紙、生糸売買鑑札の取り扱いを行っていたという（小山義雄前掲論文）。このことから考えても、明治十年前後に最上郡内にもかなりの生糸製造者がいたと推測される。

右のように明治十年に、県は区務所を通して良品質の蚕種及び高性能の製糸器械の斡旋を行い、品質の向上をもくろみながら最上郡内にも養蚕・製糸の普及を図つたのであつたが、十年以降はさらに便宜をはかり、新たな施策をも講じて県下の蚕糸業の発展を期している。一つは桑苗木の貸下げで、「人民桑苗木拝借願之儀ニ付、客年（十一年）丙第百廿五号ヲ以テ同十一月十日」（高橋家『御達書綴』）に申し渡して貸下げるようになったのである。十一年には苗木が余つたようので、翌十二年の一月九日に、苗木有余モ有之ニ付、当地価百五十円以下所有之者ニ限り可貸下候条」と制限をもうけて再度貸下げの達を出している（同上『綴』）。

十二年十二月二十五日の郡役所達によると、十二月二十六日に清水・合海町村、本合海村、南山村、赤松村、堀内村の苗木借受者に対して、本合海町村で桑苗木が貸与されたことが知られる（同上『綴』）。

この桑苗木の貸下げは、県が借受者から抵当物件を明記した借用証をとつた上で行つたものであつた。この借用証の文面はつぎのようなものである（高橋家『布達留』）。

右之通桑苗木拝借仕候上者、仮令桑樹他日枯候共代価金之儀者明治十四年迄据置、同十五年ヨリ十九年迄前割合之通り五ヶ年賦ヲ以テ、毎年四月限無相違上納可仕候、万一上納向相滞候節ハ、前書之抵当御引揚相成候共聊異存申間敷候、為後日証書指上候也。

これは十三年の七月に郡役所が示した十二年借用証書の雛形であるが、この内容と七月九日に郡役所が県より得た回答書(同上「布達留」)から判断すると、桑苗木貸下げの条件はつぎのようであった。つまり、苗木の代金は五か年賦の貸与とし、その返済は貸下げの年から三年間は無利子ですえ置き、四年目より年三朱の利子で返済するというものである。

このように、県は代金の年賦返済の方法で、良質の桑苗木植立てを県下に奨励し、桑葉の点からも良繭・良生糸の生産をはかったのである。ところで、十三年には桑の苗木ばかりでなく、桑葉も最上郡内の村々に世話するという県の特別措置がとられた。六月十八日の郡役所達によると、この年は「郡下ニ於テ目今養蚕罷在候者之内、或ハ桑葉不足之為蚕兒棄却ノ者モ有之哉ニ相聞候」ほどの桑不足だったので、「本年ニ限り特別之御詮議ヲ以、一時官出桑葉指取り方鑑札下付ニ相成候条」という養蚕家の救済措置がとられたのであった(高橋家「布達留」)。

桑苗ばかりでなく、つぎのように県は蚕種の貸下げも行い、その代金返済についても年賦の方法を講じた。

長者原村戸長

原種貸下ケ年賦金

長者原村

相馬門兵衛

金六円

奥山与一

右年賦金上納方之儀、本県勸業課を嚴重申越候次第有之候ニ付、当十二月五日限日限延滞不致上納可致様達方可取計旨相達候事

十二年十一月廿八日

最上郡役所印

(高橋家『御達書綴』)

これは、年賦金の返済期限が間近いので延納にならないようにと、念のために出した通達である。これによって、長者原の二人の農民が県勸業課から蚕種の貸下げをうけ、養蚕を行っていたことが知られる。二人が貸下げを受けた蚕種がどれほどかは分らぬが、十二年の年賦返済金六円は、前出した十年の鶴岡九臈組の蚕種では六枚に相当する金額であった。

さらに県は、製糸技術の改善にも力を入れていた。明治十三年一月の達で、山形授産所に就業する製糸工女五〇名の募集を県下に行っている。これは、県内から招募した子女に製糸技術の伝習を行う意図があったからであろう。前掲の小山氏論文はその全文を載せているが、県は五か条からなる「授産所仮規則」を定めて工女の募集を行った。それには、工女の年季、志願方法、月給、入所旅費の償還方法、採用者の入所方法が定められている(高橋家『布達留』)。

以上のように、県は明治十年代の前半に種々の方法を講じて、特に品質の向上に主眼を置いて養蚕・製糸を県下に奨励し、その普及を図ったのであった。その一環として例年、繭糸共進会も開催していた。明治十三年には西置賜郡内(同上『布達留』)、同十四年には東村山郡天童村(同上『騰(騰)写布達綴』)で開かれたことが知られる。十三年の場合は、七月二十四日の達で郡役所が出品表を明示し、生糸・真綿・繭は郡内の各町村に、その



製糸工場の女工（新庄市）

他に沼田・小田島両町の綾織・生絹等のように、それぞれの町村の特産物を出品するよう通達している。堀内村は生糸・真綿・繭の他に、茶も出品するよう通達されていた。

このような県の方策もあつて、郡内蚕糸類の品質もしだいに向上しつつあつたものであろう。明治十四年の明治天皇巡幸に際して、奨励の意図もあつたろうが、新庄特産の亀綾織が買上げられている。軟織・

八ツ橋織・綾織など十種、十八疋の織物が買上げられたのであつた（小山前掲論文）。天皇巡幸に当たつては、種々の農産物が天覧に供されたようで、十四年六月二十三日に、農産物の天覧を望む者は山形へ出品するようにと郡役所が各町村に通達を出している（前掲『騰（騰）写布達綴』）。

共進会への出品物からも明らかのように、舟形地方でも製繭から生糸製造まで一貫した蚕糸業が営まれていたが、明治十年代の製糸はつぎの例でも分るように、一般には座操器械を用いて行われていたようである。

製糸器械拝借願

一 吾人挽座操生糸器械壹個

此代金貳円五拾銭

右拝借仕度、尤返納期限之義ハ御成規之通明年五ヶ年賦ヲ以テ屹度返納可致候、万一延滞等之儀有之候節ハ、保証人引受弁納可仕候条、願意御聞届被成下度連印ヲ以此段奉願候也

最上郡富田村

明治十六年七月九日

願人 八鍬新兵衛^④

保証人 高橋 安之^⑤

戸長 高橋徳次郎^⑥

最上郡長 朝比奈泰吉殿

(高橋家『御指令付人民諸願何綴』)

この願は翌十七年の七月十七日に聞き届けられており、富田の八鍬新兵衛は老人挽きの座操器械を用いて、それから製糸を行ったものである。この時の器械代も五か年賦の返済となっていた。

明治十八年八月二十三日、堀内村から山形県九等属の金田甲橋に書上げた報告書によると、当時の同村では、全戸数一〇五戸、農家戸数九八戸のうち、養蚕を行っている戸数は六四戸であった。実に農家戸数の六五パーセント余、全戸数の約六一パーセントが多少なりとも養蚕を営んでいたことになる。この数値からしても、当時のこの地方における養蚕の普及度が推し量られよう(堀内・伊藤家「諸達願何届扣記念」)。

(3) 明治中期以降の養蚕・製糸業の概況

本項では、まことに不十分な資料を通してではあるが、地元に残存する文書と統計資料から養蚕・製糸に関する記述を抜き出し、明治二十年代から昭和初期までの養蚕・製糸の展開について若干ふれてみたい。

まずはじめに、最上郡全体の養蚕戸数と産繭高を概観すると第五表のようである。

これは山形県統計書によった数値であるが、県全体との比較で見ると、最上郡の養蚕業は戸数において一〇か

第6—5表 最上郡の養蚕戸数及び産繭高

	養 蚕 戸 数		産 繭 高	
	戸 数	県全体に占める比率	産 繭	県全体に占める比率
明治10年	戸	%	17,408斤	2%
15			31,309 〃	3
20	2,617	10	1,490石	3
25	2,553	8	1,894 〃	3
30	2,730	7	3,076 〃	4
35	2,859	7	3,789 〃	4
40	3,720	9	5,264 〃	4
大正元年	2,977	8	5,994 〃	4
5	3,617	8	7,510 〃	4
11	3,141	7	41,838貫	2
昭和元年	3,481	7	74,772 〃	3
5	3,570	7	78,882 〃	3
10	3,223	7	59,721 〃	3
15	3,150	7	72,813 〃	3

○『山形県史』の「産糸業編」689頁掲載表より逆算作成。

数、種類ごとの繭産高、総戸数及び農家戸数に対する養蚕戸数の割合、繭の一斤当たりの平均産出高などが大まかに知られるかと思う。最上郡では養蚕戸数の比率が高いこと、しかし、その経営規模が小さいことはこの表によっても明らかであろう。

そして、製糸業も第七表のように、明治中期から大正期にかけて大きな伸びを示していたことが知られる。

ら七パーセント、産繭高において四から二パーセントと、一貫して低位にあったことは間違いない。しかも、県全体に対する養蚕戸数の占める割合に比し、産繭高の占める割合がはるかに低いことは、一斤当たり産繭高の少なさを示すものであり、最上郡における養蚕業が小規模経営の、しかも稲作農家の副次的な産業として展開していたことを物語るものである。しかし、相対的な最上郡養蚕業の地位は停滞ないし低下の傾向にあったが、郡自体を見た場合、年によって若干落ち込んでいる時はあっても、明治十年代から昭和十年代にかけて確実に発展していたと見られる。とくにこの表によると、明治四十年、大正五年、昭和初年の伸びが大きい。それではつぎに、この三つの時期の最上郡養蚕業についてももう少し詳しく知るために、次頁の第六表を示しておきたい。

かならずしも十分な資料ではないが、季節ごとの養蚕戸

第6-6表 最上郡養蚕業の推移

	明治40年	大正8年	昭和3年
①総戸数	8,656戸	11,436戸	14,452戸
②農家戸数	6,803 〃	7,318	8,665
③養蚕戸数(春蚕)	3,888 〃	3,151	} 3,558
④養蚕戸数(夏蚕)	738 〃	1,784	
⑤養蚕戸数(秋蚕)	652 〃	1,307	
⑥蚕種掃立数(春夏秋)	7,335枚	蛾数 592,678蛾	12,988枚
⑦繭産高(上繭)	4,138石		60,341貫
⑧繭産高(玉繭)	691 〃		6,775 〃
⑨繭産高(出殻及び屑繭)	487 〃		3,686 〃
⑩繭総産高(⑦～⑨計)	5,316 〃	7,879石	70,802 〃
⑪養蚕戸数の総戸数比 $(\frac{③}{①}) \times 100$	44.9%	27.6%	24.6%
⑫養蚕戸数の農家戸数比 $(\frac{③}{②}) \times 100$	57.2 〃	43.0 〃	41.0 〃
⑬一戸当たり繭産高 $(\frac{⑩}{③ \sim ⑤}) \times 100$	1石007	1石262	12貫000

- (注) 1. 明治40年と大正8年は各年の『最上郡統計書』, 昭和3年は『山形県統計書』による。
 2. 明治40年と大正8年の⑪と⑫の比率は、春蚕養蚕戸数を基礎にした仮の数値である。
 3. 昭和3年の養蚕戸数は、年間のうちいずれかの時期に養蚕している戸数が3,558戸で、そのうち春蚕のみが616戸、春から秋蚕まで通してが2,344戸、夏秋蚕のみが598戸となっている。
 4. 明治40年と大正8年の⑬は、年間総生産高を延べの養蚕戸数で割ったもので、年間の一戸当たりの平均産繭高ではなく、一機会当たりの一戸平均産繭高を示している。

このように、最上郡の製糸産出高は明治二十一年から大正八年にかけて、一〇倍以上に増加していた。特に明治後期から大正期にかけての伸びが著しかった。これは器械製糸の普及に裏付けられていたと見られる。最上郡の器械製糸戸数は、明治三十八年が六戸、三十九年が一戸、そして四十年が五戸であった(明治四十年『郡統計書』)。これに対して座繰製糸戸数は、それぞれの年に二、四二四戸、二、三八一戸、二、一六三戸と多かった。このことから推しはかっても、最上郡では製糸業も座繰りの方法による小規模な、稲作農家の副次的産業として展開していたと言える。たしかに明治四十年段階でも、最上郡内には新庄町の石川組製糸場(職工七八人、生糸産出高五、〇六〇斤)、大蔵村の後藤製糸場(一八人、四八〇斤)と同じく早坂製糸場(一四人、一七三斤)などの製糸工場もあったが

(明治四十年『最上郡統計書』)、
 そのような職工を使つての器械製
 糸による大量生産の方法はごく一
 部でしかとられていなかった。製
 糸業は農家の家内工業として普及
 していたのである。

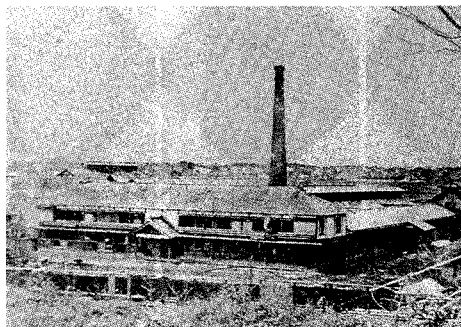
もちろん大正期に入つても家内
 工業による座繰りの製糸生産が多
 かつたことには変わりないと思わ
 れるが、小規模ながら器械製糸が

しだいに普及しつつあつた。この点を繰糸の釜数で示すと、大正八年に繰
 糸釜を所有する戸数が二五五戸で、合計六二六の釜数であつた。そのうち二

五二戸が十釜未満であつたが、一戸が一〇以上で、一〇〇以上の所有も二戸あつた(大正八年『最上郡統計書』)。

百釜以上の二戸は、おそらく新庄の前述した石川組製糸場と丸イ組製糸場の二つの製糸工場ではなかつたかと思われる。
 以上のように、大まかな検討ではあるが、最上郡の養蚕・製糸業は、県内の水準で見れば低位にあつたが、稲
 作農家の副業として広く普及し、明治二十年代から昭和初期にかけて順調に発展していったと見られる。製糸業に
 おいては、明治四十年代から大正期にかけて器械製糸もしだいに普及しつつあつたと言える。

明治二十年代以降の最上郡の蚕糸業は、組合を組織してその普及振興がはかられていたようである。結成年次は

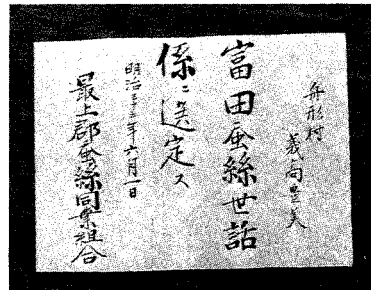


石川組製糸場(明治37年創業)
 現新庄中学校(「新庄の写真集」より)

第6-7表 最上郡製糸高の推移

	明治21年	明治40年	大正8年
生 糸	828貫	2,848貫	8,448貫
玉 糸		480 〃	5 〃
屑糸及び屑物	111 〃	343 〃	2,832 〃
合 計	939 〃	3,671 〃	11,285 〃
価 額	20,116円	176,353円	1,215,406円
真 綿	365貫		231貫
価 額	3,931円		16,231円
総 価 額	24,047円	(176,353円)	1,231,637円

(注)○明治21年は『山形県農事調査書』,その他は各年『最上郡統計書』による。



令辞世話糸蚕

詳らかではないが、二十年頃に「山形県最上郡蚕糸業組合」という組織がつくられていた。最上町月楯の菅家に、明治二十年度の「最上郡蚕糸業組合員之証」と年不明の「山形県最上郡蚕糸業組合規約」が伝存している。この組合規約は印刷されたもので、十章七十条からなる細密な規約である。おそらく、県規模でもこのような組織がつくられていたのではないかと思われる。明治三十年代にも蚕糸業組合があつたことは、明治三十三年六月一日に、舟形村の義高豊美が「最上郡蚕糸同業組合」から「富田蚕糸世話係」に選定されていたことでも明らかである。若干名称は異なるようであるが、この同業組合はおそらく二十年代の組合が発展改称したものか、それとならんかの関連をもつ組合ではなかつたかと推察される。

さて、これまでは最上郡全体の養蚕・製糸業について概観してきたが、つぎに明治二十年代から昭和初期までの舟形町自体の養蚕・製糸業について少しふれてみたい。

まずはじめに、旧堀内村からみてみよう。昭和二年の『堀内村勢要覧』（『舟形町史編集資料』No. 3 所収）は、「農業と蚕業とは本村の生命と経済とを維持する二大柱石にして其の消長は一村の振否に関するを以て」と、同村における養蚕業の重要性を指摘し、昭和二年までの村内養蚕業の歩みを概述している。やや長文になるが、つぎにその全文を引用してみよう。

農家の副業も是亦農会と協力して之か奨励の方法を講じ、養蚕及養鶏の普及を図りけるか、養蚕に於ては其起因古く明治七八年頃より飼育せるものあるも稍農家の一副業として認むるに至りしは明治三十年頃にして当時之を行ふもの漸く

三十戸内外に過ぎず、明治三十二年前村長伊藤豊三氏は授産の目的を以て豊蚕館を設立し自ら率先して飼育の改良を図り或は蚕種の製造をなす等之が範を示したりければ漸次飼育者の数を増し爾来年と共に益々の発達を見るに至る、而して農家経済に資するもの頗る多大なること一般の覚醒する所となり、明治三十八年日露戦役に際しては特に国力充実の要を説き其普及を諭し累年開催の農事講話会に於ても亦農家副業の必要を説き或は蚕病消毒の施行を奨め、又一面稚蚕共同飼育、共同催青の得策なることを説き又各種集会のある毎に之れが共同施行を慫慂し明治四十五年に於ては飼育戸数五十戸其取繭も二百貫余に及び其成績概して良好の域に進み一般に其の利を認むるに至り、爾来農会より補助を与ふる等の奨励を加へ或は技術員をして毎戸に臨み指導授産の任に当らしめ以て斯業の改善に努め尙大正十二年四月養蚕組合を組織し以て共同一致養蚕発達を図りければ漸次其の成績向上の域に進み昭和二年度には飼育戸数七十余戸春蚕掃立百五十枚夏秋蚕百余枚にして春蚕に於て千余貫と夏秋蚕二百五十余貫の取繭を出し、桑園も亦年々奨励の結果現に三十余町歩の改良仕立の実現を見るに至りたり。

これまで述べてきたところと若干くい違ふ点もあるが、堀内村におけるおおまかな養蚕業の流れは知られるように思える。養蚕が農家の副業として奨励されてきたこと、特に村長伊藤豊三は豊蚕館を設立し、率先してその普及に努めたこと、大正十二年には村内に養蚕組合を組織してさらに発展を期したことが注目される。この養蚕組合の昭和二年当時の役員は、組合長が沢内甚助、副組合長が加藤谷蔵、理事が阿部清太郎で、幹事は成沢三作・矢作清次郎・加藤勝五郎・森政良・森政雄の五人であった。組合の事業としてはつぎのようなことが行われた。

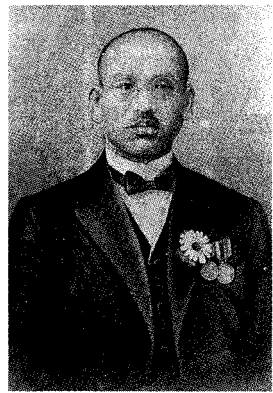
◆養蚕組合施設事業

- (イ) 既設桑園の改善整理
- (ロ) 春夏秋蚕用桑園の増殖
- (ハ) 病虫害の共同駆除予防実行
- (ニ) 優良蚕種の選定及飼育の統一
- (ホ) 蚕種共同貯蔵及催青
- (ヘ) 共同稚蚕飼育
- (ト) 蚕室蚕具の消毒其他蚕病予防駆除の励行
- (チ) 蚕種、肥料其の他必要品の共同購入
- (リ) 成繭共同販売
- (ヌ) 上簇法の改良
- (ル) 蚕沙堆肥の改良及緑肥栽培

また、前記の引用文でも述べているが、昭和二年当時の堀内村の桑園は合計反別が三一町一反步で、そのうち根刈九町八反、中刈八町五反、高刈二町三反、それと立通が一〇町步であった。

以上のように、堀内村では農家の副業として養蚕が奨励され、広範に普及していたのであったが、つぎに次頁の第八表によって大正八年と昭和二年のその実態についてみてみよう。

さきに引用した『村勢要覧』では、堀内村の養蚕戸数は明治三十年頃で三〇戸内外であったと述べている



初代養蚕組合長
沢内甚助氏

が、すでに指摘したように明治十八年で六四戸が養蚕に取り組んでいた。おそらく明治三十年頃には三〇戸よりはずっと多かったであろう。大正八年には戸数においてはさらに増加し、九三戸となっている。しかし、この年の農家戸数は専兼業合わせて一五一戸で、これに対する養蚕戸数の割合は六一パーセント余と、明治十八年よりは若干低下している。それが、昭和二年にはさらに七〇戸と戸数が減少し、農家戸数(専兼業合計)二〇〇戸に対する比率も三五パーセントと大きく低下している。そのことは収繭高にも表われ、価額で見ると昭和二年には大正八年の半分以下になっている。『村勢要覧』では「漸次其成績向上の域に進み」と述べているが、かならずしもそうではなかったようである。もちろん、養蚕はその年の桑葉とか蚕の発育状況に大きく左右されるので、この二か年の比較から長期間の動向は一概には言えないが、堀内村の場合、昭和初期の養蚕業は大正期よりも落ち込んでいたように思われる。そのような傾向をふまえてか、同村では昭和二年に「向後十ヶ年を期し養蚕戸数を二〇〇戸に繭生産額を一万貫に増加せしむ。」との大方針をかかげている。

同村の養蚕業は農家の副業として普及し、また村もその方向で奨励していたことから明らかであるが、その経営規模は極めて小さかった。大正八年について見ると、一戸当たりの収繭価額は一七八円ほどで、この年の県平均収繭価額五二二円と比較すればいかに小

第6-8表 堀内村の養蚕

	大 正 8 年				昭 和 2 年		
	春 蚕	夏 蚕	秋 蚕	計	春 蚕	夏秋蚕	計
戸 数	87戸	5	50	93	70戸	70	70
蚕 種 掃 立	銀数 蛾 6,020	308	2,352	8,680	枚数 枚 155	107	262
収 繭 高	1247斗	52	295	1594	1060貫	230	1290
価 額				16,553 円	6,712円	940	7,652
蚕種一枚当たり収繭高					6貫839匁	2,120	4,924
一戸当たり収繭高	1433合	1040	590	1720	15143匁	3286	18429

- (注) 1. 大正8年は『最上郡統計書』、昭和2年は『昭和貳年山形縣堀内村勢要覧』による。
 2. 大正8年の戸数計は、少なくとも年間に一度は養蚕を行っている戸数を示している。
 3. 春蚕を飼っている家がかならずしも夏・秋蚕も飼っているに限らないので、一戸当たり収繭高の計は春から秋蚕の合計値にはならない。

比

規模であつたかが知られよう。

少し年代はさかのぼるが、堀内村の農家経営に占める養蚕の地位が何われる一事例として第九表をあげてみたい。これは、明治二十三年四月二十八日に、堀内（当時は舟形村に入っていた）の伊藤治右衛門が、最上郡長大木芳英あてに書き上げた明治二十二年の所得金高御届である（堀内・伊藤家『諸達願伺届扣記念』）。

この書き上げは、利益金をかかけて、その後「外」として租税と諸経費を出しているので、この両者を加えた金額が伊藤治右衛門家の明治二十二年の総収入と考えて間違ひなからう。具体的な経営規模は不明であるが、これによつて農家経営に占める養蚕の地位が推し量られる。養蚕利益は総利益の七パーセントにしかすぎなかつた。おそらく副業として行われた堀内村の養蚕家の農業経営に占める割合は、一般的にこれと大同小異ではなかつたかと推察される。

以上が堀内村の養蚕業の概観である。『村勢要覧』には載っていないようであるが、同村でも明治二十年代から製糸が行われていた。

明治二十二年の六月に、堀内村の伊藤懋吉は県知事柴原和あてに、第三回内国勸業博覧会へ繭一升と生糸（なまこ）総（なまこ）（六百匁）の出品を願つている（堀内・伊藤家『諸達願伺届扣記念』）。そして、翌年の一月六日につきのような届書が出されている（同上『紀念』）。

届書

一金千百貳拾円也 是ハ明治廿年ヨリ全二年ニ至ル製糸場新築費并ニ諸器

第6-9表 堀内・伊藤家の利益構成

	項目	金額	割合
純利益	田畑利益	285円	83%
	養蚕利益	25	7
	貸付金利息	33	10
	合計	343	100
租税・諸経費	地租	113	49
	地方税	24	10
	公儲金	2	1
	町村費	17	7
	種代・肥代・人夫料	73	32
収入合計	229	100	
収入合計	572		

○「諸達願伺届扣記念」(堀内・伊藤家文書)による。

械製作等、之ニ属スル諸費

一金百六拾五円也 是ハ教師ノ旅費日当計金千弍百八拾五円 副業費

一金千八百弍拾五円六拾錢五厘也 是ハ明治廿年創業ノ日ヨリ廿二年十二月ニ至ル三ヶ年払込運用金也。

惣計金三千百拾円六拾錢五厘

車ノ数左之如シ

水車老個 齒車八個

スリ車四拾八個 調車九個

アヲエ車老個

車合計六拾七個

右之通ニ候也

舟形町村大字堀内

明治廿三年一月六日

伊藤懋吉

どこに提出した届書か不明であるが、このように伊藤懋吉は、明治二十年に製糸場を新築し、水車を利用してのかなり大規模な器械製糸を営んでいた。創業費が一二〇〇円余、三か年の払込運用金が一八〇〇円余と、当時としては莫大な金額が積み込まれている。古老の話によると、伊藤懋吉の製糸場は自家の敷地内に設けられたもので、一〇〇人近い糸ひき人を使って操業したが、長続きはしなかったという。しかし、一時堀内村にもかなり大規模な製糸場があったことは間違いないだろう。よるべき資料はないが、この他にも小規模ながら、座繰りによる家内工

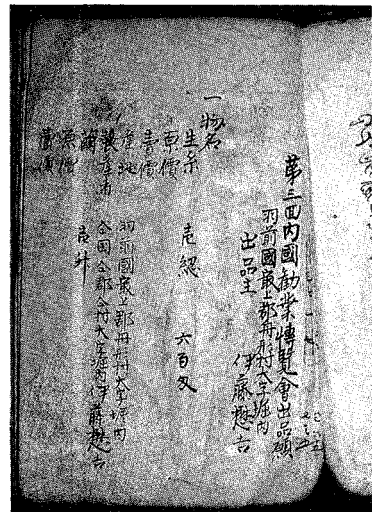
業の製糸は堀内村でも行われていたと思われる。

さて、つぎに旧舟形村の養蚕・製糸業を概観してみたい。舟形村では大正元年に、村内産業の振興を期して生産調査を行っているが、その調査書『舟形村生産調査』は、養蚕経営の方法についてつぎのように述べている。

本村養蚕業ハ副業トシテ経営シ来リ、将来又此方針ニ依ラザルベカラス、然レトモ農家勞力ノ配分上、副業トシテモ未タ發展^(カ)タルモノアリ、是桑園ノ不足勞力分配上關係スル所ナリト雖トモ、從來ノ蚕業ハ主トシテ春蚕ニノミ依リ、夏秋^(カ)ヲ営ムモノナカリシニ因ル、今後ハ飼養戸数ノ増加ト春夏秋三期ノ養蚕ヲ他ノ生産業調和ヲ図リ、適宜飼養セシメントスルニアリ、而シテ飼養分量ヲ左ノ限度ニ抛ラシム。

このように述べて、同書は将来一〇年後に向けての養蚕業の振興目標と改善方法をかかっている。舟形村の場合も、堀内村と同様に農家の副業として養蚕が営まれており、将来もその方向で普及発展させて行くとの方針が示されている。そのための問題点としては、他農作業との労力配分がもつとも重視されており、それまでの労力不足からくる桑園の不足、春蚕飼養の偏重を改善して行かなければならないとしている。

春蚕飼養の偏重から年間を通しての養蚕への動きは、前掲表でも知られるように、堀内村にもあったようである。桑園の増加については、「蚕業発展ト安全ヲ図ラント欲セバ、先ツ桑園ノ増殖ト桑葉ノ增收ヲ図ラサルベカラ



博覧会出品願

ズ」として、その増加を期し、反当たり収桑量の少なさと桑園荒廢の「一大原因ハ主トシテ肥料ノ不足ニアリ」とその原因を指摘し、桑園一反歩施肥料をこまかに示している。なお大正元年の桑園面積は村内合計で一二五町歩となつており、方針ではそれを一〇年後に二〇町歩に増加しようとする目論んでいた。

このように舟形村では大正元年に、将来の振興計画をたてて養蚕業の發展を期していたのであるが、同村ではそれ以前からも種々の方策が講じられていた。『舟形村明治四十一年度歳入出予算表』（富田・高橋家文書）には、養蚕巡回教師手当（一五〇円）と殺蛹乾繭所新設費（二〇〇円）が計上されているし、同村の明治四十三年「事務報告」（同上）には査沢技手が長沢と富田で養蚕についての講話を行ったと報告されている。

このように舟形村では郡の技手あるいは教師を招へいして養蚕業の普及改善をはかり、新たな施設をもうけて良質繭の生産をめざしていたのであった。このような方策と養蚕の実態が、大正元年の同村『事務報告』（同上）に詳しく出ているので、やや長くなるが引用してみたい。

養 蚕

一春蚕飼育戸数二百一十一戸ニシテ、掃立蟻量框製一万九千八百八十蟻ニシテ、全年收繭百八十四石ニシテ、内上繭ハ百七十七石、中繭ハ二石七斗、玉繭ハ三石六斗、居繭ハ九斗ニシテ、昨年ニ比シテ百五十二石ノ減ヲ来セリ

一秋蚕飼育戸数百六十九戸ニシテ、此掃立蟻量框製五千八百二十四蟻ニシテ、内上繭ハ四十二石六斗、居繭ハ二斗、中繭六斗、玉繭八斗ニシテ、前年ニ比シテ九石ノ増収アリ

一大正元年二月七日、本郡矢島技手出張ノ上、大字長沢ニ於テ蚕業講話会ヲ開設、当年度春蚕飼育術改良進歩ノ講話ヲ

ナシ、養蚕家ノ注意ヲ与ヘタリ

一大正元年七月十二日、全枝手ノ出張ヲ得テ夏秋蚕ノ改良講話ヲ大字舟形村ニ開設シ、爾后大々的發展ヲ勧誘セリ

一桑園ノ増殖桑葉ノ增收図ヲランタメ、一方当業者ニ勧誘ス、全年度ニ於テ郡ハ桑園ノ補助ヲナシト同時ニ申請ヲ督励セ

シメ、以テ桑園増殖改良并ニ植替、古木ノ改良、種類選択等ノ必要ヲ認メタルニ就キ、本村ハ各大字毎ニ就テ本郡実業

山川教師ヲ招聘シ、専ラ実地指導ヲ受ケサセ、一方施肥ヲ奨励シ適當ノ分量ニ依リ肥培ヲ勧誘セリ

大正元年は、結果的には年間の取繭量が前年に比し一四三石も減収した不作の年であったが、村内各地で養蚕講話会を開催して、その普及改善がはかられていたことが知られる。なお、右の「報告」に出ている大正元年の養蚕の数值は、前記の『舟形村生産調査』をもとにした後掲表のそれと極端に異なっている。そのどちらが正しいのか、またどうしてそのような差異が生じているのか断定しかねるので、本項では統一性を欠くことになるが、両方の数值を示しておきたい。

「副業トシテモ未タ發展遅タルモノアリ。」と言われる状態であったとはいえ、舟形村の養蚕業は村の種々の奨励策もあつて、農家の副業として広範に展開していたのである。それではつぎに、次頁の第一〇表によつて舟形村の養蚕業のおおまかな推移を示しておきたい。

前述のように大正元年の数值と、昭和二年の数值にも若干疑問はあるが、おおよそのところは知られよう。戸数は一貫して減少傾向にあるが、取繭高はその年によつて若干の増減が見られる。昭和二年は舟形村の場合も、堀内村と同様取繭高が落ち込んでいるようである。大正八年の場合、養蚕戸数は農家戸数七二二戸（専兼業合計）の約四八・五パーセントであった。堀内村ほどではないが、ほぼ農家の半分が多少とも養蚕を営んで

第6—10表 舟形村の養蚕

	明治35年			大正元年			大正8年			昭和2年				
	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕	春蚕	夏蚕	秋蚕	計	計			
戸数	373戸	11	—	345戸	—	20	320戸	100	50	350	180戸	211	211	
蚕種掃立	491枚	8	—	314枚	—	24	338	11,200	3,063	—	570枚	600	1,170	
收穫高	538石	5	—	543	419石	21	440	4520斗	1420	294	6234	2963貫	2720	5683
額	15,602 円	167	—	15,769	15,064 円	731	15,795	—	—	66,723	18,275 円	14,156	32,431	
蚕種一枚当たり收穫高	1096合	625	—	1088	1334合	875	1302	—	—	—	5198匁	4533	4857	
一戸当たり收穫高	1443合	455	—	—	1214合	1050	—	1413合	1420	599	1781	16461 匁	12891	26934

(注) 1. 明治35年と大正元年は『舟形村生産調査』、大正8年は『最上郡統計書』、昭和2年は『県統計書』による。

2. 昭和2年の養蚕戸数が、極端に少ないが、昭和元年は206戸、3年は360戸となっている。元年と2年は戸数が減少する何らかの事情があつたか、統計書の誤記かのいずれかであろう。

いたことになる。その普及度は決して低くはなかつた。しかし、その経営規模の小ささは、堀内村の場合と変わらなかつた。

舟形村の養蚕業の実態は以上のようなものであるが、同村にも組合が組織されていたようである。前出の『生産調査』は、「養蚕組合設立予定箇所」として、「左ノ三ヶ所ニ組合ヲ設立セントス、大字舟形・一ノ関一、大字長沢二、大字長者原・富田一」と記し、「右ハ現在ニ於テ設立シラルヽモノト認め調査シタルモノニシテ、将来養蚕家ノ戸数増加ト共ニ其数ヲ増加スル予定ナリ。」と付けたしている。かならずしも分明ではないが、

大正元年現在で上記の村々に組合があり、将来の状況によってはその数を増加する予定であるという意味のようである。

さて、つぎに舟形村の製糸業について若干ふれておきたい。同村でも製糸がおこなわれ、明治二十年代には製糸場があつたほどであるが、その後しだいに製糸業は衰退したようで、大正元年にはほんのわずかしが行われていなかった。

『明治廿七年一月ヨリ吉雄日誌下調』（富田・伊藤文書）に、「七月 日（明治二十七年）舟形郵役場ヨリ申越候依り左ニ報知セリ」として、舟形村の戸数とか物産などを書留めた中につきの記述が見られる。

一製造会社鉦山等ニ有リテハ、其名称及被雇人員共

糸^④絲製造所一ヶ所

雇人員三十二名

但一時休業中

このように、明治二十七年当時は休業していたが、その前に舟形村には職工三二人を使用する製糸場があつたのである。しかし、その所在場所も、名称も、そしていつからどのように営業していたかも不明である。

明治二十年代半ば頃までは製糸場が存在し、農家の家内工業としての座繰り製糸もかなり普及していたと推測される舟形村の製糸業は、次の第一一表から言っても、明治後半から大正にかけて衰退傾向にあつたと婚られる。

第6—11表 舟形村の製糸生産高

	明治 35 年		大正 元 年	
	生産高	価 額	生産高	価 額
生糸 (座繰)	309貫	12,974円	18貫	480円
玉 糸	25	500	—	—
真 綿	15	270	5	80
合 計	349	13,744	23	560

(注) ○ 『舟形村生産調査』による。

明治三十五年に生糸・玉糸・真綿の合計で、生産高三四九貫、価額にして一三、七四四円あつた製糸生産が、大正元年には生産高二三貫、価額五六〇円とないに等しいまでに凋落している。同村の産業の上で、わずか一〇年間に製糸業がこれだけ衰退したということはまことに大きな変化であり、重要な問題であつたと言わなければならぬ。なお、この両年産の生糸はいずれも座繰りによるもので、農家の家内工業として生産されたものであつた。このことからしても、前記した休業中の製糸場は、明治二十七年以降は再開されなかつたのではないかと想像される。

このような製糸業の衰退下にあつて、舟形村ではその復興を期して、一〇年後には座繰りに加えて、一部足踏器械を導入し、生糸生産高一二〇貫 (価額五、〇〇〇円)、玉糸六〇貫 (一、九八〇円)、真綿八貫 (二六八円) まで生産を高めようとの計画をたてている。そしてさらに、ゆくゆくは器械生糸を導入して座繰りを全廃し、養蚕から製糸までの一貫した産業を發展させたいとの構想をつぎのように述べている (前出『生産調査』)。

本村十年後ニ於ケル一千六百石 (収繭) トナリト雖トモ、全部生糸ニ繰スルハ困難ナルヲ慮リ、其ノ三分一即チ千五百三十三石ヲ器械生糸トスルノ目的ヲ以テ、従来ノ座繰生糸ヲ全廃ス、一方製糸器械ニ技術者ヲ聘シ、斯業ノ發展ヲ図ラントス。

4 農業技術の発展

明治十四年、明治天皇東北御巡幸の折、当時本町紫山地内で開墾事業をすすめていた細梅九左エ門（村山市楯岡の人）は、とくに願いたてて天皇の臨席を仰ぎ、六頭牽のプラウによる馬耕などを実演し台覧に供した。また、同農場産の西瓜（果肉の色が黄桃白赤などでいずれも三貫目以上）を献上したという。この開墾地には、西瓜の他、馬鈴薯・薄荷・桑などが栽培されたというが（『明治天皇行幸五十周年・御巡幸を偲ひて』北村山郡郷土研究会）、こうした農業技術は未だ一般のものとは言いがたく、当時の最も新しい農法を試験的にとり入れたものである。

細梅開墾は、右にみた如く、明治十二年楯岡の細梅九左エ門と親類の原田吉右エ門によって行われたものであった。明治天皇への御臨検願いは、この年のうちにすでに提出されていた。即ち

開墾地御臨検願書

山形県下北村山郡楯岡村

原田吉右エ門

細梅九左エ門

山形県下羽前国最上郡舟形村字向山沖ノ原拝借允可官有地開墾場御臨検願

右ハ本年七月の中本郡本村ノ内官有地七十町余拝借御允奉蒙候ニ就キ、開墾ノ経営家屋建築并ニ要用ノ牛馬及農具器

械物品等購入仕、是迄之費途概略二千円余、悉皆私費稍見込モ相立、已ニ創業ヲ企望スルノ今日幸ニ

殿下親シク民情御視察ノ為御巡視之趣伝承仕候、何卒此御序ヲ以テ御臨駕奉願度、時下寒冷ノ候僻□荒涼ノ地地尊駕ヲ勞シ奉ル事ハ鄙心ノ安ンゼサル所ナレトモ、未聞ノ士人ヲシテ勸農ヲ忽ニシタマハラサル朝旨ノ厚キヲ仰キ知ラシメ、且嫡男寛六儀明治十年内務省ノ御達旨、且又本庁ノ御厚諭ニ因リ、官費ヲ仰キ東京府下駒場野農校ニ入学向ニケ年間、不淺御教育ヲ蒙リ粗卒業、過月帰国罷在候、今ヤ御国恩、万分一ヲモ報シ奉リ度專ラ勉勵ノ折柄、辱ク

御臨檢ヲ賜リ候ハハ、益々励精、開墾ノ事業モ進捗可仕、実ニ得難キノ明時ト奉存候ニ付、尊扉ヲ冒瀆スルノ罪ヲ顧ミルニ違アラス、一片報國ノ下情ヲ御憐察柱ヲ御光臨ヲ御許容被成下候様伏テ奉懇願候也。

誠惶謹言

明治十二年十一月廿三日

山形県北村山郡楯岡村

原田吉右衛門

官内者御用掛

同郡同村

細梅九左エ門

元老院議官 佐々木高行殿

(国学院大学所蔵「佐々木高行文書」)

駒場野農校を卒業し、紫山の開墾に従った細梅寛六は右の原田吉衛門の二男で、細梅家に尊養子として入った人であった。卒業後、北村山郡勸業世話掛を命ぜられ、各地から穀類・果物・菽の種苗などを購入試育して、その優良種を近村に頒け、その改良普及に努めた人であった。彼が紫山の官有地を拝借したのは七二町歩(沖ノ原四〇町歩・向山三二町歩)で、当時最新式の拔根機やプラウを用いて開墾を推進した。細梅開墾地はこの

後、開墾に従事した人々の名儀で払下げられ、三光会社から分水を得て水田地帯となった。

舟形地区に乾田馬耕が導入された年代については判然としないが、明治四十四年 舟形村事務報告書（高橋家文書）に「乾田改良ヲ奨励ノ結果、本年実施ノモノ三十五町歩ニシテ漸次進行の傾向アリ。」とあるから、ほぼ明治末年とみて差支えないようである。但し、堀内地区では明治二十年代に馬耕が入ったという（第七節の2参照）。庄内地方ではすでに明治十年代から乾田馬耕が急速に広まり、飽海郡においては、明治三十年に水田の九二・四パーセント、一五九町歩が乾田化されていた。（『山形県稲作史』）に比し、かなりの遅れをとったと言わなければならない（第一三表参照）。

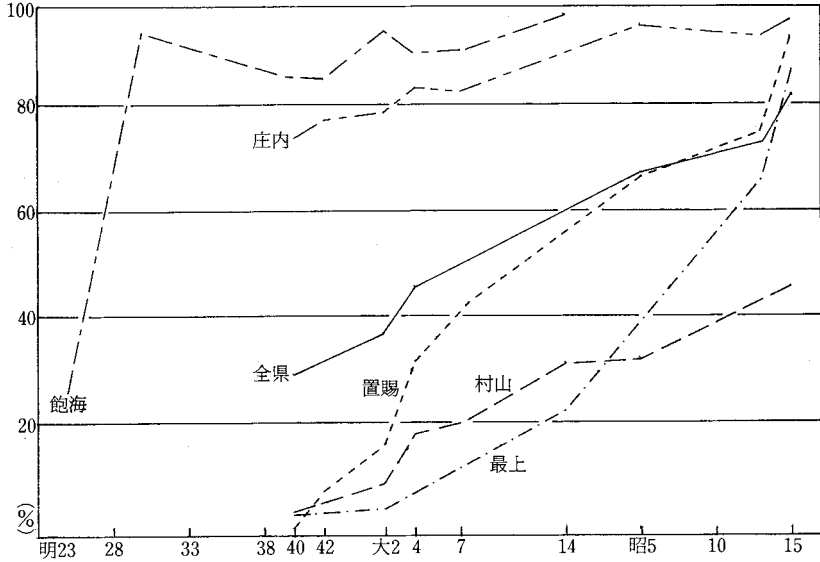
富田の曾根田日出雄氏（明治三十九年生）の話によれば、この地区に馬耕を導入したのは氏の父甚次郎（明治十六年生）であったという。甚次郎は若い頃長者原の豊岡定助、長沢の叶内助蔵、同長沢甚三郎等とともに、当時新庄松本にあった農事試験場で農業技術を習ったが、この折、はじめ杉山という人から乾田馬耕の術を学び、後に武田徳之助に学んだという。年次については明らかでないが、曾根田家の『大福帳』の明治四十四年四月の項に「一、武人馬耕カキ」とあるから恐らく、明治末であろう。彼は郡農会主催の競争会で優勝するほどの上手で、自分の田んぼに乾田の試験田を設けるなどして積極的に馬耕を広めた。

当時は湿田が一般的で、春の耕起は三本鍬で行っていた。このため、春に田んぼを干した場合はこの荒起しは全く難儀



馬耕作業

第6-12表 牛馬耕をなす田の割合の変遷（農事統計書による）



『山形県稲作史』所収

第6-13表 牛馬耕をなす田の面積及割合

	村山		最上		置賜		庄内		計	
	牛馬耕面積	割合	牛馬耕面積	割合	牛馬耕面積	割合	牛馬耕面積	割合	牛馬耕面積	割合
明治40年	町 806.9	3.4%	町 282.5	3.3%	町 394.2	1.9%	町 23,378.9	72.3%	町 24,862.5	29.2%
41	1,324.2	5.6%	295.5	3.5%	1,129.6	5.6%	24,563.1	75.9%	27,312.5	32.1%
大正2	2,479.2	10.3%	307.2	4.6%	3,211.9	15.8%	26,977.1	78.3%	33,065.4	37.8%
4	4,295.9	18.0%	549.6	6.3%	6,246.5	30.7%	28,960.0	32.8%	40,052.0	45.6%
7	4,809.0	19.7%	994.3	11.3%	8,947.5	43.7%	29,571.3	83.0%	44,322.1	49.7%
14	7,573.9	29.9%	2,083.8	22.2%	11,832.3	57.4%	32,871.3	89.5%	54,366.3	59.0%
昭和5	7,953.3	30.8%	3,920.1	38.1%	13,262.3	64.5%	36,935.0	96.4%	62,075.7	65.3%
14	11,034	42.5%	6,940	67.6%	15,243	74.5%	35,761	94.3%	68,978	72.9%
16	13,176.1	46.7%	9,701.0	90.0%	19,481.6	93.1%	37,500.8	97.2%	79,859.5	81.9%

(農事統計書による)

『山形県稲作史』所収



曾根田甚次郎氏 (富田)

村人の目をみはらせた。馬耕犁はいわゆる「もったて式」で、犁は庄内から購入し、柄は曲った杉の根元を利用したもので、これも庄内の大工が作ったものであった。値段は米二俵位であった。「もったて式」の犁は力持ちの丈夫な馬しか曳けなかつたので、適当な馬をさがすのにずい分と苦労した。一年の収入の半分位を馬の購入に当てるように心掛けたものであったという。

乾田は湿田に比し反収もよかつた(当時湿田の上田で反当六俵位であつたのに対し、乾田は八俵位の収穫があつた)ので、村内でも乾田馬耕をとり入れる者が次第に増加した。甚次郎は馬耕の指導員としてその普及にとめたが、後には、本間農場にいた余目出身の進藤仁三郎という人が招かれて当地区の馬耕指導に当たつた。進藤氏はこのまま富田に居住するようになった。堀内地区では、大正元年ごろ、甚次郎から馬耕技術を学び村に導入したと伝えている。

甚次郎の父治助は昔気質の頑固な人であつた。人一倍頑丈な体格で、仕事も二人分位は平気でこなした。田起こし等は一人で二反歩以上も耕した。律気なだけに息子が馬耕に熱中することを快く思わず、甚次郎の犁を二度も三度もこわしてしまつた。息子が怠けものになるのではないかと恐れたためであらう。

したものだと言ひ、「春田干しか、火事に遭うか。」という言葉がある程であつた。甚次郎が折角乾田にしたところも、父治助から水を入れられることもしばしばであつたという。乾田にする方法は、明渠を設けるか、または柴暗渠、丸太暗渠を施すなどであつた。

三本鋤による耕起は頑丈な人で一日一反歩であつたが、甚次郎は馬耕によつて、荒起こし、二番起こしとも三反歩、三番起こしは四反歩を耕し、



はせかけ



杭がけ

この頃、馬耕と殆ど同時に雁爪がんづめと「生がけ」の方法が庄内から入ってきた。雁爪は大きな熊手のようなもので、田んぼの中耕に用いた。生がけは稲を乾す杭がけの方法であるが、以前は刈取った稲を直ぐに畦に立てて半乾してから杭に架けるものであった（くろだて）。生がけで乾燥した稲からは良質米を得られるので、郡農会もこれを奨励した。杭にする杉材などは営林署から一括払下げをうけ、これを各村に配分し、補助金を与えて篤農家に購入させた。

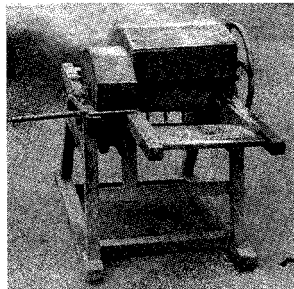
長者原の中鉢一郎・新庄市清水柿崎喜一郎等が酒田の本間農場に講習生として行ったのもこの頃であった。

脱穀の方法は千歯抜きから足踏み式稲抜き機・手廻し式稲抜き機へと変化した。曾根田日出雄氏が農業に従うようになったのは大正八年頃からであるが（この頃、武田徳之助の甥礼三が二年間曾根田家に住み込んで技術指導に当たった）、当時はまだ千歯抜きで、夜業までして一日五〇束抜き落とすのが精々であった。夜食にサツマ蒔を買ってきて食べさせたが、これが最大の楽しみであった。当時サツマ蒔は名木沢蒔とよばれた。因みに富田で最も早く薩摩蒔を栽培したのは父の甚次郎であった。足踏みの稲抜き機は大正十年シート式をとり入れたのが初めてであった。太鼓の釘は一本で、二人で向かい合って抜く方式のものであるが、二人で踏むので力が入り、大分能率があがった。当時富田に四台導入された。しかし、これは一年使用したのみで手廻し式稲抜き機に代えた。これは丸宮式であったが、一時間に

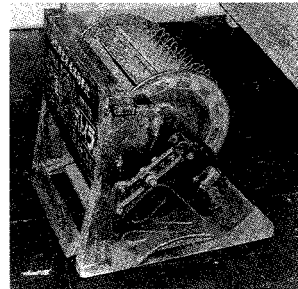
一〇〇束、一晚に三〇〇束程扱いた。手廻稲扱き機は、動力脱穀機の導入まで続いた。調整した米ははじめ舟で下して清水の米屋に売ったが、後には地元の加藤店に売り払った。

曾根田甚次郎が記した「稲苺帳」と「大福帳」が同家に伝えられている。「稲苺帳」は明治二十八年から大正四年までの所有田地一筆毎の苺束高が記されている。中にその年の天候や収穫高に関する記述があるので抄記してみよう。明治三十六年「此年ハ大洪水ニテ豆小田・桜田ハ百束ニ対ス^(㉔)四斗入苺俵ナリ、又ウラトモトハ百束四俵ノ実取りナリ。」明治四十年「今年は大洪水ニテ前トモテハ苺百ニ対ス^(㉔)参俵ニタラズ、后トモテハ苺百ニ対ス^(㉔)四俵^(取穂)ニテ五月下旬ヨリ七月ノ下旬マテ雨ナグ上作ナリ、早生ハ四俵半ヨリ五俵アリ、洪水ニカカリゴミヲキ田ハ早生稲上等ナリ、信州金子ハ苺反歩ニ付拾式俵週角アリ、カメノオハ中々アリ、全拾俵アリ、外ハタホレタレトモ五俵以下ナミ、イネハ六七尺ノ高サニノビツブレタリ。」信州金子は稲の品種かと思われる。なお、明治二十六年に庄内地方で創出された新品種亀ノ屋が作られていることが注目される。

明治四十三年「此年ハ大洪水ニテ旧七月七日夜砂田ノドデヤブレ、大堀ノドデヤブレ、水ハ山崎ノ下マデ、最上川ハ高橋要吉ノ下マデ、野崎ノ下ノ庚申塚マデ水カフリ、江カリ田ニゴミ式尺以上オキ、水際ニ砂ヲ式尺以上オキ、アクトニハ壹尺以上ヲキ、稲ハ壹束モナク、作ハ下作ナリ。早生ハ百ニ対ス^(㉔)参俵アリ、オクハ苺百ニ対ス^(㉔)式



手廻式稲扱き機



足踏み稲扱き機

俵乃至壹俵過角アリ。」大正元年「本年ハ冬ハ暖カニテ雪少ク雨多ク氣候ハ不^(順)チユンニシテ雨多クフリ土用スギニ旧六月廿四日ヨリ天氣トナリ七月□日マデツツキ、其レヨリウシカ虫大ニ出デ不作トナリ、十二月中ナミナリナル。」

大正三年「当年は氣候温暖ニシテ秋日テリニシテ甚ダ暖カナリ。苗モ早くノビ、旧五月十式日ヨリサツキ始マリ、大日ヤケニテ万作物草ホキヨク、閏五月五日(中略)人家拾式戸棟カズ式拾六棟マルヤケニナリ、其家ヲ立ルニ村内手ツタエニテ田大イニツイヤシ、^(費)農業ヲクレリ、万作物ハイソギテ旧七月下旬ハ稲苺ナリ、八月上旬ハ稲苺サカリナリ、早生百束ニ対ス⁽²⁾玄米四俵式斗、秋米壹俵ニ付金四円式拾錢、小豆四円、豆參円也、中生百束対ス⁽²⁾五俵以上。」

大正四年「本年度夏ニ至リテ相場玄米壹俵ニ付四円也、大豆壹俵ニ付參円、小豆壹俵ニ付四円也、此年ノ氣ハ春中ハ天氣アシク、苗ハミツカク、サツキ拾五日前ヨリ天氣ヨク、ニワカニ^(伸)苗長七、サツキハ五日ヨリ始マリ、苺番田ノ草取りマデ天氣ハ⁽²⁾ロク、ソレヨリ天氣ヨク大火^(目)デリニナリ、八月十三日マデ雨ハ少モナク、其ノ日少々フ⁽³⁾リ、稲作ハ大ニ吉ナリ。大豆モ万作物大ニ吉ナリ。」

大正五年「旧九月九日稲苺リヲハリ、本年ハ春中ニ氣候寒クシテ雪オソクキエテ苗成長セツ、サツキヲクレ、サツキシギテヨリアタタカニナリ、稲其ノ他ノ植物成長イタシ、夏中ハ大ニ照リテ六月七日下旬マデテリツツキ、畑作物カレル程テリツツキ、七月下旬ヨリ雨降リツツキ、八月九月上旬マデフリツツキ、雨天ノタメ稲苺リヲクレテコマリ。春中ハ米ノ代五円五六拾錢、夏ノシエヨリ上リテ八円以上、八月⁽³⁾シエ頃ハ九円以上至リ、九月初頃ハ新米八円五六拾錢、大豆五円方拾錢、小豆六円五拾錢、畑モ田モ上々作デアリマス。」

また、同人の「大福帳」の大正十年度の項に、

一、金拾四円二拾錢也

内大豆粕六枚 但シ壹枚二円二十五錢

石灰(窒素)チソ七百五拾匁、代金七拾錢也

右之金員肥料代金トシテ正ニ備用申候也

大正十年旧四月二拾一日

共同小作田

とあつて、当時用いられていた肥料が知られる。

大正五年、甘藷の栽培に関する講話が行われた。即ち同帳同年旧六月一五日の項に「農業技手増田東城君ノ講話甘藷之作方、新四月中日頃苗床ヲ作り、一、壹反当之苗、但シ壹番苗 一、サツマイモ式拾貫匁ばかり、但シ壹番式番 一、全拾貫匁共 一、苗床式坪半 地上中高ニ作り四方ヲ式尺高サニ作り、底ニ式尺クライシキ、又ナマ肥五寸入、人フン七斗入、米ヌカ坪壹升当入、又其上ニ全ク入、溫度參拾式度クライニシテ、□キタル地厚サ參寸入、其上ニ(イモ)ヲナラベ、上ニワラ三束カサネニノセオクベシ、芽出シシテヨリフタヲ次第二高クシテ二參寸ニナレバフタヲ取りテラクベシ、又シモヨリル時ハ怠ナクフタ(る)シベシ。」とある。最上地方に甘藷が栽培された初めは幕末のころと考えられるが、一般に普及するのはこの頃であろうか。

明治末から昭和時代に栽培された稲の品種は、呉農業試験場の資料によれば、第一五表の通りであるが、他地区に比し、福坊主の比率が低いことが注目される。

昭和九年は今でも語り草になっているほどの深刻な冷害凶作の年で、冷や水掛りの田んぼや山間部の田んぼは殆ど収穫皆無の惨状であった。こうした年柄にもかかわらず、曾根田氏の所有田の収穫は平年のほぼ八割を確保し

得たという。この秘密の一つは陸羽一三二号の品種にあり、二つには幸いにもこの田んぼが富田堰の下流部に位置していたことであつた。富田堰は小国川から揚水しているのであるが、この堰は特殊な構造の堰で、ここでは田に水を引くのに一旦堰をとめて引水し、これを田から田へとかけこして、この間にあたたまった水が再び大堰に入る。これが次々にくり返されるしくみになっているので、下流になるほど水温が上り、冷害から守られたというのである。昭和九年の凶作時にも富田堰の水掛りの田んぼは皆無の個所はなかつたという。

最近では殆ど見られなくなった畑作の一つに「かの畑」があつた。これは焼畑ともいい、山麓などの比較的肥沃な場所の小立木や雑草を焼払つて開畑をする方法で、如何にも原始的な農法である。山に火を入れるのは二番草が終わる七月下旬頃、葛や笹、柴木を刈り払い、これに火をかける。この二・三日後に浅く鍬で地表を傷つける程度に畝を切つて蕪やソバを蒔く。一年目に蕪を蒔けば、次の年はソバを蒔き、三年目に小豆を蒔いたりする。この後はまた荒してしまふか、杉などを植林したりする。

とくに蕪は「かの蕪」といつて独特のものが穫れる。かの蕪は冬の漬物として最適である。この蕪は短い小ぶとりの大根様の形で、頭部が赤い。この種は地種といつて、自家採種するもので、市販はしていない。この場合、注意しなければならないのは、他の十字花植物と交配しないようにすることである。この地種は他の村に移して蒔いても、前の土地のような良いものは得られない。

かの畑は昭和二十年頃までは、町内各地区で盛んに行われていたが、現在では西ノ又・松橋地区の二・三の人のみである。

富田村旧庄屋高橋家の文書「稲内刈覚帳」は、同家耕作田地の稲刈高を安政二年から明治四十四年まで五十四年間にわたつて一筆毎に詳細に書留めている。この半世紀はとくに動きの激しい時代でもあるが、これが稲作の

第6-15表 最上地方の水稲品種作付割合(%)

55. 3. 14

山形県平均	最上郡平均	収量10 a	収量kg/10 a	籠ノ屋	豊後	早生大の	豊 国	イ号	福坊主	所不兼	陸羽32			
明治44	24		35.5	4.0						14				
45	270		36.0	4.0						14				
46	235		49.0	4.5		3.0				11				
47	300		47.0	2.0	5.0					8				
48	320		50.0	3.5	7.5					5.5				
大正5	310		54.0		8.0	1.0				3.0				
6	305		49.5		16.0	6.0				3.0				
7	325		56.0		8.0	7.0				3.5				
8	325		61.0		8.5	8.0				2.0				
9	330		54.0		11.0	14.0								
10	310		59.0		9.0	12.5								
11	310		58.0		9.0	16.0								
12	310		55.0		7.5	16.0	2.0							
13	340		48.0		7.0	20.0	7.5							
14	340	kg	47.5		8.0	17.5	7.5							
昭和元	314		249	39.0	6.5	18.0	8.5	2.5						
2	318		267	38.0	6.0	13.5	9.0	5.0			3.5			
3	324		278	29.0	5.5	12.0	8.0	6.0			10.5			
4	328		263	25.5	4.0	12.0	7.0	7.0			12.0			
5	341		288	23.0	1.0	13.0	6.5	7.5			17.0			
6	296		213	24.5		10.0	4.0	7.5			17.5			
7	316		269	25.3		10.0	3.5	10.0			22.5			
8	266		317	22.0		9.0	2.0	11.0			26.5			
9	179		77	19.0	4.5	9.0	2.0	10.5			28.0			
10	334		268	20.0	6.5	4.0		9.0			40.5			
11	338		284	4.0	6.0	3.5		4.0			59.0			
12	344		299	3.0	6.0	4.0		7.0			55.5			
13	335		283	3.0	6.0	4.0		8.0			54.0			
14	381		356	2.0	6.0	3.0		8.0			52.0			
15	350		265	2.0	6.0	3.0		8.0			50.5			
16	324		243		8.5	3.0		8.0			51.0			
17	359		295		11.5	6.0		12.0			43.5			
18	335		251		10.0	4.0		10.5			42.5			
19	231		232		8.5	2.5		9.5			42.0			
20	273		166		7.0	2.0		8.5			42.0			
21	336		265		7.0			8.5			35.0			
22	323		245		7.0			8.5			80.0			
23	404		279	白の丸	7.0			8.5			25.0			
24	330		276	25.5	7.0	13.5		8.5			20.0			
25	354		285	24.0	5.5	13.5		7.5			16.0			
26	342		277	21.5	7.0	21.5		5.5			7.5			
27	367		290	16.5	6.5	23.5		5.5			7.5			
28	351		238	18.0	7.0	22.0		5.0			5.0			
29	412		346	19.2		20.5	1.0	7.0			3.5			
30	462		387	15.0		11.5	2.0	0.5	6.0		2.0			
31	435		333	12.0		10.5	2.5	2.0	4.0					
32	453		364	10.5	4.0	11.0	11.5	6.0	3.5					
33	438		373	4.5	9.0	10.5	16.0	10.5	3.0	1.0				
34	460		409	1.5	14.0	11.0	16.5	15.0		2.5				
35	487		452		16.5	9.6	17.0	1.5		5.8	0.5			
36	475		419		17.5	8.5	18.0		1.0	7.5	1.0			
37	471		410		19.0	8.5	17.0		2.5	11.0	2.0			
38	476		400		18.0	5.5	13.5		4.0	11.5	6.0			
39	487		434		13.5	3.5	14.0		6.0	8.5	20.0			
40	496		408		13.0	2.0	10.0	1.0	10.0	11.5	30.0			
41	514		438		10.0	1.5	4.0	2.5	7.5	10.0	38.5			
42	564		493		5.0		1.5	5.8	9.0	7.5	38.5			
43	569		519		1.5		1.5	11.0	5.5	5.5	33.5			
44	532		485					15.0	6.5	5.5	39.5			
45	577		542					23.0	9.0	11.5	35.0	1.0		
46	500		451	2.5				20.0	12.3	26.5	25.0	7.0		
47	529		470	28.0				13.0	17.5	15.0	17.5	5.5		
48	563		531	40.0				6.5	17.0	8.0	12.5	7.0		
49	566		498	55.0				1.5	10.0	4.5	9.0	1.5		
50	612		573	66.0				5.0	5.0	6.0	2.0	5.0	2.0	
51	511		459	67.0	1.1			5.5	4.0	4.5	—	3.4	1.7	
52	581		521	58.9	18.9			3.7	2.9	3.8	—	2.3	1.5	面積h
53	579		559	45.6	30.2			2.21	1.2	1.96	—	—	40.7	14.881
54	548		500	46.5	29.1			1.7	0.9	1.7	—	—	4.6	14.831.8

※県農業試験場最上分場の資料による。

第七節 自治の発達

1 町村制の施行と舟形・堀内両村の成立

明治二十一年四月十七日に市制・町村制が發布され、翌二十二年四月一日に施行された。町村制は町村の独立自治を目的としたが、町村の経費節減や住民の負担軽減の面から、旧来の隣保団結を維持しながら自然集落的な町村を大きく再編成し、町村を自治行政の担当者にしようとする構想から実施されたものであった。町村制は、わが国自治村発達史の上で一時期を画する制度であったとともに、大日本帝国憲法の施行、帝国議会の開設、議員公選制の実施などに先立って施行された、わが国が近代国家として確立するための重要な布石の一つでもあった。

町村制は、内務大臣の訓令で指示された町村合併標準に基づいて実施された。訓令は「その独立自治の目的を達するには、各町村において相当の資力を有することまた肝要なり。」と述べ、有力な町村を造成することが最も重要な事業だとした。そのために、富有な町村とか若干の例外を除いて、町村の合併処分は「各町村おゝよそ三百戸以上を常例とす。」という標準が示された。

このような国の方針に基づいて、山形県でも弱小町村を解消することを主眼に町村合併が計画、実施された。その結果、明治二十一年十二月末現在、県内にあった二七〇町、一一八八村が統合され、二十二年十二月には新



明治初期の山形県庁

たに八町、二一三村が成立した。郡内では新庄がこの時に町となった。

こうして、新町村が誕生することによって町村役場が設置され、町村議会を議決機関とし、町村長を行政執行機関とする完全自治体が成立した。これ以来、それまで独立の行政区であった旧町村は大字となった（以上『山形県市町村合併誌』（昭和三十八年、山形県発行）を参考）。

町村制の施行に基づいて、舟形町村・長沢村・長者原村・富田村・堀内村の五か村が合併し、昭治二十二年六月に舟形村が誕生した。

第六章第一節の2でもふれたが、明治初期の行政上の変遷は目まぐるしかった。ここで町村制施行までの大きな流れをもう一度振り返ってみよう。前記の五か村は、戸籍法に基づく区制では明治五年一月から最上郡の第九区に属し、一般行政区としての大区小区制がしかれた五年十月には山形県の第七大区二小区に入った。それが七年八月には同じく第七大区一小区に移り、第三次山形県が成立した後の明治九年十月からは、山形県の第四大区一小区に属した。大区小区制は、十一年七月の郡区町村編成法の施行によって廃止された。この時に、最上郡では新庄町に郡役所が設置され、大正十二年三月まで存続した。

大区小区制の下では、大区に区長、小区に戸長が置かれて、県⇄大区⇄小区の三段階の組織で行政が執り行われた。この時代には「府県の下に大小区を置いて末端組織としたもので、従来の町村は行政単位としてはその性質が失

「われていた。」（前掲『合併誌』）。それを是正し、行政単位としての町村を復活しようとしたのが郡区町村編成法であった。この法令は町村制の施行で廃止されたが、この時代は各町村に戸長役場が設けられ、県↓郡↓町村の組織で行政が執行された。舟形町村・長沢村・長者原村・富田村・堀内村にも再び村の長としての戸長が置かれ、それぞれに戸長役場が設けられた。

ところが、明治十七年五月の太政官達第四一号と、それと同時に出示された内務卿訓示及び翌六月の修正訓示に基づいて、町村の上部機関としての連合戸長役場が各地で設置されるようになった。これは、組合役場ともいわれる戸長役場数か村から十数か村の連合体であった。連合戸長役場は町村制施行まで続き、その間の行政は県↓郡↓連合戸長役場↓町村の四重構造で執行されたのである。連合戸長役場の区域が、町村制の施行で町村合併が行われた際の基準となった。

舟形地区でも前記の五か村が、明治十七年七月に舟形町村外四ヶ村戸長役場を設置して連合した。明治十七年七月五日に、堀内村元戸長の伊藤吉雄から舟形町村外四ヶ村戸長の沼沢俊治あてにつきの届書が提出されている。

役場受渡済ニ付御届

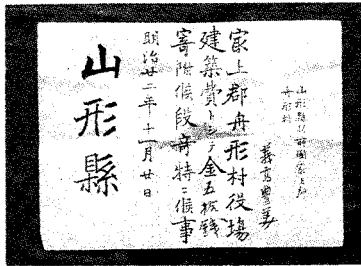
今日堀内村元役場公有諸帳簿及備付品其他受渡相済、本日ヨリ舟形町村外四ヶ村戸長役場ニ於テ事務取扱候条、此段御届申上候也

最上郡堀内村元戸長

明治十七年七月五日

伊藤 吉雄

全舟形町村外四ヶ村



舟形村役場建築費寄付感謝状

戸長 沼 沢 俊 治 (殿)

(堀内・伊藤家『公有記録扣』)

このように、元堀内役場にあった公文書とか備品などが舟形に置かれた連合戸長役場の所有になり、それらの引継ぎが十七年七月五日に完了したのである。ここで言っている公有諸帳簿とは地引帳、地租改正帳、戸籍帳、布告綴など一八四冊と地籍及び地引絵図五九枚で、備付品とは書籍箱、机、役場印、高張灯籠など一六点であった。この時、堀内村の十七年の村勢も報告されている。舟形町村外四ヶ村戸長役場の設置について、後述のように堀内村では不本意であったが、出張所を置くことで一まず同意している。

この舟形町村外五ヶ村の連合体がそのまま町村制の村に成る形で、明治二十二年六月に舟形村が成立したのであった。舟形村成立当初の村三役は、村長が杉山久治（士族、月俸八円）、助役が高橋徳次郎（平民、名誉職）、収入役が大場清太郎（平民、月俸六円）であった。そして、この年の十一月から十二月頃に新しい役場建築が始まったようである。

しかし、堀内村は十七年段階でも独立村としての存続を希望していたが、舟形村が成立しても一村の分離を強固に県に歎願し、明治二十三年十一月十五日に舟形村からの分離が認められ、独立村として成立した。十七年の連合戸長役場の設置から堀内村誕生までの経緯を伊藤吉雄がまとめた『堀内風土記』はつぎのように記している。

堀内村ハ明治十七年町村制改正之布達ニ依リ、舟形村外四ヶ村堀内・富田
長者原・長沢合併シ、舟形ニ戸長役場を建設せられたる、村民
おとろき直ニ惣代人トシテ伊藤懋吉ヲ以テ一村分離出願候処、郡長ヨリ堀内江出張所ヲ置、元役場ニテ願伺届・諸上納
等外公証ニ戸長代理相動メ差さしつか問、無之趣キ直ニ進達納金等至来リ候処、廿年ニ至リ舟形役場江公用公金直納致スへくと
の改正ニ係リ、伊藤懋吉惣代人トシテ一村分離出願トシテ郡役所ヲ経テ、山形県庁江数回出県ノ上敷願候処、県参事会
ニ於テ一村分離ノ判決セリ、明治廿四年四月十日開届済之上、堀内村一村役場ヲ建設ス

また、堀内・伊藤家の『年代記』にもつぎのように記されている。

同（明治十七年）七月役場改正、舟形村役場外四ヶ村合併ス、舟形村ニ役場ヲ建設サレタリ、仍テ村民協議ノ上、分離
出願候処、時ノ郡長朝比奈泰吉、堀内ハ其儘出張所トシテ公証登記・願伺・公金等郡達郡納差支無之ニ付、堀内戸長役
場出張所戸長代理、老等書記伊藤吉雄勤務セリ

このように、連合戸長役場の時代には堀内に出張所が置かれ、伊藤吉雄が戸長代理として一等書記を勤め、実
際には舟形の連合戸長役場を通さないうで郡との文書授受、郡への納金などが行われていた。それが町村制の施行
で舟形村が成立したことにより、一切の事務は舟形村役場を通さなければならなくなった。それでは不都合だっ
たので、堀内村では分離の出願を強く行ったのであった。

明治二十三年十一月十五日に分離を認められた堀内村では、翌二十四年の四月十日に初代の村長と助役が当選し
赴任した。村長は加々尾成彬で、助役は伊藤齊寛であった。そして、同月の十四日に村長・助役の他に伊藤治右

衛門が付添で舟形役場に出張し、事務引継ぎが夜までかかって完了した。『堀内風土記』が「堀内村一村役場ヲ建設ス」と言っているのは、このことをさしている。堀内村役場は、四月十一日に仮に村内百十番ノ乙地に設置することが協議されていた。堀内村の第一回の村議会は、二十四年の四月十九日に開催された（堀内・伊藤家『公有記録扣』）。

上述のように、町村制の施行によって明治二十二年六月に舟形町村・長沢村・長者原村・富田村・堀内村の五か村が合併して舟形村が成立し、そのうちから二十三年十一月十五日に堀内村が分離して堀内村が誕生したのであった。この両村は、昭和二十九年十二月一日に舟形町として合併するまで、独立の行政体として存続した。

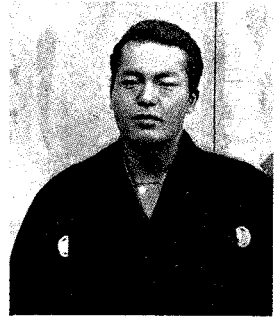
2 村政を担った人々

前述のように、町村制の施行によって新しい町村が誕生し、舟形・堀内両村では村役場を設置して、村長が最高責任者となって行政が執り行われた。ここでは両村の成立当初から昭和前期までの歴代村長について、今日明らか範囲で記録にとどめておきたい。

まず舟形村長について、同村の「村だより」の昭和二十九年二月号から八月号までを手がかりにみてみたい（「村政を担った人々」(1)～(7)）。

① 初代村長 杉山久治（嘉永四年～明治二十七年）

在任期間は明治二十二年六月六日～二十七年三月十六日。現新庄市沼田町出身。小学校教員、米穀商、稲舟村戸長を



長村初代村長
久山杉

② 二代村長

北條捨三（万延元年～明治三十四年）

経た後に舟形村長に就任。二十二年六月六日から二十六年六月二十九日まで第一期。即日再任され二十七年三月十六日退職。退職後間もなく四三歳で逝去。性格明朗で世話好きのため、在任中に多くの村民の就職斡旋をしたという。

在任期間は明治二十七年三月二十九日～二十九年四月。現新庄市小田島町出

身。新庄藩の漢学者北條角磨の子息。青年期に上京遊学し、後に帰郷し父経営の北條塾で従弟教育に当たる。舟形村長辞任後、政治運動を志したが、選挙（県会議員選挙という）運動中病にたおれ、明治三十四年六月十一日に四二歳で逝去。

③ 三代村長 伊藤幸蔵（嘉永二年～明治四十一年）

在任期間は明治二十九年四月八日～三十七年四月まで、二期八年。長沢村出身。舟形村民として最初の村長。就任以前は農業のかたわら郵便局などを経営していた。明治四十一年十一月九日に六〇歳で逝去。

④ 四代村長 星川小重郎（文久二年～昭和七年）

在任期間は明治三十七年四月八日～四十年一月十七日。文久二年（一八六二）一月二十三日、舟形町村生まれ。家業の宿屋兼農業に従事した後、舟形村の成立とともに同村職員となる。二十五年十月四日から村助役となり、杉山・北條・伊藤の『村長時代』助役として村政に参与した。晩年は和歌を愛し、静寂な中に精神を涵養したという。昭和七年六月十九日、七〇歳で逝去。

⑤ 五代村長 長岡仙吉（安政三年～昭和三年）

在任期間は明治四十年一月三十日～四十三年一月二十四日。西村山郡西五百川村出身。西村山郡常盤村外九ヶ村戸長、西五百川村初代村長（十九年余）を歴任。西村山郡会議員に三選。その後請われて舟形村長に就任。人情味豊かで、温好篤実な人だったという。昭和三年一月十五日に七三歳で逝去。

⑥ 六代村長 寒河江雄助（文久三年～大正七年）

在任期間は明治四十三年五月四日～大正三年二月二十三日。北村山郡長瀬村出身。長瀬小教員、長瀬村助役を経た後、米沢煙草専売局（東根町）に勤務したが、村民の要望で三十九年三月～四十三年三月まで長瀬村長。その後、舟形村長に就任。退職後、長瀬村に帰郷し北村山郡会議員となり、郡参事会員として政界に重きをなす。大正七年六月二十七日に五五歳で逝去。

⑦ 七代村長 山口三蔵（慶応二年～大正五年）

在任期間は大正三年四月四日～大正五年八月二十二日。現鶴岡市出身。明治二十年に巡查教習生となり、卒業後県警察に奉職。巡查部長から警部に昇進し、新庄警察署長になる。退職後舟形村長。大正五年八月二十二日、村長在職中に五一歳で逝去。

以上が「村政を担った人々」に紹介されている舟形村の初代から七代までの村長である。その後の村長はつきのように移ったようである。

⑧ 八代村長 義高喜久次郎

就任は大正五年九月十四日で、同八年一月頃まで在任。

⑨ 九代村長 大場清行

旧長沢村の出身で、七年余にわたって村政を担った。在任期間は、大正八年一月二十三日から昭和二年二月初め頃まで。

⑩ 十代村長 溝口藤美

旧長者原村出身。昭和二年二月二十六日～同三年六月頃まで在任。

⑪ 十一代村長 曾根田源次郎

昭和三年七月六日から同十年六月頃まで在任。

昭和初期に村長が短期間のうちに交代しているのは、当時はげしい政治抗争があったからである。この点については後にふれたい。

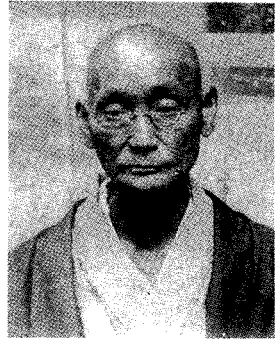
曾根田源次郎の後は渡辺卓蔵（昭和六年七月七日就任）が村長となり、その後は星川敏太郎が昭和十年七月七日から戦後に公選制が実施されるまで、一〇年以上にわたって村政を牛耳った。そして、昭和二十三年四月五日、公選の最初で、最後の村長に就任した星川仁平は町制に移行するまで村長を勤めた。

それではつぎに、堀内村の歴代村長についてみてみたい（堀内・伊藤家『決議録』及び『昭和二年堀内村勢要覧』）。

① 初代村長 加々尾成彬

在任期間は明治二十四年四月十日～二十五年三月三十日。月給六円。

② 二代村長 佐久間省三



長村目六代村長 吉懋 藤伊

在任期間は明治二十五年四月五日〜辞任年月日不明。月給六円。

③ 三代村長 大塚繁之輔

就任年月日不明〜明治二十七年一月三十日。月給六円。

④ 四代村長 松永常吉

在任期間不明。(前掲『決議録』には村長としてかかげられていないが、『村

勢要覽』では載せている。ここでは後者に従ったが、在任期間は一か月足ら

ずだったのかも知れない。)

⑤ 五代村長 富樫政良

明治二十七年二月二十二日就任。月給八円。

⑥ 六代村長 伊藤懋吉(嘉永四年八月生まれ)

明治三十二年五月就任。村内最初の徴兵として西南戦争に従軍。明治二十年代に乾田及び耕地整理を実施し、村内に馬耕を奨励。桑園を改良し蚕業の普及を図り、明治二十年に製糸工場を設立する等村内の産業振興に大きく貢献。貧民・災民救済にも尽力。明治二十四年五月に郡会議員に当選。郡会議長を勤む。人格高潔な雄弁家として、徳望高く万人を帰服せしむるおもむきがあったという。

⑦ 七代村長 柴田泰光

在任期間不明。

⑧ 八代村長 鈴木佐忠(嘉永二年〜大正五年)

在任期間は明治三十五年三月二十一日〜四十年一月十三日。現天童市蔵増出身。県会議員、東村山郡会議員、成生村

長を歴任。現大蔵村赤松に新田数十町歩を開く。明治二十五年に赤松へ移住。大正五年に六八歳で逝去（『大蔵村史』及び小川忠雄「鈴木佐忠翁と赤松開墾」〔最上地域史第三号所収〕）。

⑨ 九代村長 土門円次郎

在任期間は明治四十年五月〜四十三年一月十三日。

⑩ 十代村長 伊藤豊三

在任期間は明治四十三年一月二十日〜昭和二年四月三十日の一七年余。「村内富豪の家に人と為り性極めて温厚にして謹直、明治四十三年衆望を荷ふて村長に挙げられ、昭和二年四月三十日五〇歳を以て長逝するまで、其の職にあり。公職にあること実に十有七年、終始一貫至誠恪勤（かくきん）村治一般の事に就き常に率先して改善整理を遂げ、早出晚退全力を挙げて奮励其職を尽せり。居常村民を待つこと懇切鄭寧（ていねい）を極め、恰も慈母の赤子を見るが如きものあり。故を以て村民も亦深く之を信頼し常に呼ぶに親爺の称を以てし凡そ隣保確執の調停より一家柱誤（かじご）の和解に至るまで一として其指導裁断に須（もと）たざるなし。故に其の訃報に接するや村民等は恰かも慈親を喪へるか如く、慟哭し厚く村葬の礼を以て葬れり」（『昭和二年堀内村勢要覽』）。

⑪ 十一代村長 沢内甚助

昭和二年六月二十八日就任。年少より村政諸般の公職に参与し、大正十年より堀内村助役。天資鋭敏で頭腦明晰。村財政の安定に力を注ぐ。

⑫ 十二代村長 木島栄一

⑬ 十三代村長 矢作定雄

昭和二十二年四月五日就任。同二十九年十一月三十日に同村が舟形町と合併し、舟形町となるまで在任。

3 傑出した政治家・沼沢清五郎

近代の舟形に傑出した政治家がいた。明治の初めから三十二年頃にかけて舟形村はいうまでもなく、最上郡政界及び県政界で活躍した沼沢清五郎である。本項では中野豊政が『葛麓』に連載した「近世人物伝」を手がかりにして、沼沢清五郎の略歴と人となりを簡単に記しておきたい。

沼沢清五郎は、舟形本村にあった沼沢楯主の末裔といわれ、弘化三年（一八四六）十月に生まれた。沼沢家は代々、舟形町村の庄屋を世襲していた家柄であったが、清五郎も一五歳で庄屋見習になった後、慶応三年（一八六七）に二二歳の若さで父の後をうけて庄屋となった。そして、戊辰戦争の際の人馬継立の功により、明治三年には藩から帯刀を許されている。明治四年の廃藩後も、広く世に用いられ、数々の要職についた。その主なものを順次年を追って示すとつぎのようである。

明治六年五月 山形県より地券検査掛申付けらる（同年八月二十二日まで）。

同年八月二十二日 山形県新庄支庁より田畑現反別改掛申付けらる。手当金一五円。

明治七年四月五日 山形県より第四一番小学区舟形学校事務取扱申付けらる。

同年五月十日 新庄支庁より道路修繕世話掛申付けらる（明治九年十二月一日免ぜられる）。

同年十一月二十六日 舟形町村戸長として給米三石に加え、年給一三円下賜され、等外五等に准ぜらる（戸長の初

任はおそらく明治五年十月十日）。

明治十一年三月四日 山形県より舟形学校世話掛申付けらる。

明治十二年一月 山形県会議員に当選。

明治十七年五月二十二日 舟形村会議員に当選。

明治十八年一月二十日 最上郡全町村連合会議員に当選。

明治二十年十二月一日 最上郡選出県会議員に当選。

明治二十四年五月二十一日 最上郡会議員に当選。

同年六月十一日 最上郡名誉参事会員に選任さる。

明治二十五年四月五日 山形県会議員に当選。

明治三十年五月二十四日 最上郡会議員に当選。

このように数多くの要職を歴任した沼沢清五郎は、明治三十二年三月十二日、新荘中学校創立運動のため山形に出張中、客舎の旅館で心臓麻痺のために四五歳の若さで亡くなった。

沼沢清五郎は、明治十二年に大泉理助・荒木伊左衛門とともに、最上郡選出の最初の県会議員であった。県会議員として、大泉は智、荒木は意志の人であったのに対し、沼沢清五郎は情の人であったという。土木事業に明るく、県会の席でよく土木工事費の減額を要求したので、減額議員と言われたが、彼の実地を踏んだ意見は当を得たものであったといわれる。

最上郡にあつては、沼沢清五郎は大泉理助とともに郡政界の明星であつたが、郡長とは意見が合わなかつた。しかし、郡長野間政寿が誤解のため、沼沢・大泉兩人を誹毀罪ひきざいで告訴するという軽拳をおかしてから郡長も考

えを改め、両人の意見を重んじるようになったという。

沼沢家は戊辰戦争後、家業の酒造で郡内屈指の資産家になったが、以前から酒造を営み、庄屋を勤める同家は、村内の最有力者であった。清五郎は眉目秀麗、容姿端正の美男子で、青年時代には特に衆目を集めたという。読書・珠算などの稽古に、三度笠をかぶり肥馬にまたがり、下男に口を取らせて悠々と新庄まで往復したという。舟形学校生話掛の時に、生徒数が急増したのに対処し、村中の大工を狩り集めてわずか一日中に、三〇組の机とイスを作らせた。村内における影響力も絶大なものがあつた。自ら「舟形村の如きも我ある故に舟形ともいはんが若しなければ名となるものなきに至らん。」と言つていたという。

教員として、沼沢清五郎の面識を得た中野豊政は、清五郎の人となりを見、人を見るに明るく、剛毅活達で曲つたことの嫌いな性格であつたといつてゐる。子供に対しても言うべきことは決して遠慮しなかつたという。

また、清五郎の養子沼沢清五郎は、非を改むるに敏で、よく叱る人ではあつたが、誤つた点とその訳を言へばすぐ納得する人であつたと、養父清五郎について述懐している。そして、清五郎の持つていた信条としてつぎの四つのことをあげている（『葛籠』七一号）。

○人は学問のみにては世に立てるものにあらず、其成否は精神による

○何時も柳の下に鱧（なまこ）が住むものにあらず

○水清ければ魚住まず

○昔の英雄は能く神仏を敬信せり、又利用せり

以上のように、沼沢清五郎は舟形村の最有力者であり、政治家として郡内傑出の大立者であった。わずか四五歳で他界したことは、舟形村のみならず、最上郡にとって大きな損失であった。

4 政治抗争の局面

わが国において大衆的基盤を持つ全国的政党が結成されたのは、明治十四年の自由党が最初であった。それから今日までのわが国の政治史は、政党間の抗争の歴史であったと言っても過言ではなからう。かつて、その抗争は中央政界にとどまらず、県政界はもちろんのこと、郡政界そして末端の村政にも貫徹していた。最上郡及び舟形町にも、数十年にわたる長い政治抗争の歴史があった。本項では大正から昭和初期の政争の概要について、最上郡および舟形村を中心に簡単にふれておきたい。

前述の沼沢清五郎が存命し、県会議員及び郡会議員として活躍していた頃には、彼が舟形村の政治勢力の中心的存在であった（沼沢千代松「政友会、民政党と舟形町」）。沼沢清五郎は郡内の代表的な政治家としては、大泉理助とともに自由党员であった。ところが、中央政界では明治三十一年六月に自由党と進歩党が合体して憲政党を結成した。それに従って県内にも憲政党山形県支部がつくられ、沼沢と大泉もそれに属した（『山形県議会八十年史』）。

おそらく沼沢清五郎が実力を発揮していたうちは、舟形村の政治勢力は彼の存在が大きかったために彼の下に結集していたものと推察される。しかし、彼は明治三十二年三月に、四五歳の若さで急逝した。その後の政治勢力の取りまとめは、郡会議員を勤めた沼沢年夫、そして沼沢米蔵へと引き継がれたというが（沼沢前掲

稿)、沼沢清五郎の存在がなくなつてからは舟形村の政治勢力の統一が失われ、村内に分裂が生じたものと思われる。

折しも中央政界では憲政党が分裂し、明治三十三年九月に旧自由党系の勢力が伊藤博文の立憲政友会に結集し、旧進歩党系の勢力は憲政本党から国民党へと改組したが、大正二年にその大部分は桂太郎の立憲同志会に参加した。立憲同志会は、その後憲政会と改称し、昭和二年に政友本党と合体し立憲民政党となった。このように、大正時代には立憲政友会と憲政会、昭和に入つては立憲政友会と立憲民政党がわが国の二大政党として、政界を二分していたのであった。

さて、沼沢清五郎が亡くなつた七年ほど後の明治三十九年に、舟形村会議員の選挙で一つの問題が生じた。この年の二月一日に村会議員の半数改選と補欠選の選挙が執行されたのであったが、八名の村民の連署でその無効取消の訴願が村長あてに出された。その最も大きな理由は、選挙人名簿に有資格者以外の者が登載されており、無資格で投票した者があるということと、投票の実施が公正に行われなかつたということであつた。選挙権のない者が入場し、代理権のない者も投票し、投票用紙を強奪する者さえいた。さらに泥酔して投票場に入場し、係員と警官の制止も聞かずに暴言罵言を加え、会場を駆け回る者もあつて、著しく秩序が乱されたとしている(富田・高橋家文書)。

この裁決については、選挙は有効とすというのと、取消すという両方の文書が残っており、どちらであつたか断定しかねるが、このような問題が生じたことは事実である。これは、いまだ選挙が村民に充分定着していず、その道徳が確立していなかつたということはもちろんであるが、村内の政治勢力が一定せず、政情が安定していなかつたということをも示しているものである。明治三十年代半ば以降は、舟形村内にもかなり政

治的な抗争があつたと推察される。

その頃から大正、昭和前期と、最上郡内の政治抗争は激しかった。郡会においても大正期には立憲政友会派（以下政友派と略称）と憲政会派（以下憲政派と略称）が勢力を二分し、それに従つて各町村内の政治勢力も両派に色分けされていた。郡会の廃止後から昭和前期にも、各町村の政治勢力は政友派と立憲民政党派（以下民政派と略称）に分かれ、激しく抗争した。

大正後期の郡会は、政友派と憲政派の抗争のために、いわばどろ仕合的な様相すら呈していた。大正十年二月の郡議会に、臨時土木費として「清水、堀内渡船場設置費」の三二〇〇円の補正予算案が上呈された。この審議にからんで、両派の抗争が如実に露呈した。この工事予算案は、両村民の不便と危険を緩和することを考えれば、当然可決されるべきであつたが、両派の政治的争いのために否決されてしまったのである。

当時の郡会の勢力は、憲政派が一人、政友派が一人、憲政派が優位を占めていた。ところが、清水・堀内両村選出の議員はどちらも政友派であり、この議案は政友派が上程した形となつていた。郡会内の勢力図から考えても、当初から政友派は不利なことが分かつていたので、前もつて憲政派の新庄町選出の二議員を抱き込み、何とかこの議案を通そうと画策していた。しかし、議会開催の前日になつてこの下工作が憲政派に露見し、憲政派ではこの二議員を会議当日に欠席させ、賛否同数になつたところで、憲政派の頭目であつた議長が反対に投じて、結局は一票差でこの議案を否決したのであつた（『葛麓』二一八号）。『葛麓』の論者はこの郡会を評して、「総じて今期の郡会は憲政派の横暴振が漸く露骨に成つたことに於て、且全体に不真面目であつたことに於て前期郡会より見劣りするものであつた。」と言っている。

この頃の郡会は憲政派が優勢で、郡内の憲政派は最上公正会と称していた。「最上郡の政界」（『葛麓』四九号）

によると、当時の山形県では政友派の全盛時代で、絶体多数の政友派であったのに、最上郡で憲政派が優位を占めたのは特異であつたという。それは、郡内の憲政派が強力な政治運動を展開したためであつた。その数年のうちに民政派は一回の政談演説会も開催しなかつたが、憲政派では時の加藤党総裁一行とか、片岡総務一行を招いて演説会を開いたという。

しかし、この憲政派の優勢も郡政の発展には何等の貢献もしなかつたと、さきの「最上郡の政界」はつぎのようなことまで述べている。

彼等（憲政派）が郡会に多数を占めた此二三年間の成績を見るに反対党イヂめと味方の懐柔と其他種々の権変術数を弄して自家の勢力を築き上げたといふ丈で其為に郡政の運用を遅滞させこそすれ、何等それが発展に貢献した形跡なく、又せんとするの意志すらも認めることが出来ぬ。つまり政友派が曩（まき）に其多数を擁して成した所の専恣横暴を自分等が代りてなしたといふに過ぎない。

このように、大正後期の郡会は郡政及び郡の発展のためにあつたのではなく、憲政・政友両派の政治抗争に終始していたというのである。

このような政治抗争は、衆議院議員、県議、郡議、さらには村会議員の選挙と、その後も機会あるごとに繰り広げられ、激しい抗争の末に成立したそれぞれの議会も、また熾烈な抗争の場であつた。大正十二年の県議選を例に見ると、郡内の憲政・政友両派は強力な選挙体制をしいてしぎを削っている。憲政派は現職の佐藤理吉と新人の川崎吉次を推し、他方の政友派は現職の高山恵太郎と近岡理三郎に代る新人の近岡卯吉を推した。この時、

政友派では角川・大蔵・堀内・舟形・戸沢・古口・八向の七か村長と、各村内の有力者が七郷倶楽部という選挙組織を結成し、高山・近岡両候補の必勝を期して結束した。この中心となったのが、倶楽部の幹事長であった舟形村長の大場清行である（『葛籠』五九号）。

当時の政争は、舟形・堀内両村の村議選にも如実にあらわれている。堀内村では大正十三年一月二十七日に、舟形村では同年の二月一日に村議の改選があった。当時は堀内村長が伊藤豊三、舟形村長が大場清行であったが、両者ともに政友派であった。選挙の結果、つぎの人達が当選した。

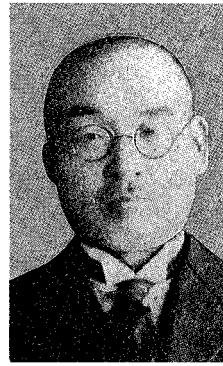
堀内村（二二名）

沢内甚助、矢作清次郎、森勤十郎、森長次郎、海藤惣太郎、山本文作、成沢三作、斉藤徳次郎、阿部松蔵、森菊治、加藤谷蔵、阿部喜八郎

舟形村（一八名）

沼沢米蔵、真見祐臣、伊藤新蔵、星川皦太郎、渡辺藤作、義高喜久次郎、沼沢長次郎、渡辺谷蔵、叶内恵三郎、高橋清蔵、信夫信治、大場丸治、中鉢一郎、伊藤権右衛門、大場石吉、曾根田源次郎、星川小重郎、三浦文作

これらの当選者は、堀内村がすべて政友派で、舟形村では憲政・政友両派の勢力がほぼ伯仲して激戦であったが、政友派すなわち村長派が優勢を占めたという（『葛籠』六五号）。大正十三年当時、堀内村の政治勢力は信望の厚かった伊藤豊三村長の下に統一されていたが、舟形村では憲政・政友両派の勢力が拮抗し、かろうじて政友派が優位を保っていたのであろう。

舟形村九代村長
大場清行

舟形村ではその後も数年間、大場清行が村長として村政を牛耳ったが、彼の退任後に一層政争が激しくなったようである。それは、昭和二、三年頃の村長の交代に現われている。昭和二年に大場清行の後をうけて、同じく政友派の溝口藤美が村長となったが、民政派（憲政派）が巻き返しをはかって、翌三年には同派の曾根田源次郎を村長に当選させたので

堀内村十代村長
伊藤豊三

あった。これは、当時の村長選を左右した村議間の政争が露呈した結果に他ならなかった。その後は、民政派の星川皦太郎が舟形村の政治的中心となり、戦後までその地位を保った。

昭和六年ごろはとくに村内の政争が激しかったようである。当時、小学校でも高等科の生徒の間では、「俺の家では民政党だ」、「俺の家では政友党だ」等ときかんに議論し合ったものだという。このころ、菅原熊吉校長が児童に向かって「明るい村、暗い村と題して、この村が新聞にでていているが、みんなは決して政党に関係してはならない。」と訓示したということである（長者原相馬貞雄さんの話）。

一方、堀内村では「一村は二派に分れ政争激甚を極め」ていたが、「村長の誠意と相俟^あって村住民の自墳を促し村政の爲め一致協力其の美果を体现するの気風を馴致せるを見るに至る、是れ本村の幸慶と称すべきか」と、昭和二年の『村勢要覧』が記しているように、伊藤豊三が村長就任後は村内の政治勢力が政友派に結集し、昭和に入っても政治的抗争はそう激しくはなかったものようである。

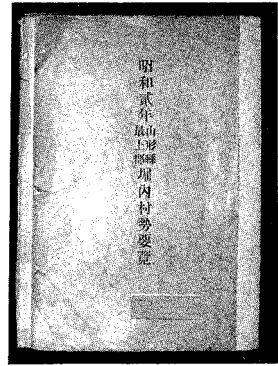
5 ユスナゴ事件

明治十年代から同二十年末にかけて、堀内村と隣村の北村山郡毒沢村（町村制施行後は福原村大字毒沢）との境界をめぐる、行政裁判にまで持ち込まれた郡村境界争論があった。この事件は、直接には明治十三、十四年の境界標設置に端を発したものであり、さらに根本的な原因としては地租改正時の境界設定の不備があげられる。したがって、これは町村制施行以前からの問題なのであるが、本節でとりあげたのは、町村制施行後数年にして事件が解決し、それによつてようやく堀内村と福原村の境界、さらには最上郡と北村山郡の境界が確定することになったからである。この争論の結着によつて、舟形村から分離し独立の行政体となつていた堀内村の村域が、ようやくにして定まつたのであつた。

以下、堀内・伊藤家『郡村境界争論書』の一から五と、『昭和式形^{山形縣最上郡}堀内村勢要覽』中の「村境界争論事件」を手がかりとして、この境界争論の概要を記しておきたい。

この争論は、堀内側ではユスナゴ（湯砂子）、毒沢側では鳥捕（打）場と呼ぶ区域の官有原野の帰属をめぐる争論であつた。どちらの村に係争地が帰属するかによつて、村界したがつて郡界の位置が決定したのである。

この係争地に関して、旧幕藩時代には何らの紛争も生じなかつたという。そのように問題の無かつた土地なので、地租改正の際に官民有区分が実施されても、両村の境界については充分吟味されなかつた。地租改正で調製した絵図面では、両村に係争地を自村の村域と見做していたという。そのために、後年の裁判では地租改正で調製した絵図面を証拠としては取り上げていない。



昭和貳年堀内村勢要覽

であった。

明治十四年に、毒沢村から鳥捕場、すなわち堀内村というユスナゴの係争地を自村域として、境界の引直しをするようにとの訴願が県に出された。この時から明治二十六年十二月九日に行政裁判の判決が下るまで、実に二年の間、堀内・毒沢（後に福原村）の両村の他に、最上・北村山の両郡と山形県がかかわってこの郡村境界争論が展開されたのである。まずはじめに、前掲『郡村境界争論書』の一と二によって、明治十年代後半の争論経過のあらましをみてみたい。

明治十四年に毒沢村から県に訴願が提出されてから、堀内・毒沢の両村間でもいろいろのやり取りがあったものであろう。十五年の七月三十日に、堀内村から毒沢村に対して、ユスナゴの係争地は当村の者が官有原野の拝借許可を得て標杭を設置したものに間違いのないとの断り書が出されている。にもかかわらず、毒沢村では自村の言い分をさらに県に訴えたものであろう。翌十六年の十月に県地理課から堀内村に対して、境界引直しについて尋問の次第があるので出頭するようとの通達が出されている。これを受けて、戸長の伊藤吉雄が絵図面、旧藩時代の土書庭帳、地租改正帳などの証拠書類写をたずさえて、十一月九日に出頭した。その際、持参した証拠書類

明治十三年に、北村山郡長瀬村の寒河江季三が開墾の目的で、係争地の官有原野数町歩を拝借し、境界標を設置した。また、翌十四年に堀内村支村実栗屋の富樫才兵衛他一二名が、秣場として係争地の内三町三反壹畝五歩を拝借し、これも境の標杭を設けた。ここに至って境界区域が堀内・毒沢両村の村域として重複していることが明らかになった。どちらの境標も、隣村の村域に食い込んでいたのである。これが争論の発端

写によって自村の主張を強固に行つたものようである。その以前、この年の三月に、堀内村から県令と新庄警察署あてに、旧藩時代から係争地内に設置されていた境界の分石が十五年中から見当たらないとの盗難届も出されていた。さらに十七年の八月六日に、堀内村の富樫才兵衛他一二名が株場として拝借していたユスナゴ原野三町三反一畝五歩に毒沢村の者が猥りに入り、株を刈り取つたという事件が起こつた。この時に堀内側ではその証拠として、毒沢村民の鎌二五挺と秣五〇束を没収し、その旨を新庄警察署に届けている。このように、何かといざこざが絶えなかつたのである。

明治十七年八月十七日に、今度は県の農商課から出頭命令が下り、当時は堀内村戸長代理で一等書記だった伊藤吉雄と、堀内人民惣代の伊藤治右衛門が出頭した。この時は山形に一一泊して、農商課尋問の応答と問題解決の交渉に当たっている。その際、滞在最後の八月三十日付で、県令あてに係争地の実地検分をした上で、境界を定めて欲しいとの願を出している。この願は、十月二十一日にも再度出された。

堀内村の願が聞き届けられたものか、翌十八年の七月十六日に県の検査官が出張し、係争地の実地検分が実施された。県検査官の七等属茂庭晃道の他に、最上郡書記一名、北村山郡書記二名、舟形村外四ヶ村戸長の沼沢俊治、同書記の伊藤吉雄、毒沢村戸長及び書記が立ち合つた。この他、堀内村惣代として伊藤小三郎・伊藤治右衛門・林直居・富樫才兵衛の四人と、富田村よりの付添として義高豊美他三名も参加した。

この実地検分の昼休みに、検査官が両村の関係者に対して自村域とする根拠を尋ねたところ、毒沢側では松根沢に境界とすべき堰があると答えたという。しかし、実検したがその形跡はなかった。実地検分は堀内側に有利に働いたのであつた。

実地検分の後、検査官は両村に対し示談による解決を説諭した。しかし、堀内村では係争地を自村域に含んだ境界は、

旧藩期以来の数百年にわたる事実であること、もし係争地の株場がなければ、「支村実栗屋村ニ於テハ官林・官山・巖石等ノミニシテ、他ニ秣場ニ可致場所モ無之農業ニ差支、自然亡村ニ立至ルハ必然之事ニ有之候。」との理由で、謂なく毒沢村から起こされた争論を決して示談で解決する訳にはいれないと、七月十八日に断りの文書を出している。

それに対し県から再度、「懇々御説諭」があつたが、堀内村では八月三十一日に前記の理由を再述し、さらに「当堀内村ハ四面郡^(付)境界ニ候ヘハ、若シ曲テ毒沢村ト示談シ地所分割候様之事有之候テハ、他郡村ヨリモ統々故障相唱ヘラレ、自然当村地内縮少^(下)ニ相成候ヘハ、全村亡滅之基ト奉存候。」と付け加え、強固に示談を拒否する上申をした。そして、九月五日に最上郡長朝比奈泰吉に対しても、「支村実栗屋村十三戸必然之亡村ヲモ不顧、典^(曲々)テ和談候テハ全村内ノ親睦ヲ破ラン、親睦破ルレハ全村ノ通義自ラ乱レン、通義乱ルレバ全村衰退之基ト奉存候得ハ、仮令如何様之儀有之テモ、地ヲ割キ和談候儀ハ誓テ難相成、御厚意ヲモ不憚此段上申候也」と示談に応ずる気持ちのない村の強い決意を表明している。

このように、県の再三にわたる示談説諭も功を奏さなかつた。その後数年間の経過は不明であるが、この郡村境界争論は県参事会の審査に持ち込まれることになった。明治二十四年十一月十九日に、福原村長奥山健吉が訴願者となり、「郡村界争論地処分訴願」が県参事会、県知事長谷部辰連あてに出されたのである。これに対し堀内村では、村長代理の助役伊藤齊寛が被訴願者となつて対処した。

福原村の訴願理由を要約するとつぎのようであつた。

- ① 毒沢と実栗屋の境界は松根沢である。
- ② 係争地は元来、毒沢村の高請地で、宝暦年間以後は荒地と化していたが、再耕を考え地租改正の時まで毒沢村で貢米

を納めてきた。

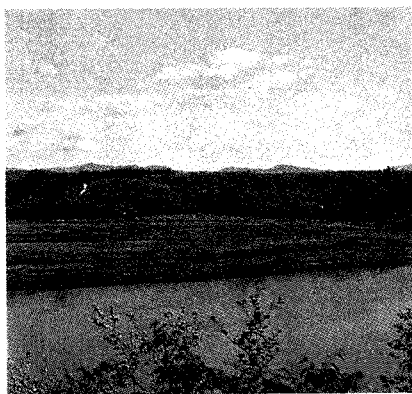
③ 堀内村がユスナゴと称する区域の字名は、実は鳥捕場といい、毒沢村民が鳥打営業をその所で行っていたことからついた地名である。堀内村の田畑が古来、湯砂子沢他から灌漑したことから、その水路を村界に定めたと主張しているが、田畑は微々たるもので、それさえ古くは富田村のものであった。堀内村ではこの田畑を根拠にして、係争の官有原野も自村の地籍に組入れたと認められる。

④ 村界松根沢の麓を長兵衛沢といい、往古に毒沢村の大山長兵衛の開墾した所である。

⑤ 松根沢には毒沢からは村民が山稼ぎをしてきた数條の道がつき、さして不便な所ではないが、堀内村からは一條の道しかなく、便利のよい所ではない。

このようなことを事実としてあげ、福原村ではその証拠として、元禄七年の諸色改帳をはじめ、六号までの旧幕領時代の地方帳、絵図などを提示している。

これに対して、堀内村では明治二十五年六月と、同年十二月二十一日に県参事会の席に惣代人の伊藤吉雄が出席し、自村の主張する内容の説明を行っている。堀内村は、村界はすなわち郡界であるから、それを明らかにするには旧藩時代の領界が判明すればよいとの立場で、旧藩時代の絵図面、文書類を周到に用意してこの問題に当たった。二十五年十二月二十一日の県参事会で、伊藤吉雄が行った説明を要約す



ユスナゴ開田

るとつぎのようであった。

- ① この係争地は、旧幕藩時代には争論など無かった土地で、明治十五年に旧幕藩領の郡界に設置されていた分石が、何者かに盗難されてから争論が起こった。
- ② 福原村の主張は、松根沢の官有地三五町歩余の内、字鳥屋森からユスナゴの原野は皆毒沢地内にあり、堀内村の民有地のみが飛地だとするものである。
- ③ 松根沢は往古から沢だけでなく、小字の名称で、現在の官民有地合わせて三六町三反歩余は、古くから堀内村の地盤に相違ない。
- ④ 係争地が堀内村の高請地であったことは、正徳二年十一月改土書帳をはじめとする旧藩時代の地方帳類、地租改正地引帳により明白である。
- ⑤ 福原村で言う鳥捕場は、二ノ輪山にある名称を堀内村地内のユスナゴに偽名したものである。毒沢村の村民でさえ訴願惣代の阿部源太郎以外は係争地をユスナゴと言っている。
- ⑥ 松根沢の内ちう平沢という小沢の旧耕地二反七畝歩余は、村内の矢作清吉の持地である。
- ⑦ 係争地に村内からの通路が少ないのは、旧藩時代に越石を厳禁したためである。維新以後は糸引道を開さくし、便利が良くなっている。
- ⑧ 明治元年に、戸沢氏の領地なるをもってユスナゴに台場を築いたことがある。
- ⑨ 猿羽根播摩守系図書も郡界を知る証拠となる。

以上、要するに福原村は松根沢を沢名としてとらえ、その沢を境界とし、堀内村は松根沢を字名としてとらえ、その水落、つまり山の嶺通しを境界として主張したのであった。

両者の主張を受理した県参事会では、その審理を行い、明治二十六年二月十五日に被訴願者、つまり堀内村の主張する境界線が正確との判断を下し、福原村の訴願を退けた。その理由は、福原村の主張する松根沢界の根拠なく、鳥捕場の場所も定かでない。それに対して、堀内村の論拠とした元禄十三年の戸沢・松平両領主間で交した郡境絵図控と、戸沢氏が幕府に差し出すために調製した絵図の控は、「訴願者主張する所の松根沢境界線を打破するに十分なり。」というものであった。旧幕藩時代の領界が決め手とされたのである。

しかし、福原村はこの県参事会の裁決を不服として、その決定のやりなおしをすぐに行政裁判所に申告した。訴訟原告・福原村長奥山健吉、被告・堀内村長大塚繁之輔の間で、境界争論は行政事件として争われることになったのである。

行政裁判所は、明治二十六年七月二十一日に評定官を現地に派遣し、猿羽根山から鳥屋森までの実検をさせるなどして審理を重ねた末、同年十二月九日に判決を下した。判決はやはり「原告の請求相立ず。訴訟費用は原告の負担とす。」と、堀内村の勝訴を言い渡した。その理由は、前述したような原告側の主張を根拠がないとすべて退け、旧幕藩時代の絵図類を決め手として、「被告の所謂鳥屋森を経大畑山に至る迄嶺通りを以て領境と為しあれば」と述べ、堀内村の主張した旧幕藩時代からの嶺通しの境界が正しいとの県参事会の決定が当を得たものだというのであった。

こうして、今日にユスナゴ事件として伝えられている郡村境界争論は一二年余にわたって争われ、結局はユスナゴが堀内村に帰属することで事件が解決し、村境と郡境が確定したのであった。

6 創立期の青年団活動

舟形・堀内二村における青年団活動が、組織的に展開されるのは、いずれも日露戦争以後のことである。現在、判明している組織の創立年月をあげれば、長沢青年団(明治四十三年五月)、堀内青年団(明治四十五年)―大正元年から動きが始まり、正式に創立総会をひらいたのは、大正四年二月)、堀内女子青年団(大正十二年三月)。舟形本村の動きは、資料が発見できず不明だが、時期としては明治末年から大正の初めにかけてのことだろう。

勿論、これ以前にも、各村・各部落には江戸時代からつく青年組織はあった。「若者組」とか「若者連」と呼ばれる組織である。活動内容は祭礼・警防・共同作業等であるが、明治以降の産業・文化・諸制度の急激な近代化に伴い、若者組は旧来の社会的機能を失った。加えて日清・日露戦争を経て資本主義経済の農村への浸透、また農村内部における貧農(零細小作農)と富農(大地主)の両極分解がはじまると、まじめに働くことがバカらしくなり、退廃的ムードに流されるようになったという。

この状況を、創立以前の堀内青年団洲崎支部の風潮として、次のように伝えている。

就中^{なかずく}洲崎青年団支部は舊来若者連と唱ふる一の集合団体に過ぎず。其の標榜する所の目的内容狭小にして社会的觀念に乏しく随て時代の進運に適合せざるものあり、殊に冬期間にありては神楽舞と称する娯楽の爲めに青少年^{こせ}挙つて没頭し家事を顧みるものなく徒に越年するを例とせり。その結果は風紀^{たいはい}の頹廢^{たいはい}に影響し一般に奢侈^{しやし}に流れそれと共に博奕^{ばくち}の流行を来し、節義、道德は地を払ひ、遊惰淫靡^{ゆうだいなひ}の風滔として上下に瀰漫するに至れり、爲めに僅々十有三二戸の小部落は不

生産的の負債多額に上り、又た救ふべからざるの状況を呈するに至れり、之に於て幹部成澤淺吉、阿部三吉等は深く之を憂ひ、先づ如何にせば村の衰頹を挽回し得べきかに就て日夜肝膽かんたんを倅きて考慮熟議の結果第一に精神的方面の改造、第二に経済的方面の改造を図るべきの要を悟り、之れを以て部落振興の二大方針とせり

(『昭和貳年山形県最上郡堀内村勢要覽』)

また、一方では前近代的ときえ思われる、誰かが他村の者と喧嘩した場合は、村の若者一同助勢するばかりか、ケガをした場合は養生費は一同で負担する、といった「規約書」が残っている。若者の部落共同体意識を示すものとして、昔ふうで義理がたく面白くはあるが、近代にふさわしい「規約」とはいえぬであろう。それを次に示す。

明治三拾七年

連判規約書

旧五月二八日認メ

野村

若者連中

規約書

第壹条 集会の告示を請タル時ハ時間ヲ不誤急度出会可致候事

但シ契約之勤務ヲシタル者ヲ差出可申候事

第貳条 他村ト不得止ヲ場合ニ於テ喧嘩ハ出来誰ナリ供組打ニナリタル時ハ当村モ統助力可致候事

但シ加是之場合ニ誰ナリトモ負傷シタル時ハ養生之損害は当村老統負擔スル事

第三条 前規約ヲ誤リタル者有之候はゞ若衆之見込を以て過代を可申付候事

総 督 井 上 運 吉 押印 總督代理 伊 藤 庄 蔵 押印

總督代理 石 川 孫 市 押印 外三十八名(氏名略す) 押印

(『町史資料集』No.1)

野村とは、いうまでもなく長沢村の野である。「総督」だの、その「代理」だのといったコトバ使いも大げさでおもしろいが、この文書を発見した伊藤肇(長沢)さんは、次のような注釈をつけている。

「当時は部落意識が非常に強かつたと思われる。私の小学校時代にもよく幅部落の同年輩の者と石投喧嘩をした覚えがある。総督一名、同代理二名が居る。総督の名称も仲々味がある。一家にて二名及び三名も連判して居る。私の家では私の父と叔父の二名が連判して居る。総督・井上運吉(井上吉輔君の父の叔父に当たる)。総督代理・石川孫市(故石川安雄君の父親)、同・伊藤庄蔵(伊藤善吉「後に馨と改名」の父親)。」

——しかし、明治末年から大正にかけて創立されていく青年団組織は、こういう旧来の「若者組」意識を否定した所から出発したものであった。

その組織化の動きは、明治四十二年から活発化していく地方改良運動と不即不離の関係で行われていく。地方改良運動は、日清・日露戦後の衰微した地方の産業・経済・政治等を再建するために、(1)町村自治体運営の確立、(2)町村経済・殖産(部落共有林・農事改良・産業組合等の設立)強化、(3)小学校教育・青年会運動の奨励等を骨子とした、国家主導型の政策の展開である。明治四十一年に公布された、『ぼしんじょうしょ戊申詔書』が、地方

改良運動開始の宣言的役割を果たした。「上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」よ、といった詔書の文句は、「青年団規約」にも反映されていく。次に紹介するのは、明治四十三年五月に創立された、長沢青年団の団則とその心得である。

明治四十三年五月創立

長澤

青年 団規則並に団員心得

青年

長澤青年団

第一部 字 野

長澤青年団規則

第一条 本団ハ教育勸語及ビ戊申詔書ノ主旨ヲ奉体シ協同一致之ガ実行ヲ期スルヲ目的トス

第二条 本団ハ十七歳以上三十五歳以下ノ長澤居住ノ男子ヲ以組織ス（但シ役員ノ見込ニテ十七歳未歳ノ者三十五歳

以上モ入団セシムル事アルベシ）。

第三条 本団事務所ハ当分長澤尋常小学校内ニ之ヲ設ク。

第四条 本団ハ便宜ノ為メ支部ニ区別ス上長沢居住団員ヲ第一部トシ其ノ他ヲ第二部トシ互ニ提携シテ本会ノ目的ヲ

達スルモノトス。

第五条 本団ニ左ノ役員ヲ設ク。

- 一、団長名
- 二、副団長名
- 三、幹事長名
- 四、幹事十四名
- 五、評議員六名

六、会計員四名

第六條 団長ハ本団一切ノ事務ヲ總理シ會議ノ節ハ其議長トナル副団長ハ団長ヲ補佐シテ庶務ヲ整理シ団長不在ノ際ハ其ノ代理ヲナス幹事長ハ幹事ヲ督励シテ會ノ事務ヲ整理シ且ツ記録ヲ掌ル幹事ハ幹事長ノ指揮ニ從イテ諸般ノ事務ニ服シ且ツ団員ノ徴収補助スルモノトス。

評議員ハ団長ノ招集ニ応シテ重要ノ事項ヲ議定ス會計員ハ會計事務ヲ取扱フモノトス。

第七條 幹事及ビ評議員ハ各字団員ノ選挙ニ依リテ之ヲ定メ副団長壹名ハ第一部団ノ幹事及ビ評議員ニ於テ各其ノ部員中ヨリ選挙シ団長ハ全部ノ幹事及評議員ニ於テ之ヲ選挙シ會計員ハ団長ニ於テ幹事及ビ評議員中ヨリ指定スルモノトス 但シ任期ハ各式ケ年トス、
幹事、評議員、會計員ハ半数改選スルモノトス。

第八條 本団ニ於テ舉行スル事項左ノ如シ。

- 一、講話討論談話等ノ會ヲ開キ知識交換ヲナス事。
- 二、議會ヲ開キテ重要事項ヲ議定スル。
- 三、雜誌購読ヲナス事。
- 四、青年者ノ惡幣矯正シ美風ヲ助長スル事。
- 五、教育衛生勸業等發達ヲ謀ル事。
- 六、勤儉尚武練磨ノ氣風ヲ養成スル事。
- 七、本郡青年団大会ニ代表ヲ派遣スル事。
- 八、農作物及農作品品評會ヲ開ク事。
- 九、青年団基本財産ヲ蓄積スル事。

十、欠席児童の出席ヲ督励シテ学校ニ援助ヲ与ヘル事。

第九条 毎年左ノ如ク開会ス大会或回應時回数回数以上ト定ム。

第十条 大会ハ団員全部ヲ召集シテ会務及ビ會員ノ異同各部団ノ活動狀況ヲ報告シ若シクハ協議談話等ヲナスモノトス。

第十一条 団費ハ団員ノ負担トス。

第十二条 徳望家（不 明）ノ待遇ヲナス。

第十三条 本会ニ対シ特別ノ功勞アル者ハ之ヲ賞ス。

第十四条 青年団心得第六項第七項第九項以下ノ項目ヲ犯シタルモノハ之ヲ罰ス其ノ罰則方法ハ各部団ノ定ムル処ニ依ル（但シ団員心得ハ別ニ之ヲ定ム）。

第十五条 本団ニ左ノ帳簿ヲ設備ス。

⊖ 青年団規則及ビ団員名簿 ⊖ 會計簿 ⊖ 記録簿

第十六条 本団ノ名譽ヲ毀損若シクハ毀損セントスル者ハ之ヲ除名ス本団則ハ全団員十名以上ノ建議ヨリ本団役員三分ノ二以上ノ會議ヨリ変更スル事ヲ得。

長澤青年団員心得

一、正直ニシテ活氣アルベキ事。

二、道徳ヲ重シ禮讓ヲ守ルベキ事。

三、長者ヲ敬シ幼者ヲ勞ル事。

- 四、勤務ヲ重シ奢シヲ戒ムル事。
 - 五、公共事業ニ力ヲ盡シ兼テ公德ヲ重スベキ事。
 - 六、神社佛閣墳墓等ニ対シ不敬ノ所為アルベカラザル事。
 - 七、公会時間ニ後シ若クハ無断欠席ヲナサザル事。
 - 八、末丁年者ハ冬季補習学校若クハ夜学校ニ出席スル事。
 - 九、未成年ハ煙草及ビ酒ヲ飲マザル事。
 - 一〇、成年者ト雖モ元旦年賀及祝儀祝日ノ外ハ酒ヲ飲マザル事 但シ飲酒ハ少量ニシテ害ナキヲ期スル事。
 - 十一、故ナクシテ他人ノ居宅又ハ小屋等ニ宿セザル事。
 - 十二、妄ニ飲食店ニ立チ寄ラザル事。
 - 十三、賭博ニ類スル何事モ一切ナサザル事。
 - 十四、夜間ノ外出ハ成ルベク十時ヲ限リ帰宅スル事。
 - 十五、鄙猥ノ歌ヲ歌ハザル事。
 - 十六、板べい其他ニ落書ヲシ若クハ通行人ニ侮辱悪口等ヲナサザルコト。
 - 十七、他人ノ田圃山林原野等ニ対シ少シモ迷惑ヲ加ヘザル事。
 - 十八、如何ナル場合ニ於テモ残酷ナル行為ばり暴言ひばう其他風儀ヲ害スル如キ所為アルベカラザル事。
- 右之条々堅ク相守ルベキ事。

明治四十三年一月二十八日

長澤青年団



先輩幹部たちから贈られた舟形町
連合青年団旗（昭和35年）